

第2次観音寺市環境基本計画 (改訂版)

人と自然が織りなす 彩りと笑顔があふれる
環境のまち かんおんじ



2023年3月
観音寺市

〈用語解説について〉

本文中に「*」を表示した用語については、資料編「用語集」に解説を掲載しています。

ごあいさつ

観音寺市は、温暖な気候とみどり豊かな山々、瀬戸内海の中央部に位置し、豊かな漁場を有する燧灘、2 km にわたる海岸が続く有明浜などの自然に恵まれ、また、豊稔池堰堤、銭形砂絵、四国八十八ヶ所霊場など、古くから受け継いできた歴史と文化が織りなす豊かな環境から成り立っています。

一方、近年、世界各地で地球温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨等の異常気象が報告されており、日本においても平均気温の上昇や、大雨・台風等による災害、農作物や生態系への影響が観測されています。このような状況を踏まえ、2015年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で合意されたパリ協定では、「世界の平均気温を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を迫及する」との目標が国際的に共有されました。

本市においても、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、国や県、市民、事業者との連携強化が必要不可欠であることから、2022年3月1日の令和4年観音寺市議会第2回定例会の施政方針において、「2050年までに市域の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す」ゼロカーボンシティ宣言をしました。本市の豊かな自然を後世に遺していくためには、市民や事業者、行政が一丸となって脱炭素社会の構築に向けた長期的な取組を進めていく必要があります。

このため、本市では、SDGsの考え方を活用した「環境・経済・社会の統合的向上」を目指す取組に加え、ゼロカーボンシティの実現に向けた様々な取組を強化するため、「第2次観音寺市環境基本計画」を改訂しました。

本計画では、環境像「人と自然が織りなす 彩りと笑顔があふれる 環境のまち かんおんじ」の実現に向け、「気候変動」「資源循環」「自然共生」「快適環境」「学びと協働」という5つの基本目標を掲げました。また、それぞれの課題に個別に取り組むだけでなく、関連する分野において総合的に取り組んでいくための3つの重点戦略を定め、市の環境・経済・社会の向上に一体的に取り組んでいくこととしております。

今後、本計画に基づき、施策や事業を充実させ、市民の皆様や事業者等への環境保全行動をさらに促進し、持続可能な環境の形成・維持・保全に積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、熱心にご審議いただきました観音寺市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様及び事業者の方々に心から感謝を申し上げますと共に、本市の環境政策の取組につきまして、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。



2023年3月

観音寺市長 佐伯 明浩



観音寺市「ゼロカーボンシティ」宣言

近年、世界各地で地球温暖化が原因と考えられる猛暑や豪雨等の異常気象が報告されており、我が国においても平均気温の上昇や、大雨・台風等による災害、農作物や生態系への影響が観測されています。

このような状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を迫及する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による特別報告書で、気温上昇を1.5℃に抑えることによって、多くの気候変動の影響が回避できることが強調され、そのために2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量実質ゼロを達成する必要があるとされています。2021年11月に開催された第26回国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP26）において「世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑える努力の迫及を決意する」等を明記した「グラスゴー気候合意」によって、2015年のパリ協定の実施指針が完成し、各国は削減目標の再検討や強化に動き出しています。

我が国は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。

本市では、第2次観音寺市総合振興計画において、将来都市像である「みんなで奏でる“にぎわい やすらぎ ときめき”の都市～元気印のかんおんじ～」を実現するために、「自然と共生した美しく快適なまち」を基本目標として、環境保全活動の推進と美しい景観の形成、公園・緑地・水辺の整備、上下水道の整備、ごみ処理体制と屎処理体制の充実、墓地と斎場の整備などに取り組んでいます。

また、この取り組みを環境面で支える第2次観音寺市環境基本計画を策定し、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネルギー行動の促進、低炭素なまちづくりの推進、気候変動への対応などを基本施策として対応してきたところであります。

このような取り組みの結果、市域エネルギー消費量は2018年度に2013年度比26.3%削減し、市域温室効果ガス排出量は2013年度比31.6%削減しています。また、太陽光発電システム導入量は2020年度に約24,000世帯分に相当する67メガワットに達しています。

本市の豊かな自然を後世に遺していくためには、国や県、民間事業者との連携を通じて積極的に取り組まなければならない、そのため、本市は「2050年までに市域の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す」ことをここに宣言します。

令和4年3月1日

観音寺市長 佐伯 明浩

- 目 次 -

第1章 第2次観音寺市環境基本計画について.....	1
1 改訂にあたって.....	1
2 計画の目的.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象範囲.....	3
5 計画の対象区域.....	3
6 計画の位置づけ.....	4
第2章 計画改訂の背景.....	5
1 環境基本計画を取り巻く主な背景.....	5
2 観音寺市の環境の現状と本計画改訂における課題.....	8
第3章 環境像・基本目標・重点戦略.....	16
1 環境像.....	16
2 基本目標.....	17
3 重点戦略.....	18
第4章 環境像の実現に向けた施策と取組.....	19
1 施策体系.....	19
2 施策と取組.....	22
基本目標1 気候変動 気候変動を緩和し、適応するまちづくり.....	22
基本目標2 資源循環 資源を大切に作る循環型まちづくり.....	32
基本目標3 自然共生 豊かな自然と共生するまちづくり.....	40
基本目標4 快適環境 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり.....	46
基本目標5 分野横断 環境を守り育てるひとづくり、地域づくり.....	54
第5章 環境像の実現に向けた重点戦略.....	62
第6章 家庭や事業所での環境配慮行動.....	68
1 家庭で実践！節約にも役立つ省エネ術と地球にやさしい行動.....	68
2 事業所で実践！経費削減にも役立つ省エネと環境に配慮した事業活動.....	72
第7章 計画の進行管理.....	74
1 推進体制.....	74
2 進行管理の方法.....	75
第8章 資料編.....	76
1 観音寺市環境基本条例.....	76
2 策定の経緯.....	80
3 市民等の意識調査結果.....	82
4 用語集.....	101

第1章

第2次観音寺市環境基本計画について

1 改訂にあたって

観音寺市は、市の環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、2009年5月に「観音寺市環境基本計画」（以下、「1次計画」という。）を策定しました。その後、2015年の中間見直しを経て、2019年に「第2次観音寺市環境基本計画」（以下、「2次計画」という。）を策定し、具体的な環境施策に取り組んできました。

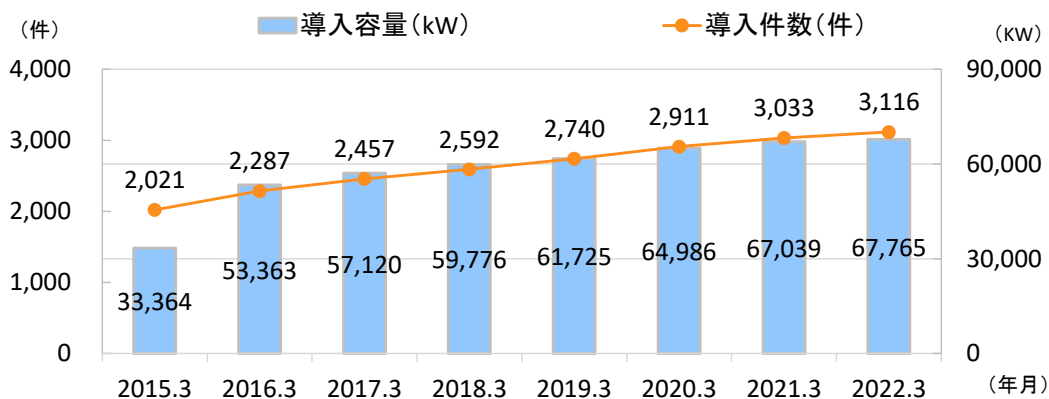
2次計画においては、5つの分野（「気候変動*を緩和し、適応するまちづくり」、「資源を大切にする循環型まちづくり」、「豊かな自然と共生するまちづくり」、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」、「環境を守り育てるひとづくり、地域づくり」）ごとに施策を設定し、環境保全の各種取組を推進してきました。

さらに、関連する分野において総合的に取り組んでいくための3つの重点戦略（「かんおんじの水とみどりをまもりそだてる」、「かんおんじの空をまもりそだてる」、「かんおんじの人をまもりそだてる」）を選定し、市の環境・経済・社会の向上に一体的に取り組みました。

特に、「かんおんじの空をまもりそだてる」に関する取組のうち、微小粒子状物質（PM2.5*）や悪臭の発生原因となっている野焼きについて、広報紙による啓発や多発地域に対する重点的なチラシの回覧を行うとともに、香川県や警察と連携して行為者に対する指導を実施したことにより、PM2.5*の環境基準*超過日は減少しました。また、住宅用太陽光発電*システムの導入に対する支援を行い、太陽光発電*システムの導入容量も順調に伸びているなど、脱炭素社会に向けた着実な進展がみられています。



観音寺市の代表的な景観



（出典）資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」

図1 太陽光発電*システムの導入容量および導入件数の推移

市民の環境保全活動の推進が図られた一方で、市の環境の現状において、今後の課題と考えられる側面も存在します。

生活環境の分野においては、海域など公共用水域の水質改善や、野焼きに起因した悪臭苦情については改善が見られたものの引き続き対策が必要とされています。また、新型コロナウイルス感染症の長期化が、海岸・河川清掃参加人数の減少のほか、のりあいバス*利用者数の減少など様々な分野に影響を及ぼしています。

温室効果ガス*の排出削減とともに、近年の気候変動*や感染症拡大による影響の顕在化に伴い市として適切な対応が求められています。

また、2次計画の策定以降、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

世界においては、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs*）」の採択や「パリ協定*」の発効に加え、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）で採択されたグラスゴー気候合意など、国際社会全体が協力して、カーボンニュートラルの実現を含め、持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組む枠組みの整備が進んでいます。

我が国においても、2020年10月に政府が「2050年カーボンニュートラル」宣言を行い、これを受けて2021年6月に地球温暖化対策推進法*（以下、温対法という。）が改正されました。2021年10月には地球温暖化対策計画が閣議決定し、2030年度に温室効果ガス*を2013年度比46%削減することが示されるなど、脱炭素に向けた枠組みの整備が急速に進んでいます。

本市でも、2022年3月に2050年までに市域の温室効果ガス*（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この実現に向けて、市民・事業者・行政が一体となって取組を行っていく必要があります。

以上のことから、2次計画における取組成果と課題を踏まえるとともに、昨今の環境行政を取り巻く状況の変化に対応するため、「第2次観音寺市環境基本計画」を改訂します。

2 計画の目的

本計画は、健全で恵み豊かな環境が守られ、より質の高いものとして将来の世代へ継承される、持続的な発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、これらを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、本計画は、市民や事業者が日常生活や事業活動などに際し、環境の保全及び創造に関する取組を主体的に実践していくための指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「観音寺市総合振興計画」との整合を図り、計画の初年度を2019年度、最終年度（計画目標年度）を2027年度とします。

本計画は、計画期間の中間年度において見直しを行い、2023年度から2027年度までを計画期間とします。

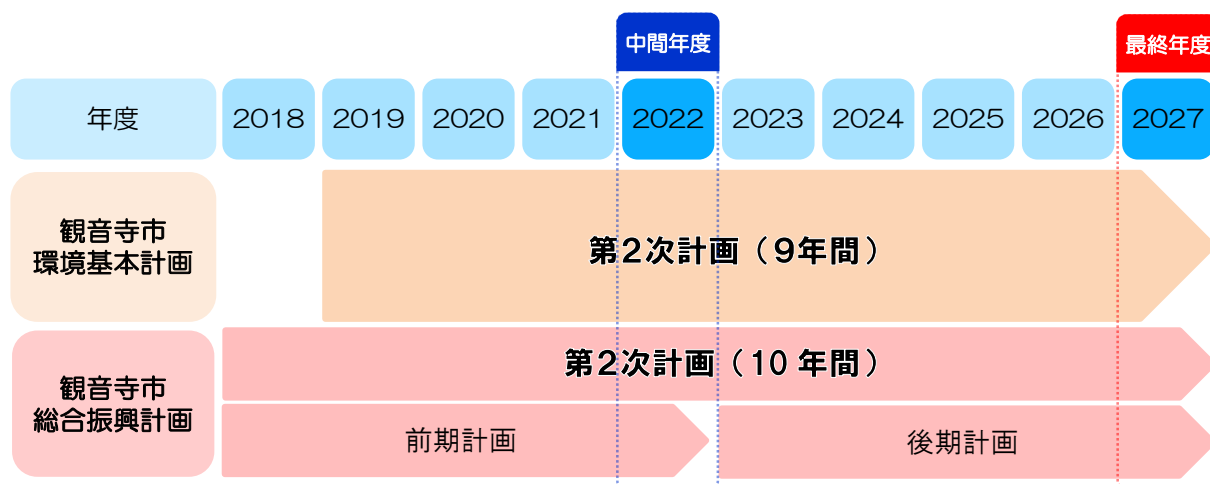


図 2 計画の期間

4 計画の対象範囲

本計画において対象とする範囲は以下のとおりとします。

地球環境分野	地球温暖化、エネルギーなど
資源循環分野	廃棄物、水循環など
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水辺、公園など
生活環境分野	大気環境、水環境、土壌・地盤環境、騒音、振動、悪臭、化学物質、美化など

5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、観音寺市全域とします。

6 計画の位置づけ

本計画は、観音寺市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、上位計画である「観音寺市総合振興計画」を環境面で支えるものです。

また、国内外における脱炭素化への急速な流れを受け、脱炭素施策の充実と着実な進行管理を行うため、これまで本計画に包含していた「観音寺市地球温暖化対策実行計画」を独立した計画とします。

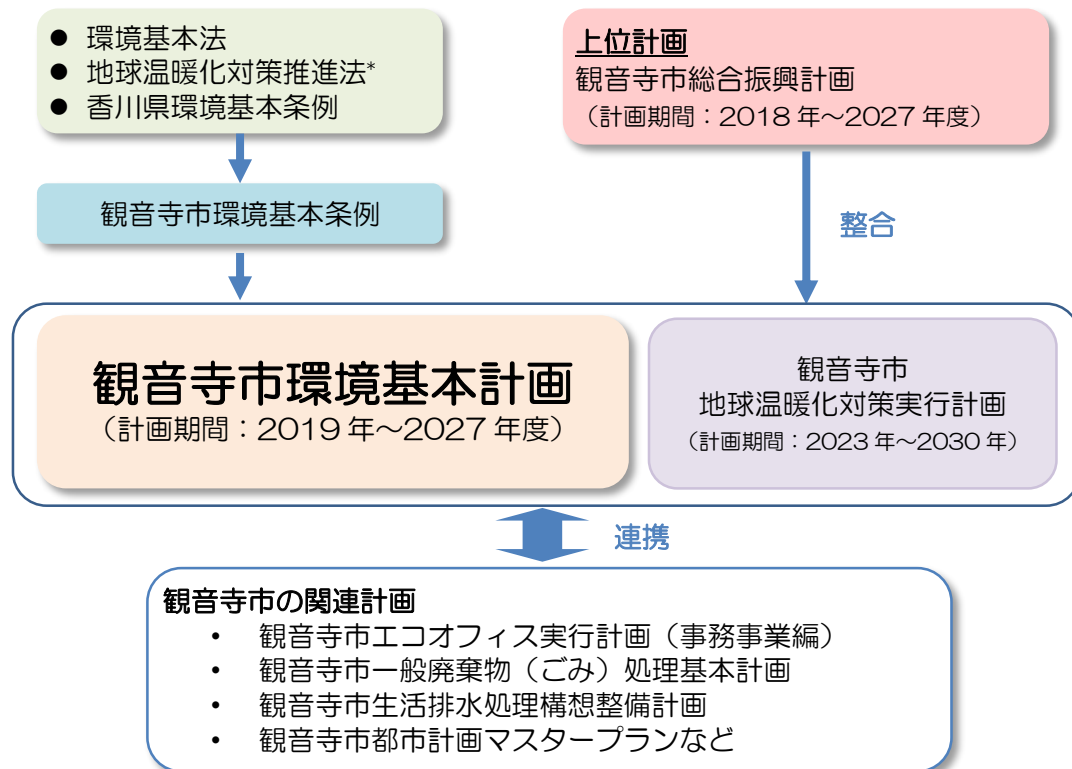


図 3 計画の位置づけ

第2章

計画改訂の背景

1 環境基本計画を取り巻く主な背景

(1) 観音寺市の動向

本市では、まちづくりの総合的な指針である「第2次観音寺市総合振興計画後期計画」を2023年3月に策定し、今後のまちづくりに対する基本的な考え方として、「“こころ”の継承と創造 ～ささえる つなぐ のばす～」という理念を掲げました。この理念には、瀬戸内の豊かな自然環境、長い歴史によって育まれてきた伝統文化など、市に暮らす人びとの精神風土を形成する歴史・文化・環境を継承していくという考え方を持つものです。



市の景観資源・自然資源を代表する銭形砂絵と有明浜

また、理念を踏まえた市の将来像として「みんなで奏でる“にぎわい やすらぎ ときめき”の都市 ～元気印のかんおんじ～」を掲げており、様々な産業や人が連携し合うことにより新たな活力を生み出す「にぎわい」のあるまち、豊かな自然環境に抱かれ人びとが支え合い、子どもから高齢者まで、だれもが健康で安全に安心して暮らせる「やすらぎ」のあるまち、また、子どもや若者が元気に育ち、まちづくりやまちの魅力の発信に参加する、ひととまちの双方が元気で活気にあふれる「ときめき」のあるまちの形成を目指すこととしています。

環境政策は、第2次観音寺市総合振興計画後期計画に掲げた市のまちづくりを推進するための重要な側面であり、市の将来像の実現に向けて、取組のさらなる強化が求められています。特に、昨今の国内外の脱炭素に向けた動向を受け、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」に取り組むことを表明した地方公共団体が増えており、自治体ごとに脱炭素社会の実現に向けて市民・事業者と認識を共有し、地球温暖化対策の取組を具体的に実践することが求められています。本市においても、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを実現するためには国や県、市民、事業者との連携強化が必要不可欠であることから、2022年3月に市長がゼロカーボンシティ宣言を行いました。

(2) 国際的な動向

2015年に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs*)が掲げられました。SDGs*は、2016年から2030年までの国際目標であり、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、先進国を含めた国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

また、地球温暖化対策に関する動向としては、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定*」が2016年11月に発効しました。「パリ協定*」では、気候変動*による

リスクを抑制するために、2050年までの世界の気温変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力目標を掲げています。2018年12月には、各国が温室効果ガス*排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくかなどの項目を含むより詳細なルールブック（実施指針）が合意されました。2021年10月には気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催され、それまで合意に至っていなかった「パリ協定*第6条」（削減した温室効果ガス*の国際取引に関するルールを定めたもの）が決定する等、1.5℃目標に向けた取組が世界的に本格始動しています。



（出典）国際連合広報センター

図 4 持続可能な開発目標（SDGs*）の17の目標

（3）国の動向

国の「第五次環境基本計画」が、2018年4月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現、が掲げられました。また、SDGs*の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

一方で、2020年10月、菅内閣総理大臣（当時）が所信表明演説で「2050年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受けて、温対法が改正され、それに伴い改訂された「地球温暖化対策計画」が2021年10月22日に閣議決定されました。改訂された地球温暖化対策計画では、新たな削減目標として「2030年度の排出量削減目標を2013年度比46%削減」が掲げられ、脱炭素化の実現に向けた道筋が示されています。

また、2021年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定され、第5次エネルギー基本計画で「22%～24%」とされていた2030年の電源構成における再生可能エネルギー*の割合が「36～38%程度」に引き上げられました。これにより、再生可能エネルギー*の主力電源化

を徹底し、再生可能エネルギー*に最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが示されました。



(出典)環境省「第五次環境基本計画の概要」(2018年4月)

図5 第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

(4) 香川県の動向

香川県では、2021年10月に「香川県環境基本計画」が策定されました。この中で環境の将来像として「県民みんなでつくる 人と自然が共生する持続可能な香川」が掲げられており、その実現のための施策として、4つの環境分野（「地球環境分野」、「資源循環分野」、「自然環境分野」、「生活環境分野」）と、各分野にまたがる基盤整備・地域づくりにそれぞれ基本目標が設定され、施策展開の方向が示されています。

これらの動向を踏まえ、本市においても、国際社会及び国・県の取組と協調しながら、持続可能な社会づくりのために、市としての役割を果たしていくことが求められています。

2 観音寺市の環境の現状と本計画改訂における課題

(1) 環境に関する市民の意見

本計画の改訂にあたり、市民・事業者の環境に関する意識意向を把握するためのアンケート調査を実施したところ、以下の意見が得られました。

1) 省エネ・再エネ設備の利用状況

市民（18歳以上～80歳未満の市民）や事業者（従業員10人以上で土地・建物を所有する事業所）において、既に普及が進んでいる「省エネ家電」や「LED*照明」については一定の導入が進んでいます。一方、今後普及が見込まれている「電気自動車*」や「家庭用蓄電池*」については、現在のところ普及が進んでいませんが、導入したい意向がみられました。

今後普及が見込まれるものについては、導入費用が高い、買換え時期ではないなどが導入しない理由として挙げられていることから、導入費用の負担軽減とともに建て替え等のタイピングでの啓発が重要と考えています。

問：家庭における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について

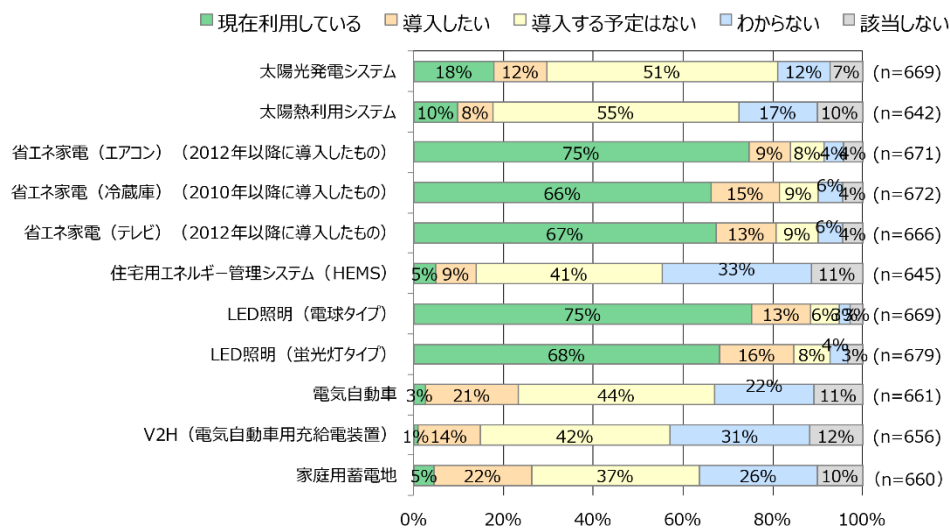


図 6 家庭における省エネルギー・再エネルギー設備の利用状況

問：事業所における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について

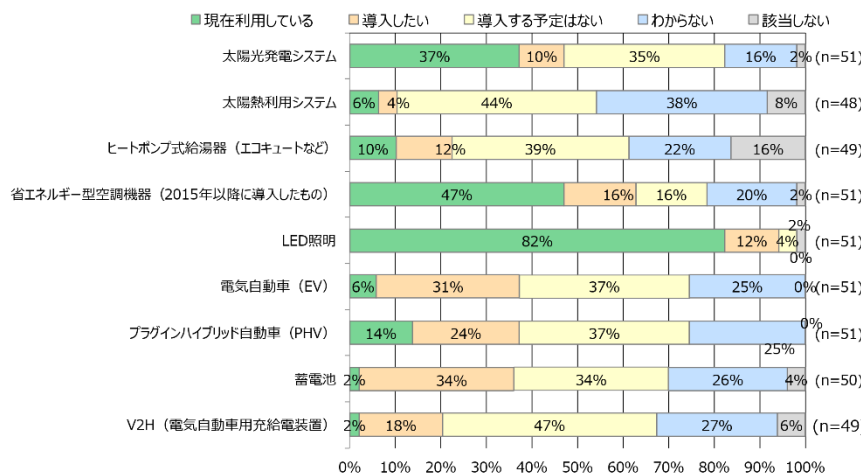


図 7 事業所における省エネルギー・再エネルギー設備の利用状況

2) 再生可能エネルギー*の利用意向

市民・事業者ともに、再生可能エネルギー*由来の電力について「毎月の電気料金が変わらなければ利用したい」との意向が多く見られます。また、電力会社の切り替えについて、電力会社の契約手続のしやすさやトラブル時の対応力を求めていることが分かりました。

今後、市民や事業者が再生可能エネルギー*由来電力を導入するためには、費用面とともに電力会社の安心感やサービスに関する情報発信が重要と考えています。

問：家庭における再生可能エネルギー*からつくられた電気の利用意向について（n=675）

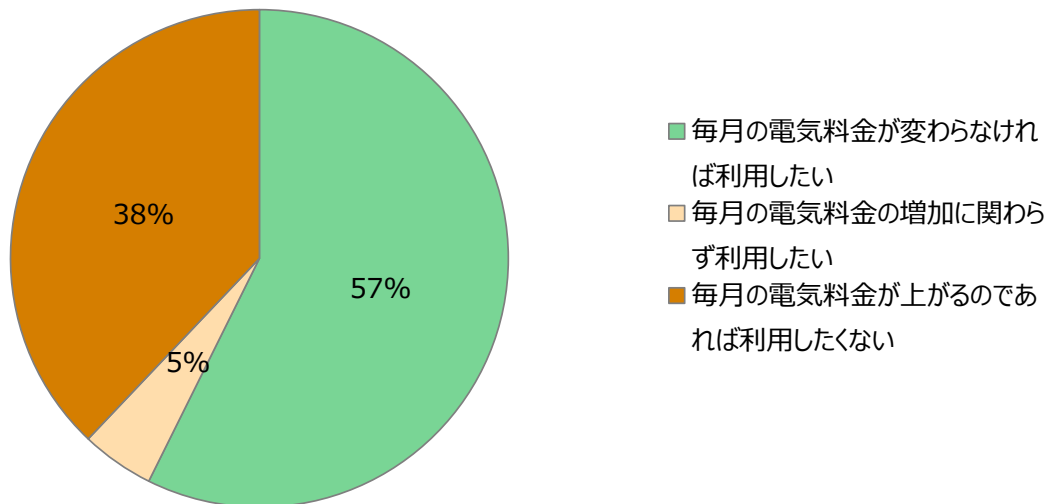


図 8 家庭における再生可能エネルギー*からつくられた電気の利用意向

問：事業所における再生可能エネルギー*からつくられた電気の利用意向について（n=51）

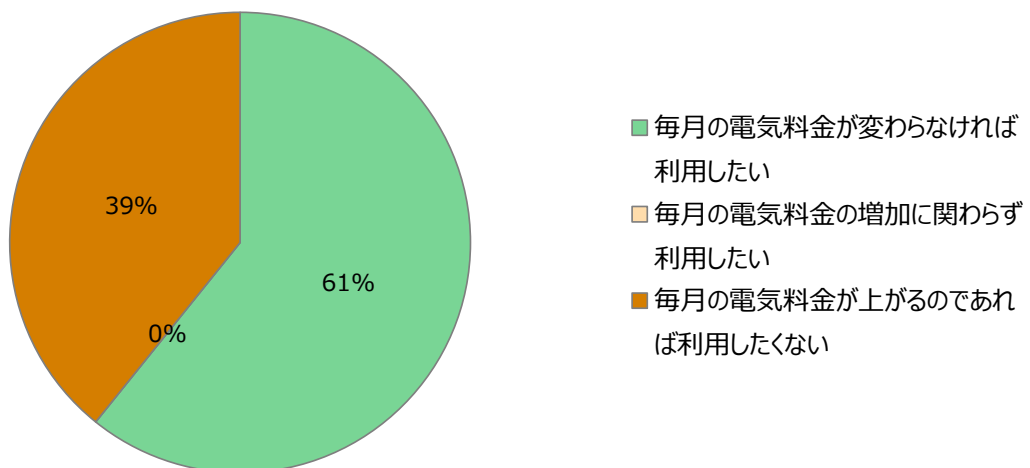


図 9 事業所における再生可能エネルギー*からつくられた電気の利用意向

3) 観音寺市が取り組むべき施策について

市民は「再生可能エネルギー*や省エネルギー機器の導入に対する助成をしてほしい」との意向が、事業者は「対策実施・機器導入等への公的融資や利子補給、補助金制度の充実」を望む意向がそれぞれ多くみられました。

今後、市民や事業者が脱炭素に取り組むうえで、導入費用の負担軽減が重要と考えています。

問：市に期待する施策

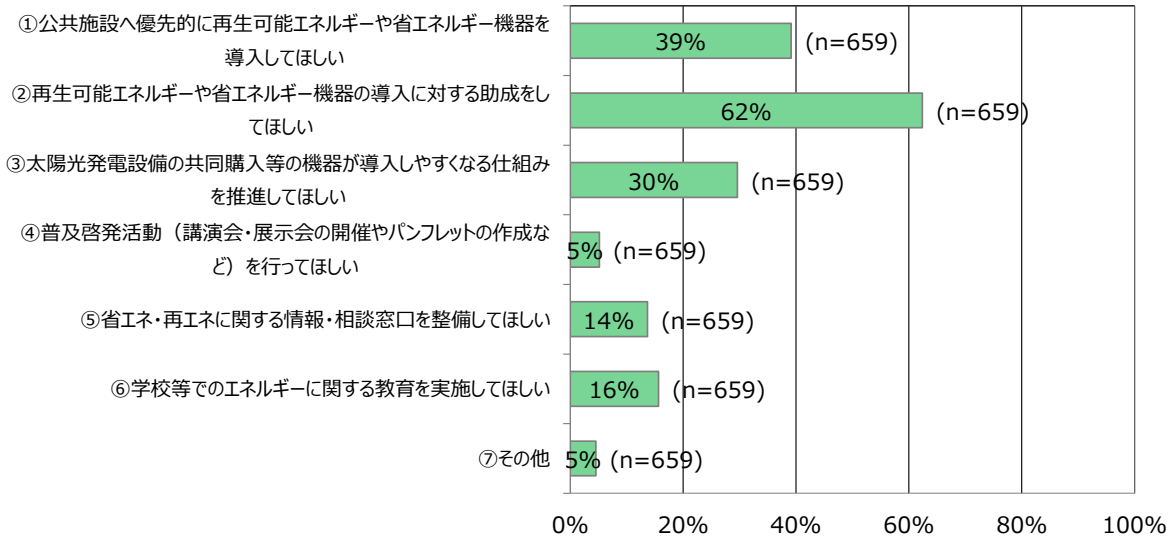


図 10 市民が市に期待する施策

問：市に期待する施策

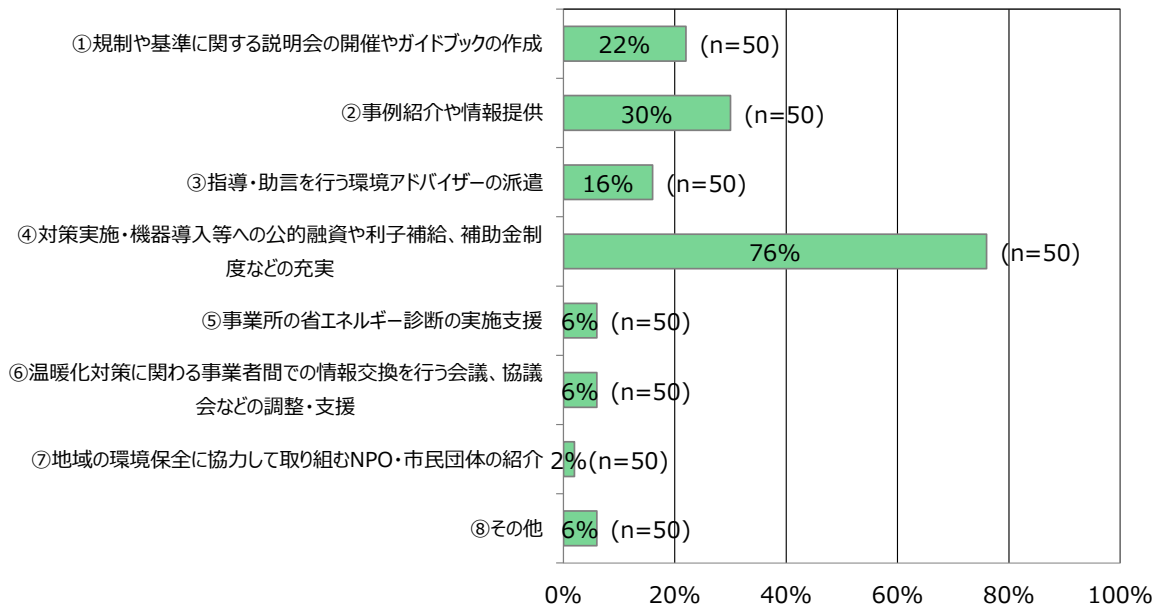


図 11 事業者が市に期待する施策

4) エコ活動・地球温暖化対策の実施状況について

市民によるエコ活動としては、前回のアンケート実施結果（2018年実施）と比較すると、マイバグの持参率が飛躍的に伸びていることがわかります。一方、公共交通機関や徒歩・自転車での移動を心がけている市民が少ないことや環境に関するイベント等への参加意識が低いことが判明しました。

今後は、のりあいバス*の利用促進や気軽に参加できる市民向けイベントの開催を重点的に取り組み、市民・事業者のエコ活動を推進する必要があります。

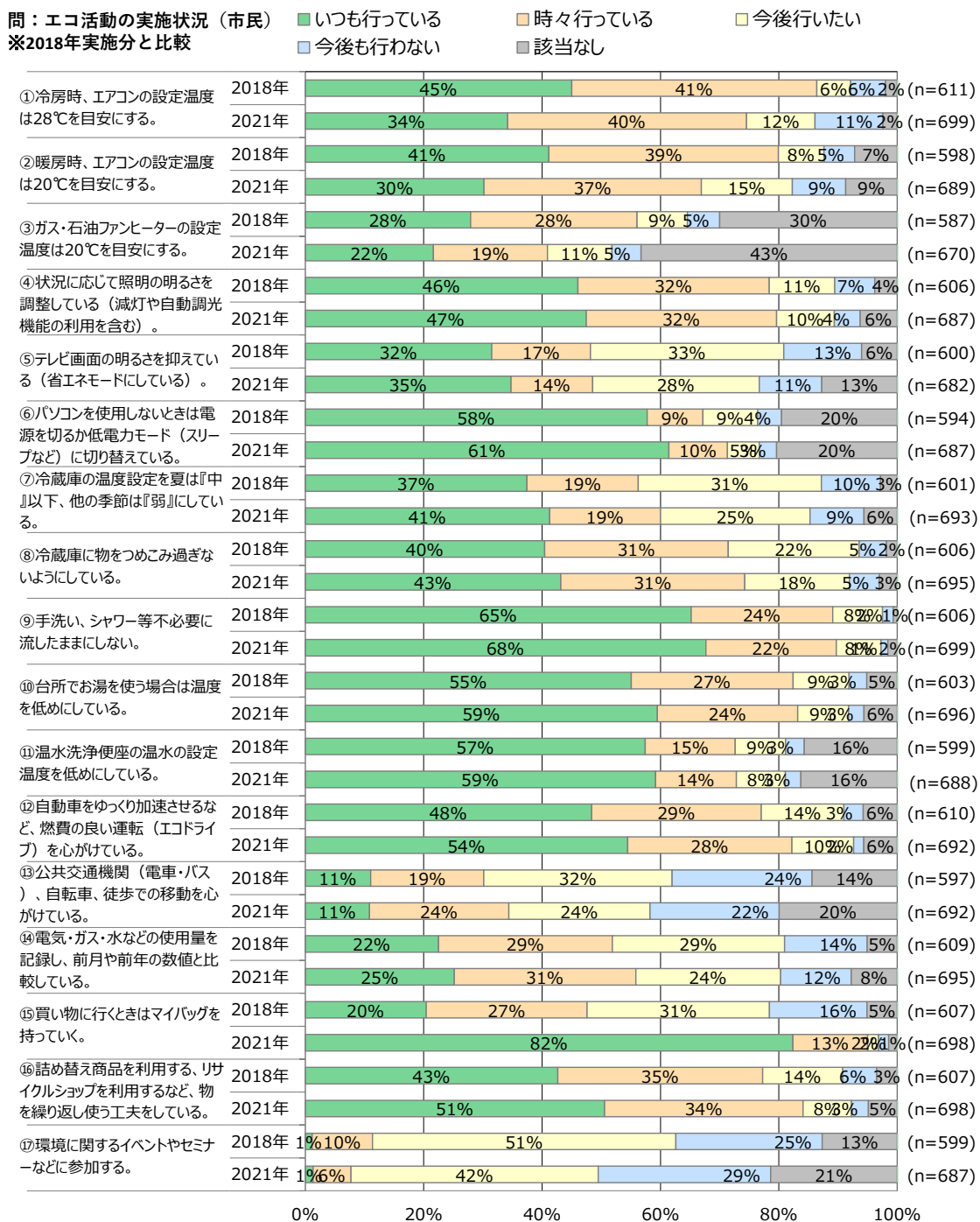


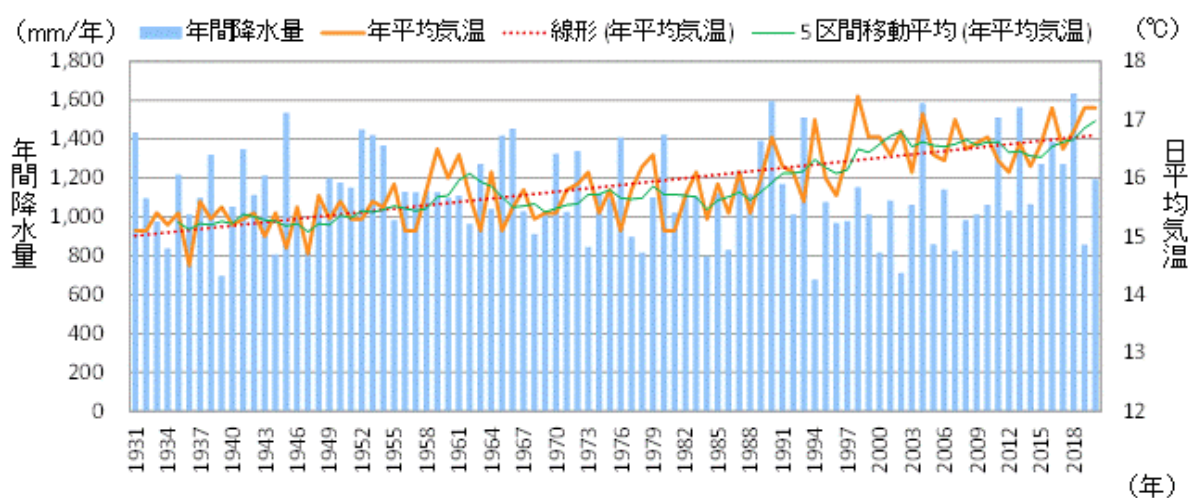
図 12 市民によるエコ活動の実施状況（2018年との比較）

(2) 環境に関する現状と課題

1) 気候変動*

本市では、「パリ協定*」を受けた世界的な気候変動*対策への取組を考慮し、温室効果ガス*の削減に向けた対策を一層強化していくとともに、国の温室効果ガス*削減目標（2030年度に2013年度比で46%削減）と整合する目標設定が必要とされています。本市の温室効果ガス*排出量を削減するためには、市民や事業者など、全ての主体が省エネルギーの取組を行うとともに、地域資源である再生可能エネルギー*の活用をさらに推進することが課題となっています。

また、平均気温の上昇や大規模な自然災害の発生、熱中症発症数の増加など、地球温暖化の進行が顕在化していることから、本市として気候変動*による影響に備える必要性が高まっています。



注)観測地点:多度津特別地域気象観測所(旧多度津測候所)

(出典)気象庁「気象統計情報」

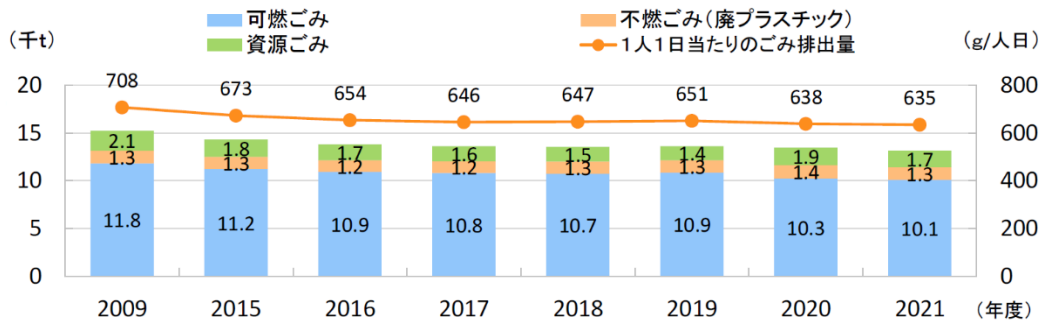
図 13 気温と降水量の推移

2) 資源循環

本市における家庭系一般廃棄物の排出量は概ね順調に減少傾向を維持しており、今後も継続して、ごみの減量化や再使用*、分別・資源回収による再資源化*を定着させていくことが必要です。一方、不法投棄は禁止看板の設置など対策を行うものの未だに多数発生しており、対策の強化が必要となっています。

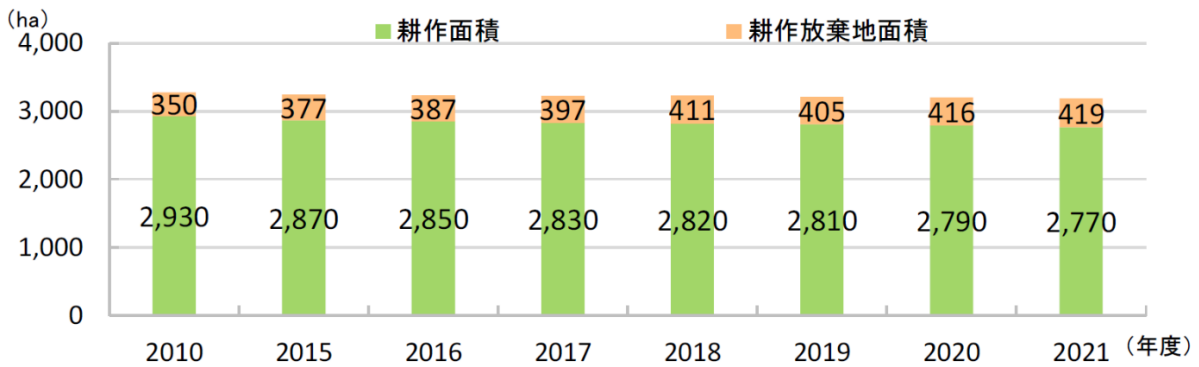
また、今後起こり得る大規模災害に備えた廃棄物処理体制の構築が必要とされています。

水資源に関しては、耕作面積が減少する一方、耕作放棄地面積が増加しており、水資源を保全する上で重要な役割を担う農地を保全する必要があります。また、市民の節水活動を継続して促進し、安定的な水源の確保を図っていく必要があります。



(出典)環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

図 14 ごみ排出量の推移



(出典)中国四国農政局「香川農林水産統計年報」、農林水産省「荒廃農地の発生・解消に関する調査結果」

図 15 耕作面積と耕作放棄地の推移

3) 自然共生

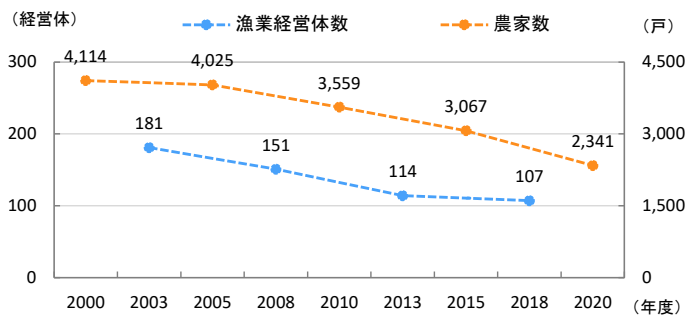
本市は、瀬戸内海国立公園に指定されている海岸線及び島しょ部、森林、河川や丘陵地などの多様な自然環境を有し、有明浜の海浜植物に代表される貴重な野生生物が生息しています。これら豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いでいく必要があります。

一方、人口や農業・漁業従事者が減少しており、市の自然環境の重要な構成要素である里地・里山*・里海*などの環境保全を担う人材を確保することが課題となっています。

また、公園・緑地など、市民が身近にみどりや自然と触れ合える環境を継続して維持管理することが必要となっています。



有明浜の自然海岸



(出典)農林水産省「漁業センサス」「農林業センサス」

図 16 漁業経営体数・農家数の推移

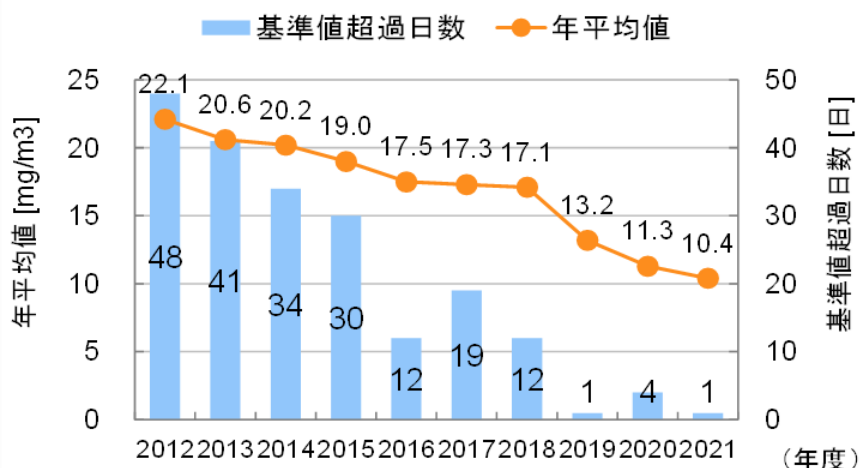
4) 快適環境

市民が健康で快適かつ文化的な生活を送るためには、大気汚染や水質汚濁など生活環境に影響を及ぼす公害を防止・低減し、安全・安心で快適に暮らせるまちを目指す必要があります。

本市では、光化学オキシダント*が5月から9月にかけて、また、微小粒子状物質 (PM2.5*) が11月から翌5月にかけて環境基準*値を超過する傾向があり、今後の動向を注視しながら、市民への情報提供など適切に対応していく必要があります。

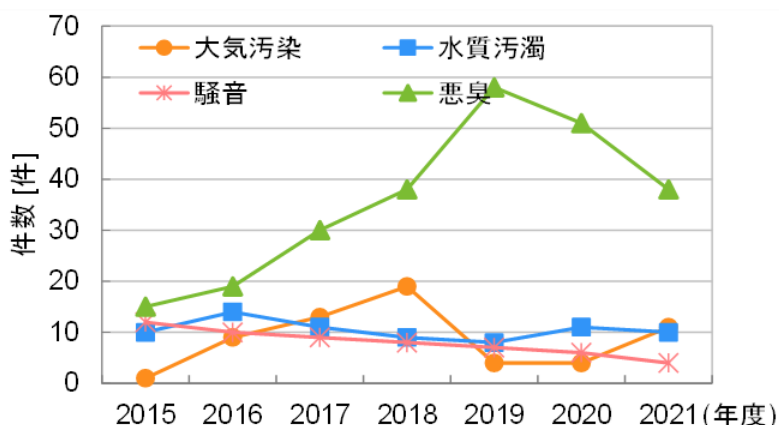
水質については、公共用水域のうち海域に係る環境基準*達成率が低い水準にあり、公共下水道や合併浄化槽の普及など汚濁負荷対策の推進が課題となっています。

また、悪臭については、野焼きや畜産が原因と考えられる苦情件数が減少傾向にあるものの、引き続き悪臭防止のための啓発を行うとともに、市民・事業者に対する監視と指導など対策を講じなければなりません。



(出典)香川県「大気汚染調査結果」

図 17 微小粒子状物質 (PM2.5*) の測定結果



(出典)観音寺市生活環境課資料

図 18 公害苦情件数の推移

5) 学びと協働

世代によって環境に関する情報の取得手段に違いがあるため、今後、世代を考慮した効果的な環境情報の発信や啓発により、市民の環境に関する理解を深めることが必要となっています。

市民や子どもに対する環境教育及び環境学習について、環境活動を推進する人材を育成するとともに、活躍の場を提供することにより、市内で環境活動に取り組むための基盤を構築することが重要となっています。

また、環境保全に重要な役割を担うボランティア団体が行う環境保全活動への支援や、活動に関する普及啓発を行うことで、市民・事業者・行政などの連携・協働を一層推進していく必要があります。



市民による海岸の清掃活動

表 1 市内の環境活動団体数（2021 年度時点）

種別	数
環境保全活動を実施する団体	3
主に清掃活動等を実施する団体	9
エコ・アダプトロード登録団体数	43
計	55

(出典) 観音寺市建設課・生活環境課資料

(3) 観音寺市環境基本計画に求められるもの

本計画では、これまで2次計画で推進してきた環境像や施策、取組を発展的に継承するとともに、新たな課題に対応していく必要があります。そこで、本計画の改訂にあたっては、以下の視点を重視します。

✿ 観音寺市において特に解決が望まれる課題への取組が必要

国内外における脱炭素化への急速な流れを受け、脱炭素施策の充実と着実な進行管理を行うとともに、2次計画策定以降における環境を取り巻く情勢の変化を踏まえた環境施策を推進します。

✿ 市民・事業者にとってわかりやすい計画づくりが必要

市の環境を維持・保全していくためには、市が市民・事業者との協働を一層推進していく必要があることから、本計画を推進する上での各主体の役割を明確化し、環境への理解を深めることにより、環境の課題に対する意識の共有を図ります。

✿ 実効性のある進捗管理手法の構築が必要

環境基本計画の進捗管理手法を明確にし、市民・事業者との連携や計画の評価、取組の継続的な改善が効果的に機能する仕組みを構築します。

1 環境像

本市の環境は、海や川、山林、農地など豊かで多様な自然環境から形成されています。環境像は、市民の暮らしに豊かさやうるおいを与えてくれる、持続可能な環境が将来にわたって維持され、人と自然が共に生きていく姿を表現するものです。

本計画では、2027年までに実現を目指す環境像を継承し、次のとおりとします。

目指す環境像

**人と自然が織りなす 彩りと笑顔があふれる
環境のまち かんおんじ**

環境政策に対する市民の意見は、日々の暮らしやすさや安らぎにつながる良好で豊かな生活環境と並んで、海・河川・池などの豊かな自然環境の保全を求める声が多く聞かれるなど、環境と一体となったまちづくりの実現に対する期待が高まっています。

⇒ **豊かな環境のなかで、人と自然が共に支え合いながら生きていくまちを目指します。**

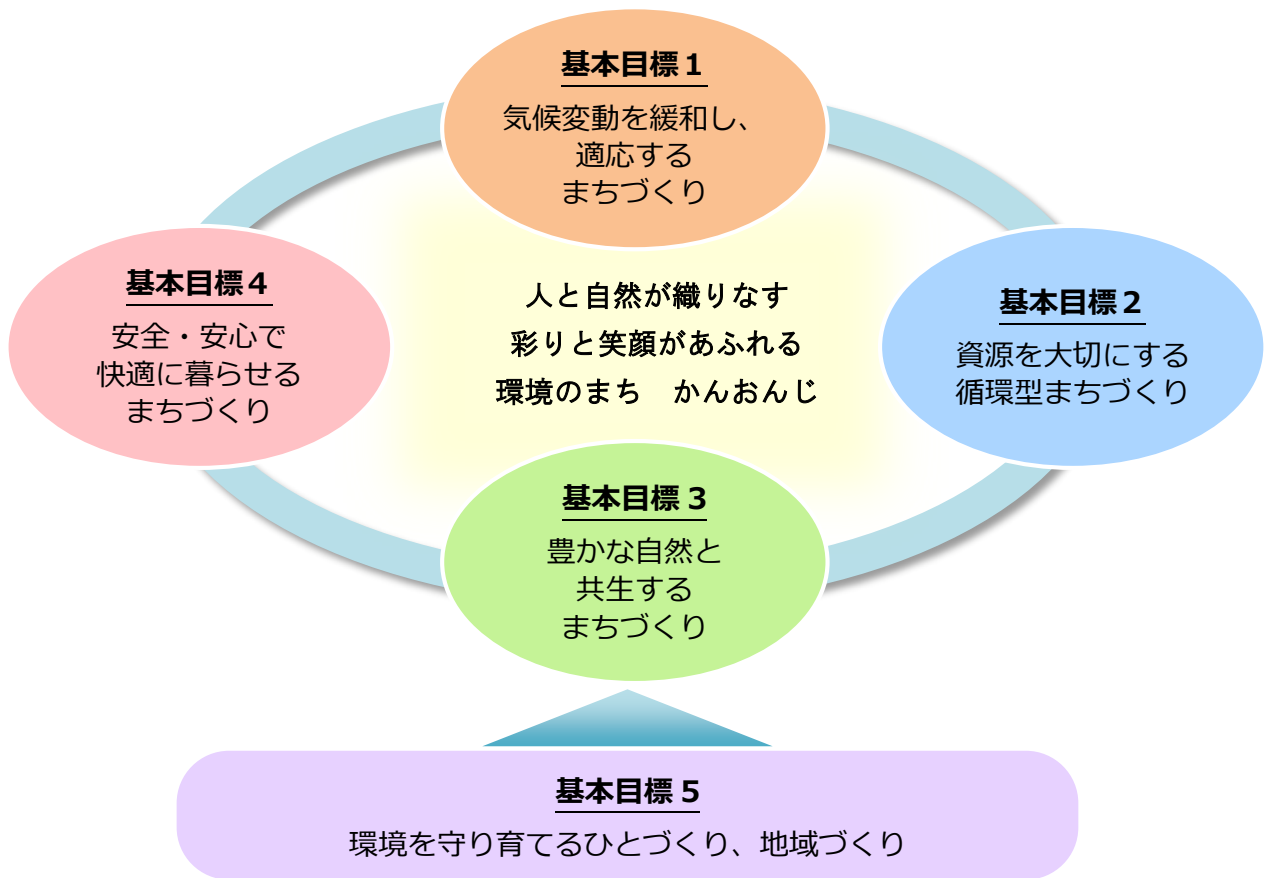
市政の最上位計画である「観音寺市総合振興計画」では、本市が誇る豊かな自然環境や伝統文化などを次世代に継承していくことをまちづくりの基本的な考え方としてけるとともに、ひととまちが元気で活気にあふれる姿を描いた、「みんなで奏でる“にぎわい やすらぎ ときめき”の都市～元気印のかんおんじ～」を将来像として掲げています。

⇒ **環境を形成する様々な要素が生き生きと輝き続け、環境づくりをとおして人と人とがつながっていくまちを目指します。**

このように、青い海、透き通った川、目のさめるような青い空、山々の豊かなみどり、四季折々の花々などが織り重なって創り出される、彩りにあふれる豊かな環境の中で、市民が元気で心豊かに生きていくことができるまちを目指します。

2 基本目標

本市が目指す環境像を実現していくため、環境分野別の柱（気候変動*、資源循環、自然共生、快適環境）と分野横断の柱（学びと協働）を合わせた5つの基本目標を継承します。



基本目標 1
気候変動を緩和し、
適応するまちづくり

エネルギーを有効に利用し、気候変動*に適応できるまちをめざします。

基本目標 2
資源を大切にする
循環型まちづくり

3R*の取組に根ざした、資源と水が循環するまちの構築をめざします。

基本目標 3
豊かな自然と
共生するまちづくり

本市が誇る様々な自然資源の保全を図り、多様な生きものと共生できる、自然豊かなまちをめざします。

基本目標 4
安全・安心で快適に
暮らせるまちづくり

公害などを防止し、健康・快適・安全な生活環境が確保されたまちをめざします。

基本目標 5
環境を守り育てる
ひとづくり、地域づくり

一人ひとりが環境について考え、自発的に行動し、それらの取組が核となり市民や地域全体に広がるまちをめざします。

3 重点戦略

(1) 重点戦略の位置づけ

私たちを取りまく環境は、人と自然が密接に関わっており、単独の領域ではなく、多くの領域が関わることで形成されています。本市が目指す環境像を実現するためには、個々の環境問題にとらわれず、関連する分野や領域に対して総合的な取組を推進することが求められています。

また、今後は、SDGs*の考え方を活用した「環境・経済・社会の統合的向上」を目指す取組に加え、ゼロカーボンシティの実現に向けた様々な取組など、市民・事業者・行政などの多様な主体の連携・協働の強化が一層重要となることから、こうした取組を積極的に進めていくことが必要です。

そこで、本計画では本市の環境を象徴する「水とみどり」「空」「人」を重要な視点として継承し、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組んでいきます。

(2) 重点戦略選定の視点

重点戦略は、市が自ら主導することで取組の確実な進捗管理ができ、本計画の期間内に目的の達成と成果の可視化が可能と考えられる事業の中から、以下の視点で選定します。

- 複数の環境課題の解決に大きく貢献する

市の特性に起因する多種多様な課題を解決するため、分野横断的な取組を設定し個々の施策を効果的に推進するもの

- 各主体による連携・協働を促す

市民や事業者、行政などの連携・協働を促進し、計画の取組全体の底上げを図っていくもの

- 市民などの関心が高い環境分野である

市民にとって重要度が高い環境課題の解決や改善につながるもの

(3) 重点戦略

観音寺市の環境像実現のための3つの重点戦略を次のとおりとします。

重点戦略1 かんおんじの水とみどりをまもりそだてる

重点戦略2 かんおんじの空をまもりそだてる

重点戦略3 かんおんじの人をまもりそだてる

第4章

環境像の実現に向けた施策と取組

1 施策体系

本計画では、観音寺市の環境像「人と自然が織りなす 彩りと笑顔があふれる 環境のまち かんおんじ」の実現に向け、5つの基本目標（「気候変動*」、「資源循環」、「自然共生」、「快適環境」、「学びと協働」）を具体化していくための施策と取組を定めます。

また、環境に関する多種多様な課題を、分野にとらわれず複合的に解決していくため、分野横断的な重点戦略を設定し、個々の施策をより効果的に推進していきます。

これらの基本目標ごとの施策と重点戦略を合わせた、本計画の施策体系を次頁に示します。

景勝地や歴史的・文化的景観資源が適切に維持・保全されています。



自然環境の
保全活動



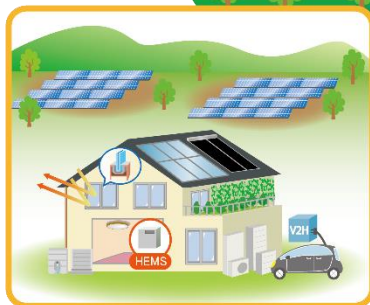
農地やため池、漁場、海岸などが適切に保全され、里地・里山*・里海*の環境が良好に維持されています。



レンタサイクル



のりあいバス*



再生可能エネルギー*や低炭素*建築物などの普及が拡大しています。



市の豊かな環境を守り育てる人びとのネットワークが広がり、市内の環境活動が活性化しています。



3 R推進

3 R*の意識が向上し、ごみの減量化と資源の有効利用が進んでいます。

環境像実現のイメージ

基本目標	基本施策	施策
基本目標1 気候変動を緩和し、 適応するまちづくり	1-1 再生可能エネルギーの普及拡大	(1) 太陽光発電の導入促進 (2) エネルギー源の多様化等の促進
	1-2 省エネルギー行動の促進	(1) 低炭素社会に向けた行動促進
	1-3 低炭素なまちづくりの推進	(1) 交通対策による低炭素化 (2) 低炭素建築物の整備促進 (3) コンパクトシティの推進 (4) 吸収源の確保
	1-4 気候変動への適応	(1) 気候変動の影響と適応に関する普及啓発 (2) 気候変動の影響への備え
基本目標2 資源を大切に する循環型まちづくり	2-1 3Rの推進	(1) 3R啓発活動の推進 (2) ごみ発生抑制の推進 (3) 資源循環の推進
	2-2 ごみの適正処理の推進	(1) 計画的な収集・運搬計画 (2) 適正な中間処理及び最終処分計画 (3) 不法投棄・野焼き対策の強化 (4) 各主体との協力体制の確立 (5) 災害時における廃棄物処理の対応
	2-3 水循環の保全・創出	(1) 水資源確保対策 (2) 水の循環利用促進 (3) 節水の促進
基本目標3 豊かな自然と 共生するまちづくり	3-1 生物多様性の保全	(1) 学習・参加の場の提供 (2) 生物の多様性の確保 (3) 外来種対策 (4) 野生生物の保護管理
	3-2 水とみどりの保全・創出・活用	(1) 森林や河川などの自然の保全 (2) 里地・里山・里海の保全 (3) 公園・緑地の整備
基本目標4 安全・安心で快適に 暮らせるまちづくり	4-1 健康・快適な環境の保全	(1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌・地盤環境の保全と化学物質対策の推進 (4) 騒音・振動・悪臭・光害対策の推進
	4-2 美しいまちづくりの推進	(1) 清掃・美化活動の推進 (2) 景観資源の保全
基本目標5 環境を守り育てる ひとづくり、 地域づくり	5-1 環境を守り育てるひとづくり	(1) 環境学習の推進 (2) 学校における環境教育の推進 (3) 環境情報の発信 (4) 環境活動を率いる人材育成
	5-2 協働の仕組みづくり	(1) 各主体との連携強化 (2) 行政間連携による環境配慮
	5-3 環境ビジネスの促進	(1) 環境経営の促進 (2) 環境ビジネスの創出・育成

環境のまち かんおんじ

重点戦略

内容

指標

重点戦略1

かんおんじの水とみどりを
まもりそだてる

- 1) 豊かで美しい海をまもりそだてる
- 2) 親しみあるため池や河川をまもりそだてる
- 3) 人と自然とが共生する里地・里山をまもりそだてる

- 水質環境基準*達成率（河川BOD*）
（海域COD*）
- 汚水処理人口普及率
- 海岸・河川清掃参加人数
- 学校給食における地産地消比率
- 水道の1人1日あたり平均使用量
- 森林整備面積（国有林を含む）

重点戦略2

かんおんじの空をまもり
そだてる

- 1) きれいな空気をまもりそだてる
- 2) 身近なエネルギーを上手につかう
- 3) 気候変動*に賢く対応する

- 家庭系一般廃棄物の1人1日あたり排出量（し尿を除く）
- 一般廃棄物の再資源化*率
- 環境基準*超過時間（光化学オキシダント*）
（微小粒子状物質（PM2.5*））
- 悪臭苦情件数
- のりあいバス利用者数
- 市域のエネルギー消費量削減率
- 市域のエネルギー起源CO₂排出量削減率
- 太陽光発電*システム導入容量（累積）
- 市有施設の太陽光発電*システム導入量
- 公用車の電気自動車*導入台数

重点戦略3

かんおんじの人をまもり
そだてる

- 1) かんおんじの環境をまもりそだてるひとづくり
- 2) かんおんじの環境をまもりそだてる仕組みづくり
- 3) かんおんじの環境をまもりそだてる地域づくり

- 環境学習参加者数
- 環境推進員の養成数
- エコ・アダプトロード団体数
- 香川県認定環境配慮モデル製品数（累積）
- 地域移輸出入収支額*
- ※公表データが更新された場合に採用

重点戦略は、環境に関する多種多様な課題を、環境の分野にとらわれず複合的に解決していくために、分野横断的に設定し、個々の施策をより効果的に推進することを目指すものです。 詳細は62ページ参照

2 施策と取組

基本目標1 気候変動 気候変動を緩和し、適応するまちづくり

(1) 施策の方向性

気候変動*対策は、国や自治体など行政が再生可能エネルギー*の導入を促進するとともに、市民や事業者が省エネルギーや環境配慮に努めるなど、それぞれが主体的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、環境負荷の少ない再生可能エネルギー*の導入促進や温室効果ガス*を出さないまちづくりを進めるとともに、市民や事業者に気候変動*について理解を深める機会を提供し、環境配慮行動を促します。また、気候変動*による影響として予測される災害などに関する情報を市民や事業者へ提供し、災害に対する備えを促します。

【施策】

基本施策	施策
1-1 再生可能エネルギー*の普及拡大	(1) 太陽光発電*の導入促進
	(2) エネルギー源の多様化等の促進
1-2 省エネルギー行動の促進	(1) 低炭素*社会に向けた行動促進
1-3 低炭素*なまちづくりの推進	(1) 交通対策による低炭素*化
	(2) 低炭素*建築物の整備促進
	(3) コンパクトシティの推進
	(4) 吸収源の確保
1-4 気候変動*への適応	(1) 気候変動*の影響と適応に関する情報提供
	(2) 気候変動*の影響への備え



市有施設に導入した太陽光発電設備(伊吹小学校・中学校)

(2) 具体的な取組

1-1 再生可能エネルギー*の普及拡大



(1) 太陽光発電*の導入促進

市内の再生可能エネルギー*の導入を促進するため、行政が率先して市有施設への太陽光発電*の導入を推進するとともに、地域と共生しつつ市内への太陽光発電*システムの導入を促進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①住宅用太陽光発電*の導入促進	住宅への太陽光発電*システムの導入を促進するため、住宅に太陽光発電*システムや定置型蓄電池を設置する人へ、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。 また市民が機器を導入しやすくなる仕組みとして共同購入についても検討します。	拡充
②事業用太陽光発電*の導入促進	発電事業者が市内に太陽光発電*事業を導入しやすい環境づくりや情報提供に努め、未利用地やため池など設置可能なスペースへの導入を推進します。 導入にあたっては、「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の遵守を徹底し、地域と共生する発電事業の導入を進めます。	新規
③市有施設への太陽光発電*システムの導入	既設の太陽光発電*システムによる電力利用は継続しつつ、新たに市有施設へ太陽光発電*システムを導入する際は、初期投資ゼロで導入可能な PPA モデルの活用について調査・検討を行います。導入にあたっては、災害時のエネルギー源として活用するため、指定避難所への導入を優先的に検討します。	拡充

(2) エネルギー源の多様化等の促進

エネルギー源の多様化を促進するため、太陽熱や小水力など太陽光発電*以外の再生可能エネルギー*の導入可能性について調査・研究を行います。また、市有施設の電力においても再生可能エネルギー*の比率を高める取組を進め、電源の脱炭素化を推進するとともに災害時の安全・安心の確保を図ります。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①多様な再生可能エネルギー*の導入・活用	太陽熱や風力、小水力など太陽光以外の再生可能エネルギー*や水素の利活用について、導入状況や技術動向などを考慮し、導入可能性について検討します。	
②再生可能エネルギー*由来の電力など環境負荷の小さい電力の調達	市有施設の電力について、電力単価や災害時の電力対応などを考慮しながら二酸化炭素排出係数*の小さい電力の導入を検討していきます。	拡充

	<p>市内で発電された再生可能エネルギー*由来の電力を、市民、事業者、市が調達するしくみづくりについて検討します。</p> <p style="text-align: right;">24 ページのコラム参照</p>	
③電化*の促進	<p>市民や事業者が住宅や事業所を新築・改修する際に、電化*を進めてもらうよう普及・啓発を行います。また、市有施設についても電化*を進め、エネルギーの転換を推進します。</p>	新規

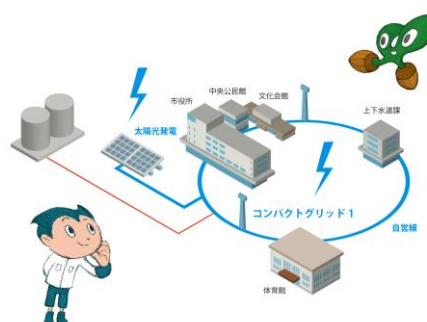


エネルギーの地産地消事例（地域でつくり、地域でつかう）

鹿児島県日置市にあるひおき地域エネルギー株式会社では、日置市内の太陽光発電*設備と日置市役所、公民館、文化会館などの施設を自社で作った電線（自営線）で繋ぎ効率的に利用する「ひおきコンパクトグリッド」を運営しています。

グリッド内の施設は、エネルギーマネジメントシステム（EMS）を活用することにより、発電した電気や発電の際に発生した熱を効率的に利用でき、電気代等の削減につながっています。

この事例のように、地域で発電された再生可能エネルギー*を、地域の市民・事業者・行政などが調達するしくみが広がりをみせています。



行政エリアにおけるコンパクトグリッドの事例
 （出典）ひおき地域エネルギー株式会社ホームページ

(1) 低炭素*社会に向けた行動促進

市民や事業者の脱炭素社会に向けた行動を促進するため、クールチョイス*をはじめとする取組の普及啓発を行います。また、市民や事業者の温室効果ガス*排出削減に向けた取組を促進するため、職員一人ひとりの意識を高めるとともに、市有施設の省エネルギー化やクリーンエネルギー自動車*の導入など行政が率先的な取組を行います。

【具体的な取組】

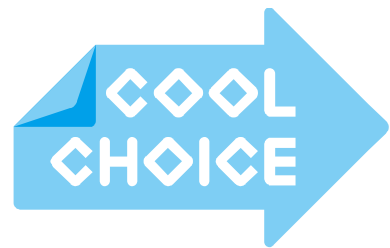
取組	内容	新規/拡充
①脱炭素に向けたライフスタイルの定着促進	<p>本市は、政府が実施する地球温暖化対策のためのあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「クールチョイス*」に賛同しています。</p> <p>市職員は市民や事業者の模範となるよう地球温暖化対策に積極的に取り組むとともに、市民や事業者にもホームページや広報によって啓発を行います。</p> <p style="text-align: right;">26 ページのコラム参照</p>	
②家庭や事業所における省エネ型設備の利用促進	<p>市民や事業者が省エネ型設備を導入するにあたり、各種団体が実施する省エネ診断サービスや導入支援策に関する情報提供を行い、家庭や事業者への省エネ型設備の導入促進に努めます。</p>	拡充
③市職員の意識向上・行動促進	<p>「観音寺市エコオフィス実行計画」を策定し、推進委員会・部会を設置してPDCA*を多層的に運用して取組方針や推進体制の見直しを行い、確実に削減目標を達成するよう取り組みます。また、職員向けの研修会を開催し、地球温暖化対策や気候変動*対策に関する職員の意識向上と率先的な取組を促進します。</p>	
④市有施設・設備の省エネルギー化	<p>「観音寺市公共施設等総合管理計画」等の関連計画と整合を取りながら、計画的な施設・設備の更新・改修に努めます。施設・設備の更新・改修を行う場合は、高効率な機器（省エネトップランナー基準*やL2-Tech*製品など高効率設備機器）への更新に努めます。</p> <p>また、施設用途に応じて作成した省エネルギー化対策マニュアルに基づき、日常的な施設の運用改善に努めます。</p>	
⑤環境負荷の少ない公用車の導入	<p>香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、自動車排ガス対策計画を策定し、ハイブリッド車や排出ガス規制適合車など環境対応型自動車の導入を進め、公用車の利用に伴う燃料使用量を削減し、温室効果ガス*の排出を抑制します。</p> <p>公用車の買替えについては、2035年ガソリン車新車販売禁止を見越して計画的にZEV(ゼロエミッションビークル)を導入します。</p>	拡充



コラム クールチョイス*

国が掲げる、2030年度の温室効果ガス*の排出量を2013年度比で46%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素*型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択（クールチョイス*）」を促す国民運動です。

エコ家電や高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するといった「選択」、クールビズ*・ウォームビズ*などのライフスタイルの「選択」など、一人ひとりが日常生活の中で賢い選択を積み上げていくことが大切です。



未来のために、いま選ぼう。

(1) 交通対策による低炭素*化

自動車の利用を控え、公共交通や自転車・徒歩による移動を促進するため、自転車・歩行者道の整備やのりあいバス*の運行など、歩行者・自転車や公共交通の利用環境を整備し、自動車からの排出ガスや温室効果ガス*の排出抑制を推進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①歩行者・自転車の環境整備	自転車・歩行者道や駐輪場の整備を検討するとともに、河川沿いの広域自転車道の保全を進めます。	
②レンタサイクルの利用促進	観光協会が主体となり、大正橋プラザ、道の駅「ことひき」、市民会館(ハイスタッフホール)及びちようさ会館にレンタサイクルを設置しています。観光客などに環境に優しい交通手段の提供を実施することにより、温室効果ガス*の削減に努めます。	
③公共交通の利用促進	自家用車から公共交通への利用を促進するため、生活に必要不可欠な路線の維持確保、自家用車から乗り継ぎ機能や公共交通機関相互の乗り継ぎ機能の向上に努めます。 特に、市内6路線(伊吹路線を含む)ののりあいバス*を運行します。車両の更新や運行形態については、定期的に見直しを行い、利便性の向上や利用環境の向上を図ります。	
④環境負荷の少ない自動車の導入促進	本市のCO ₂ 排出量に占める割合が大きい自動車などの運輸部門への排出削減対策は、市がゼロカーボンシティを実現するための重要な対策の一つです。 市が率先して公用車にEVを導入するとともに、市民や事業者に対して、国の補助制度等の情報提供を行い、EVやFCV(燃料電池*自動車)の導入を推進します。また、船舶においては低炭素*・脱炭素化船の導入に関する補助制度等の情報提供に努めます。	新規
⑤EV・FCV インフラ整備促進	今後導入が期待されるEVやFCVの普及に向けて、充電設備等のインフラ整備を行う必要があります。インフラ整備に向けては、国の補助制度等の情報提供を行うとともに、自動車販売事業者や関係団体等と協力・連携しながら、公共施設等へのEV・FCVインフラ整備を促進します。	拡充

(2) 低炭素*建築物の整備促進

2022年に改正された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（改正建築物省エネ法）により、床面積300m²以上の新築及び一定規模以上の増改築を行う場合の省エネ基準の適合が義務付けられました。今後は、改正建築物省エネ法に関する啓発に努めるとともに、断熱性や気密性が高いZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の導入を促進し、温室効果ガス*の排出削減を促進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①住宅の省エネルギー化の推進	ZEH*など断熱性能等に優れた住宅の普及を推進するため、国や県の補助制度等の情報提供・啓発を行います。また、市内にZEH*基準を満たす戸建住宅を取得する人へ、予算の範囲内で設置費用の一部補助を検討します。	拡充
②非住宅建築物の省エネ化の推進	ZEB*など断熱性能等に優れた事業所の普及を推進するため、国や県の補助制度等の情報提供・啓発を行います。	新規
③市有施設の省エネルギー化の推進	市が率先し、市有施設の新築・改築時にZEB*化の実施可能性や費用対効果について検証を行い、ZEB*導入を検討します。得られた取組を事例としてホームページ等で紹介します。	新規

(3) コンパクトシティの推進

2021年6月に策定した「第2次観音寺市都市計画マスタープラン」及び「観音寺市立地適正化計画」に基づき、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、将来を見据えたコンパクトシティの推進など持続可能なまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①持続的な都市構造の実現	西讃地域の中心都市としてふさわしい都市機能の活用、さらなる都市機能の集積により、魅力と活力にあふれた拠点づくりに努めるとともに、都市機能が集積し、交通利便性が高いエリア内等の土地の有効活用を進め、低炭素*な集約型都市構造の実現を目指します。	
②まちづくりに関する意識啓発	ホームページや広報紙の活用を含む広報活動の充実により、市民にまちづくりに関する情報を積極的に公開するとともに、市民や行政がお互いの情報を共有する機会や手段を充実させ、市民のまちづくりへの関心と参加意識の高揚を図ります。 また、地域の特色を生かしたまちづくりを促進するため、市民の自発的な地区計画の提案など市民主体のまちづくりについて、仕組みや取組方法の周知に努め、制度の活用を図ります。	

(4) 吸収源の確保

市内の森林や里山、藻場といった良好な環境を維持・管理することにより、二酸化炭素の吸収源の確保に努めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①森林資源や緑地の保全	森林や里山を適切に維持・管理するとともに、グリーンインフラの取組を推進し、良好な環境の維持と二酸化炭素吸収源の確保に努めます。	新規
②海資源の保全	魚の住処や二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う藻場を保全するため、関係団体等と協力・連携しながら、藻場の新たな環境価値創出に向けた調査・研究を行います。	新規

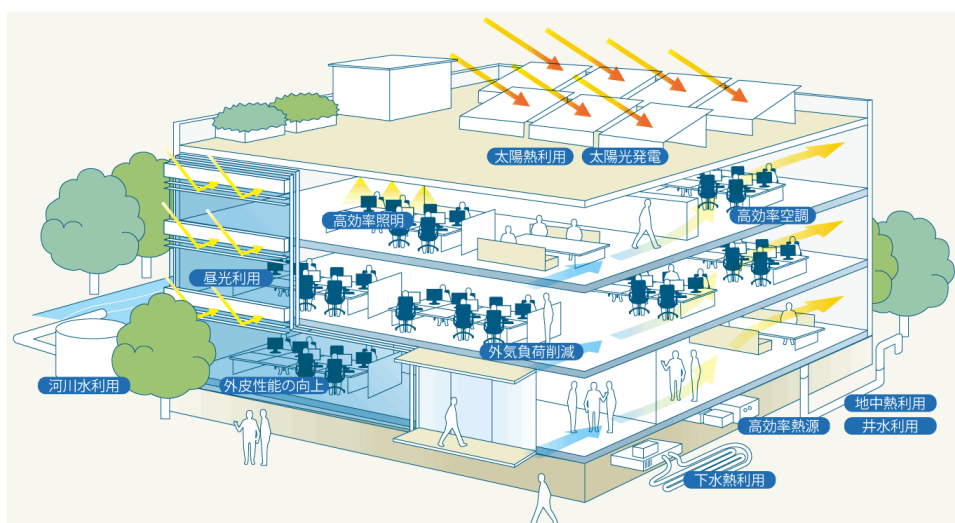


建築物の省エネルギー：ZEB*（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） ZEH*（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEB*とは、建築計画の工夫による日射遮蔽・再生可能エネルギー*の利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現し、必要なエネルギーは太陽光発電*等によって創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物です。

ZEH*とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現し、必要なエネルギーを再生可能エネルギー*により賄うことで、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅です。

国の「第6次エネルギー基本計画」では、「建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する」、また、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH*・ZEB*基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準*の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する」という政策目標を設定しています。



出典) 資源エネルギー庁ウェブサイト

(1) 気候変動*の影響と適応に関する普及啓発

現在進みつつある気候変動*によって生じるとされる熱中症発症数の増加や作物栽培への影響、豪雨災害による影響などについて、国や県などによる情報を的確に市民に伝達し、市民の意識向上を図ります。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①気候変動*の影響に関する情報提供	気候変動*に伴って増加が懸念される自然災害、農業への影響、人の健康への影響など、気候変動*の影響に関する情報をホームページなどで提供し、適応策*に関する啓発を検討していきます。	
②防災意識の向上	出前講座の実施により、災害に対する市民の意識啓発を図ります。	
③熱中症や感染症の防止などに関する注意喚起	熱中症や感染症を予防するため、ホームページへの掲載やチラシの配布などにより注意喚起を行います。	

(2) 気候変動*の影響への備え

豪雨によって水害の被害が生じないように水門などの整備や維持管理を行うとともに、ハザードマップ*の整備と水害発生時の避難誘導対策の立案など市民の安全・安心確保を図ります。また、夏の暑さ対策としてクールスポットの整備やその利用の促進を図るなどのクールシェア*を推進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①水害に強いまちづくりの推進	ハザードマップ*の作成により、災害時の備えを進めます。また、農業水利施設の整備や下水道施設の耐震化、排水設備の更新などにより、水害に強いまちづくりの推進に努めます。	
②暑熱環境対策	夏の暑さ対策として、クールスポットの整備など熱中症を予防する取組を行うとともに、遮熱性舗装*など市内の気温を下げる対策を実施します。	

市民の役割

日々の生活において

- ・クールチョイス*（省エネルギーや環境に配慮した行動）を心がける
- ・打ち水や緑のカーテン*等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
- ・熱中症を予防するため、適切に空調を使用する

外出する時

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・アイドリングストップ*等、エコドライブ*に努める

買い替え・建て替えのときなど

- ・省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調・照明器具、家電製品等を選択する
- ・太陽光発電*システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー*を導入する
- ・HEMS*（家庭のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池*、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う
- ・電気自動車*やハイブリッド自動車等、環境負荷の少ない自動車を選択する

事業者の役割

日々の業務において

- ・打ち水の実施や緑のカーテン*の育成等、身近な暑さ対策を行う
- ・冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ*・ウォームビズ*を実施する
- ・効率の良い配送や運送に努める
- ・エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める
- ・環境マネジメントシステム*の取得と適切な運用に努める
- ・カーボン・オフセット*などの制度を活用し、温室効果ガス*排出量の削減を図る

移動する時

- ・徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する
- ・アイドリングストップ*等、エコドライブ*に努める
- ・環境負荷の少ない自動車を利用する

買い替え・建て替えのときなど

- ・オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する
- ・高効率な空調設備、照明機器などを導入し、設備機器を適切に維持管理する
- ・再生可能エネルギー*を積極的に導入する
- ・BEMS*（ビルのエネルギー管理システム）を導入する
- ・環境負荷の小さい自動車を選択する
- ・環境負荷の小さい電力を調達する



基本目標2 資源循環 資源を大切に作る循環型まちづくり

(1) 施策の方向性

資源を無駄なく有効に利用できる循環型社会*の構築は、持続可能な社会の形成に向けた基礎基盤となる重要な取組です。

3 R* (Reduce, Reuse, Recycle) の取組をさらに発展させ、ごみを発生させない仕組みづくり、ごみを出さないくらしや事業活動の推進など、ごみ減量のための取組を強化するとともに、資源ごみの分別やリサイクル、排出されたごみの適正処理を進めます。また、貴重な水資源の源となる環境の保全や、持続可能な水利用に取り組みます。

基本施策	施策
2-1 3 R*の推進	(1) 3 R*啓発活動の推進
	(2) ごみの発生抑制*の推進
	(3) 資源循環の推進
2-2 適正処理の推進	(1) 計画的な収集・運搬計画
	(2) 適正な中間処理及び最終処分計画
	(3) 不法投棄・野焼き対策の強化
	(4) 各主体との協力体制の確立
	(5) 災害時における廃棄物処理の対応
2-3 水循環の保全・創出	(1) 水資源確保対策
	(2) 水の循環利用促進
	(3) 節水の促進



小学校での資源回収の取組



ごみ収集作業

(2) 具体的な取組

2-1 3R*の推進



(1) 3R*啓発活動の推進

家庭への啓発活動によりごみの発生抑制*を進めるとともに、再利用や再資源化*を進めることで資源の循環利用を促進します。また、近年海洋汚染で大きな問題となっているマイクロプラスチック対策として、プラスチックごみの適正処理を進めるとともに、使い捨てプラスチック製品の使用の抑制などについて啓発を行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
① 3R*の情報発信と啓発	<p>市民や事業者に対して、廃棄物の発生抑制*や再利用、再資源化*に関する情報発信を行います。</p> <p>特に、プラスチックごみについては、2022年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)が施行され、事業者に対してプラスチック製品の過剰な使用の抑制や代替素材への転換などに向けた取組を促進するとともに、市民のライフスタイルの変革を促し、プラスチック製品の使用の合理化を図ります。</p>	拡充

(2) ごみの発生抑制*の推進

家庭から排出されるごみの減量を促進するため、生ごみ処理機を購入する家庭に対し、費用の一部を補助します。また、家庭から発生する食品ロス削減の取組を促すため、ホームページや広報紙により啓発します。事業者に対しては引き続き食品ロスの削減、過剰包装の削減等のリデュース、使い捨て製品の使用抑制、製品等の長期使用等のリユースに関する啓発活動を実施します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
① 家庭ごみの減量化	<p>さらなる家庭ごみの減量化に向けて、市民に対して不要なものは買わない、もらわない等のリデュースや、まだ使えるものを繰り返し使用するリユースの習慣化を推進します。</p> <p>特に、水切りの徹底により生ごみの減量化を推進するとともに、生ごみ処理機の導入を促進します。</p>	
② 事業ごみの減量化	<p>生ごみの半分以上を占める「食品ロス」を削減するため、市民一人ひとりの意識・行動改革に向けた周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者との連携により3010運動(宴会時に最初の30分、最後の10分は席に座り、食べ残しを減らす運動)を推進します。</p>	

	また、事業者に対して、レジ袋を含む容器包装の削減を一層推進するとともに、過剰包装などの削減について協力を要請します。	
③リユースの促進	<p>市民や事業者に対して不用品などの再使用*を啓発するとともに、使い捨て製品の使用を抑制し、詰め替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活、ものを大切にするライフスタイルを推進します。</p> <p>一升瓶やビール瓶などの生ビンについては、継続して集団回収*を実施します。</p>	

(3) 資源循環の推進

リデュース・リユースを進めてもなお残るごみに関して、適正な分別と排出を促すとともに、地域主体のリサイクル回収などを促進し、資源の循環利用を進めます。また、市民には事業者が行う店頭回収の利用を促進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①分別の徹底と分別収集の充実	<p>市民に対して広報やホームページなどを利用し、分別の徹底を呼びかけます。また、市が実施する「出前講座」により、ゴミの分別方法について市民の理解を深めるよう努めます。</p> <p>特に、プラスチック資源循環促進法により、プラスチックごみについては、市が分別収集や再商品化に適切に対応していく必要があります。今後、分別収集品目の拡充を検討するとともに、分別されていない、または市が回収できないごみなど不適正なごみへの指導を強化し、分別を徹底します。</p>	拡充
②集団回収*、拠点回収の充実	<p>ごみの分別収集とリサイクルは、学校や自治会などと連携して取り組みます。</p> <p>PTA 組織が行う集団回収*について、回収量に応じて補助金を交付します。</p>	
③事業者による資源回収の利用促進	<p>事業者に対しては、販売した製品の自主回収への協力を要請するとともに、市民に対して店頭回収の活用を促進します。</p> <p>また、市内で発生する下水汚泥等の有機性廃棄物を地域資源と捉え、そこから得られる電気や熱、バイオガス等の活用について調査・研究を行います。</p>	拡充



食品ロスをなくそう

食品ロスとは、まだ食べられる食品を廃棄することです。

食品ロスの発生要因は大きく3つに分けられます。

- ① 食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの（食べ残し）
- ② 賞味期限切れなどにより消費されず、手つかずのまま廃棄されたもの（直接廃棄）
- ③ 厚くむき過ぎた野菜の皮など、過剰に除去された可食部分（過剰除去）

食品ロスを削減することは、環境面だけでなく、家計面から見ても大きなメリットにつながります。

以下の取組を実践し、食品を有効に使い切りましょう。

- (1) 「消費期限」と「賞味期限」の違い※を正しく理解する。
- (2) 食材を「買いすぎない」「使いきる」「食べきる」。
- (3) 残った食材は別の料理に活用する。

※消費期限：期限を過ぎたら食べない方がよい期限
賞味期限：おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎてもすぐに食べられないということではない。





(1) 計画的な収集・運搬計画

排出されたごみを適正に処理するため、効率的な収集運搬体制を構築し、ごみ集積所の適正な管理と、ごみ収集車の環境対応車両への更新を推進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①計画的な収集・運搬体制の構築	ごみの収集・運搬については、現在の体制を維持しつつ分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。	
②環境対応車両の計画的な更新（収集運搬車両）	香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、自動車排ガス対策計画を策定し、収集運搬車両に関しては、環境対応車両への計画的な更新を行います。	
③ごみ集積所の適正管理（ごみ処理集積所管理システムの構築）	ごみ集積所の位置情報をまとめた管理台帳をごみ処理集積所管理システムを用いてデータ管理し、ごみ集積所の適正な管理に努めます。	

(2) 適正な中間処理及び最終処分計画

ごみの中間処理について、環境への配慮や経済性を考慮し、ごみの減量や処理に関する将来的な基本の方針を検討します。最終処分に関しては、施設をできるだけ長く使うことができるよう、適正な維持管理を行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①中間処理計画	2021年3月に観音寺市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。中間処理については委託処理方式を継続しつつ、環境への配慮や処理コストの削減などを考慮し、最も適切な中間処理について継続的に検討を行います。	
②最終処分計画	市が管理運営する最終処分施設については、ごみの減量化・資源化を進め、最終処分量を削減し、施設の延命化を図ります。また、民間委託先の最終処分場については、搬入されたごみが適正に処分されているか定期的に調査確認し埋立処分の継続性を確保します。	

(3) 不法投棄・野焼き対策の強化

ごみの適正処理を着実に実行するため、市民や事業者に対しごみの適正処理について啓発を行うとともに、県や警察など関連機関と連携して不法投棄や野焼きなどごみの不適正処理に対する監視や再発防止対策を強化します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①啓発活動の推進	市民や事業者に対して、ホームページや広報などを通じて、ごみの適正処理に関する情報を提供して適正排出を促進します。	

②不法投棄の取締り強化	<p>廃棄物の不法投棄を早期に発見するとともに未然に防止するため、県と協力し監視パトロールを実施します。発見された不法投棄については、県や警察と連携し行為者を特定し、厳しく取締りを行います。さらに、県や警察と情報共有を図るため、産業廃棄物不法処理防止連絡協議会などで報告し、有効な対策について協議します。</p> <p>また、不法投棄が多発する地域については、禁止看板を配布するなど再発防止に努めます。</p>	
③野焼きの取締り強化	<p>野焼きは、農林業や漁業でやむを得ず行うものなど一部の例外を除いて原則禁止されています。</p> <p>野焼きは、ダイオキシン類*や微小粒子状物質（PM2.5*）などの有害物質が発生するだけでなく、煙などによる悪臭問題の原因ともなっています。</p> <p>市民や事業者に対して、野焼きに関する情報提供をホームページや広報により行うとともに、野焼き発生マップにより野焼きの多発地域を把握し、野焼きが多くなる時期に重点的な啓発を行います。</p> <p>また、野焼きによる不適正処理が発見された場合は、行為者に対して県や警察と連携して対応するとともに、指導票による文書指導などこれまでの指導方法を強化し厳しく対応します。</p>	拡充

(4) 各主体との協力体制の確立

国や県、近隣自治体と連携し、より効率的なごみ処理や新しいリサイクル技術など、ごみに関する様々な情報交換を行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①市民、事業者、行政の連携	<p>循環型社会*の構築に向けて、市民、事業者及び市など各主体が確実に役割を実行することが重要となっていることから、各衛生組合等との連携を強化します。</p>	
②国、県、近隣自治体との連携強化	<p>廃棄物の資源循環について、国や県などのごみ処理技術の動向について情報交換を行います。また、周辺市町などとも一層連携を深め、継続的に情報交換を行います。</p>	

(5) 災害時における廃棄物処理の対応

大規模な地震や自然災害が起こった場合に、災害廃棄物を迅速且つ適正に処理するための計画づくりと、国や県、近隣自治体などとの協力体制の構築に取り組みます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①災害時における廃棄物処理体制の整備	<p>2018年3月に災害廃棄物処理計画を策定し、今後は最新の知見や国の動向に応じて順次改定を行います。国、県、近隣自治体、民間事業者などと、災害時における広域の緊急応援体制の確立を検討します。</p>	



(1) 水資源確保対策

水源涵養の視点から、農地の維持保全活動を支援するとともに、造林事業への補助を行い森林の整備・管理を進めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①農地の保全	農地を維持管理するための基礎的保全活動や、地域資源の質的向上を図る活動などへ支援します。	
②森林、水源涵養林の保全・育成	森林組合や森林所有者などが行う造林事業（整理伐事業、人工造林事業、下刈事業など）に対して、事業経費の一部を補助します。 また、2019年度から森林環境譲与税を財源とした新たな森林管理システムにより、森林の多面的機能の発揮について推進します。	

(2) 水の循環利用促進

雨水貯留槽の活用による雨水利用や、雨水浸透枡*の設置により、水の循環利用を進めるとともに、河川や下水道への負担を軽減し、大雨などの際の土地の浸水被害の抑制を図ります。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①雨水利用の促進	地下水の涵養を図るため、個人や事業所に対して、雨水浸透施設の導入に関する啓発を行い、雨水利用を促進します。	

(3) 節水の促進

貴重な水資源を無駄なく利用していくために、節水意識の啓発を行うとともに、節水を呼びかけるイベントなどを実施します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①節水啓発活動の推進	香川県と県内8市9町で構成する節水型街づくり推進協議会において作成した節水副読本「香川県のくらしと水」を県内の小学4年生に配布し、節水意識の向上を図ります。また、8月の節水ウィークに節水チャレンジを実施し、節水についての啓発を行います。	

各主体の役割（例示）

市民の役割

日々の生活において

- ・ ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・ 食品ロスを出さない調理、食事を心がける
- ・ 家具等は修理するなどし、できるだけ長く使う
- ・ 排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する

買い物・外食のときなど

- ・ 買い物にはマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
- ・ 食品ロスを出さない買い物、外食などを心がける
- ・ マイ箸を利用する
- ・ フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用する

事業者の役割

日々の事業活動において

- ・ ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
- ・ ごみと資源の分別を徹底する
- ・ 排出者処理責任を遂行する
- ・ 災害廃棄物処理についての協力を検討する
- ・ 雨水貯留設備を設置するなど、雨水の利用を進める

食品の販売、食事の提供において

- ・ 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・ まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む
- ・ 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める

商品・サービスの販売、提供において

- ・ 買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・ 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・ 販売した製品の店頭回収を行う
- ・ 建設工事における廃棄物の発生を抑制する



基本目標3 自然共生 豊かな自然と共生するまちづくり

(1) 施策の方向性

水やみどり、多様な生き物によって創り出される豊かな自然環境は、人びとのくらしや心の豊かさを育み、やすらぎを与えてくれる大切な存在です。

自然環境の大切さを共有し、これらを守り育てていくという意識を育てながら、水やみどり、豊かな生物の営みを保全し、人と自然のつながりを深める取組を進めます。

基本施策	施策
3-1 生物多様性の保全	(1) 学習・参加の場の提供
	(2) 生物の多様性の確保
	(3) 外来種*対策
	(4) 野生生物の保護管理
3-2 水とみどりの保全・創出・活用	(1) 森林や河川などの自然の保全
	(2) 里地・里山*・里海*の保全
	(3) 公園・緑地の整備



伊吹島

(2) 具体的な取組

3-1 生物多様性の保全



(1) 学習・参加の場の提供

市民や事業者が生物多様性の重要性について認識を持つために、自然観察会などの参加型イベントを実施するとともに、市内の生物多様性に関する各種情報発信を行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①自然観察会、イベント等の実施	市内で活動する民間団体と連携して自然観察会や自然環境に関するイベントを開催し、市民の生物多様性への理解促進を図ります。	
②情報提供の充実	市内の自然資源や緑化など生物多様性に関する情報をホームページを通じて発信します。	

(2) 生物の多様性の確保

市内に生息・生育する貴重な動植物を保全するため、希少種の保護に関する啓発を進めます。また、市の木、市の花などをはじめ、保存木の維持・保全に努めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①希少生物の保全	香川県レッドデータブックに記載された生物種が多く生育するなど、市内の貴重な野生生物の保護に関してホームページや広報を通じて普及啓発を行います。	
②市の木、市の花、保存木の保全	「市の木」である「松」や「市の花」の「ツツジ」を市民に広く周知し、「市の木」、「市の花」を大事にする心を養っていきます。 また、県指定の保存木の維持に努めます。	



市の花ツツジ



かがわの保存木(生木の地蔵クス)

(3) 外来種*対策

ホームページなどを通じて、アライグマ、ヌートリアなどの外来生物による被害予防のための情報提供を行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①特定外来生物*防除の実施	観音寺市におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画書に基づき、市内の生息状況や被害状況などを把握し、被害の低減化や生息域の拡大を防止し、市内への侵入及び定着の阻止を図ります。	

(4) 野生生物の保護管理

有害鳥獣対策の適切な実施により、農業や市民生活への被害・影響の抑制に取り組みます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①有害鳥獣対策	猟友会などと連携し、農作物に被害をもたらすイノシシ、シカ、カラスなどの個体数の適正化を推進します。また、被害防止に向けた近隣自治体との連携強化に取り組みます。	



コラム 海辺の自然環境を守る活動

瀬戸内海国立公園にも含まれる名勝・琴弾公園には、2km にわたって砂浜が続く有明浜が含まれています。有明浜には海浜植物の大群落があり、「有明浜の海浜植物群落」として観音寺市指定天然記念物に指定されています。春から秋にかけて、海浜植物は、次々と可憐な花をつけ、訪れる人びとを迎えてくれます。

「有明浜の海浜植物を観察する会」は、この貴重な海浜植物の生育環境を有する有明浜の保全に取り組んでいる団体です。1995年に、海浜植物に関心を持つ賛同者により設立され、海浜植物の説明看板の設置、各種海浜植物の観察会の実施、外来種*の除去、小学生・中学生を対象とした海浜植物に関する学習などを実施しています。

また、有明浜の海浜環境の維持・保全のため、「有明浜を美しくする会」が毎月第2土曜日に有明浜の清掃活動をボランティアで実施しています。

有明浜と伊吹島は、海を渡る蝶「アサギマダラ」の飛来地となっており、「有明浜の海浜植物とアサギマダラ飛翔会」が自然保護活動に取り組んでいます。春はスナビキソウの育つ有明浜に飛来し、秋はフジバカマを求めて伊吹島に飛来することで知られています。

このような豊かな海辺の自然環境をこれからも守り続けるとともに、市内外へPRしていくことが望まれます。





(1) 森林や河川などの自然の保全

本市が有する豊かな自然環境を将来へ引き継いでいくため、森林や河川などの自然環境を適切に維持管理します。また、既存の親水空間や公園の維持、環境整備を継続し、市民が親しめる自然空間づくりに取り組みます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①森林保全の推進	森林組合や森林所有者などが行う造林事業（整理伐事業、人工造林事業、下刈事業など）に対して、事業経費の一部を補助します。 また、2019年度から森林環境譲与税を財源とした新たな森林管理システムにより、森林の適正な管理を推進します。	
②河川環境の保全と活用	市の管理河川において、周辺環境との調和を図りながら自然環境に配慮した整備と維持管理に努めます。	
③水辺の整備と活用	豊稔池遊水公園や大谷池の親水空間である大谷池遊歩道、井関池周辺の植栽など水辺の維持管理に取り組みます。 また、一ノ谷池親水公園や琴弾公園、一の宮公園など、公園内の自然保護や維持管理を継続的に実施します。	

(2) 里地・里山*・里海*の保全

市の環境を形成する貴重な自然である里地・里山*・里海*を保全するため、農地やため池、二次林*、漁場、水産資源、海岸などの保全に取り組みます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①里地・里山*の保全	農道やほ場、パイプラインの整備など、土地改良事業の推進により農業生産基盤の整備充実を図ります。中山間地域においては、農業生産活動の維持と耕作放棄地の発生防止に努めます。 また、田園保全地域への支援、ため池、二次林*などの里山*の保全を推進します。	
②里海*の保全	燧灘海域の漁場環境の保全や水産資源を保護するため、計画的に水質検査を実施するとともに、国や県など関係機関と協力しながら海洋汚染の原因となる漂着漂流ゴミや海底堆積ごみなどの廃棄物の回収処理に努めます。 また、海水浴場などの海の利用環境の保全に努めるため、琴弾公園及び一の宮海岸の清掃活動などにも取り組みます。	

(3) 公園・緑地の整備

日常の中でふれあえる身近なみどりを広げていくため、公園の整備や、道路への植樹など、市内にみどりの創出を進めるとともに、市民などによる緑化活動の普及を促進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①公園の整備と維持管理	公園の整備を行うとともに、地域住民の協力を得ながら公園の適切な維持管理に努めます。	
②緑化の推進	公園内における緑地の確保、道路への植樹などの緑化を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。	
③緑化活動の促進	グリーンフェスティバルなど緑化の普及活動を推進します。また、市民が主体的に行う緑化活動を推進します。	



一の宮公園・海岸



グリーンフェスティバル



漁業の風景



農業の風景

各主体の役割（例示）

市民の役割

日々の生活において

- ・ 生け垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
- ・ 街路樹や公園のみどりを大切にする
- ・ 生きものを大切にする
- ・ 外来生物について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
- ・ 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
- ・ 地域の緑化活動に参加する
- ・ アダプト制度*など、地域の公園やみどり空間の維持管理活動に参加する

建て替えのときなど

- ・ 屋上緑化・壁面緑化*を行う
- ・ 地域の自然環境や生物多様性に配慮した植栽を取り入れる
- ・ 既存木の保全に配慮する

事業者の役割

日々の事業活動において

- ・ 屋上緑化・壁面緑化*、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める
- ・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
- ・ 地域や行政が行う緑化活動や、みどりの維持管理活動へ参加・協力する
- ・ 事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う



基本目標4 快適環境 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

(1) 施策の方向性

清らかな水や空気、そして穏やかな住環境は、安全・安心で快適な暮らしを実現するうえで欠かせません。

生活環境の維持・向上のため、国や県と連携を図りながら、大気汚染や悪臭、騒音などの環境汚染の防止に取り組み、市民が快適で健やかに暮らせる地域づくりを進めます。

基本施策	施策
4-1 健康・快適な環境の保全	(1) 大気環境の保全
	(2) 水環境の保全
	(3) 土壌・地盤環境の保全と化学物質対策の推進
	(4) 騒音・振動・悪臭・光害対策の推進
4-2 美しいまちづくりの推進	(1) 清掃・美化活動の推進
	(2) 景観資源の保全



山田川・柞田川の河川清掃

(2) 具体的な取組

4-1 健康・快適な環境の保全



(1) 大気環境の保全

本市の良好な大気環境を保全するため、大気汚染の状況を把握するとともに、県と連携して事業者が排出する大気汚染物質の排出抑制に努めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①大気の調査・監視	<p>大気汚染について、環境基準*項目などの監視を継続し、監視データを毎年公表します。</p> <p>また、必要に応じて近隣自治体との情報共有を図り、大気環境の改善に連携して取り組みます。</p> <p>■環境基準*項目の監視 県が市内に設置した大気汚染常時監視測定局（観音寺市役所測定局）において、環境基準*項目のうち二酸化硫黄*や浮遊粒子状物質*、二酸化窒素、光化学オキシダント*、微小粒子状物質（PM2.5*）の5物質を24時間自動測定しています。</p> <p>光化学オキシダント*や微小粒子状物質については、環境基準*値を超えると予測される場合は、県から市を通じて市民に注意喚起を行っています。</p> <p>■市独自の監視 本市では、近隣工場群や交通状況を考慮し、降下ばいじん*や浮遊粒子状物質*、二酸化窒素の3物質を市内5地点で毎月測定しています。</p>	新規/拡充
②発生源対策	<p>市内で発生する大気汚染物質の抑制に努めるため、県や警察と連携して市民や事業者には指導を行います。</p> <p>■工場・事業場に対する法令遵守の徹底 工場・事業場については、大気汚染防止法や香川県生活環境の保全に関する条例、観音寺市公害防止条例により規制されています。これら法令に基づき、規制基準等を遵守するよう、県と連携して工場・事業場への指導を徹底します。</p> <p>■自動車排ガス対策の推進 自動車の利用を控え、公共交通や自転車・徒歩による移動を促進するため、自転車・歩行者道の整備やのりあいバス*の運行など、歩行者・自転車や公共交通の利用環境を整備し、自動車の排ガスの排出抑制を推進します。</p> <p>■野焼きの取締り強化 野焼きは、大気汚染物質の一つである微小粒子状物質（PM2.5*）が発生します。</p> <p>市民や事業者に対して、野焼きに関する情報提供をホームページや広報により行うとともに、野焼き発生マップにより野焼きの多発地域を把握し、野焼きが多くなる時期に重点的な啓発を行います。</p>	拡充

	<p>また、野焼きによる不適正処理が発見された場合は、行為者に対して県や警察と連携して対応するとともに、指導票による文書指導などこれまでの指導方法を強化し厳しく対応します。</p>	
--	--	--

(2) 水環境の保全

本市の良好な水環境を保全するため、水質の環境基準*項目の監視を継続するとともに、公共下水道や浄化槽の整備や農業集落排水設備の維持管理など水質汚染防止対策を行い、汚水の適切な処理を進めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①水質の調査・監視	<p>公共用水域の水質汚濁について、県と調整しながら測定計画を策定し、代表地点の環境基準*項目を継続的に監視し、監視データを毎年公表します。</p> <p>また、必要に応じて近隣自治体との情報共有を図り、水質環境の改善に連携して取り組みます。</p>	
②発生源対策	<p>法令に基づく排水基準遵守の指導を徹底します。</p> <p>■生活排水対策 観音寺市生活排水処理構想に基づき、生活排水処理施設の整備を計画的に推進します。</p> <p>1) 公共下水道の整備 老朽化が進んでいる施設や設備について、ストックマネジメント*計画に基づき改築や更新を進めます。</p> <p>2) 農業集落排水への接続の促進 農村地域の水質保全に貢献するため、農業集落排水施設（田野々地区、院内地区、本村地区）の適切な維持管理に努めます。</p> <p>3) 合併式浄化槽の整備 浄化槽の設置及び、単独浄化槽から合併式浄化槽への転換を進めるため、設置費用の一部を補助します。また、浄化槽の適切な維持管理を指導します。</p> <p>4) 浄化槽の維持管理の啓発 日常的な浄化槽の維持管理は、排水の適正処理を行う上で重要です。11条検査（法定検査）の受検率向上のため、浄化槽管理者に対し浄化槽の維持管理を啓発します。</p> <p>■産業排水対策 工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法や香川県生活環境の保全に関する条例など関係法令により規制されています。これら法令に基づき、規制基準等を遵守するよう、県と連携して工場・事業場への指導を徹底します。</p> <p>■畜産・農業排水対策 水質汚濁物質である窒素やリンを含む排水が公共水域へ流入し、河川や海域など公共用水域の水質汚濁を引き起こします。公共用水域への汚濁物質の流入負荷を低減するため、事業者に対して家畜排せつ物の適正処理や適切な施肥などを県と連携して指導します。</p>	拡充

③地下水の汚染防止対策の推進	地下水の水質汚濁は、汚水や化学物質が地下浸透することにより引き起こされます。地下水の汚染を未然に防止するため、化学物質を扱う工場・事業場に対して適正管理の徹底を呼び掛けるとともに、農地への適正施肥の啓発を行います。	
----------------	---	--

(3) 土壌・地盤環境の保全と化学物質対策の推進

本市の良好な土壌・地盤環境を保全するために、土壌汚染*の状況を把握するとともに、県と連携して事業者に対して有害化学物質の適正管理を指導し、土壌汚染*の未然防止に努めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①土壌の調査・監視	県が実施するダイオキシン類*環境監視計画に基づく土壌調査により、市内のダイオキシン類*による土壌の汚染状況を調査します。	
②化学物質の適正使用に関する指導	化学物質を扱う工場・事業場に対して適正管理の徹底を呼び掛けるとともに、農地への適正施肥の啓発を行います。	

(4) 騒音・振動・悪臭・光害対策の推進

人の感覚に直接影響する騒音・振動・悪臭について、市内の発生状況を把握するとともに、規制地域における事業者に対しては規制基準の遵守の徹底などに努め、発生源への対策を講じます。また、太陽光発電*システムの導入拡大に伴い発生している太陽光パネルによる光害への対応を検討します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①騒音・振動対策	<p>市内における騒音・振動の発生状況を把握するため、計画的に測定を行い、騒音・振動の未然防止に努めます。また、測定データを毎年公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般地域における騒音対策 <p>市内の環境基準*値が設定されている地域については、毎年2月に騒音の発生状況を把握するため測定・評価を行います。</p> ■自動車騒音・振動対策 <p>市内の自動車騒音については、騒音規制法に基づき、計画的に騒音の測定・評価を行い、自動車交通による騒音の状況を把握しています。得られた結果は環境省に報告するとともに、要請限度を超えている区間があった場合は道路管理者や公安委員会に報告します。また、市道についても低騒音舗装の整備を検討します。</p> ■工場・事業場の騒音・振動対策 <p>工場・事業場の騒音については、騒音規制法や振動規制法、観音寺市公害防止条例により規制されています。これら法令に基づき、規制基準等を遵守するよう、工場・事業場への指導を徹底します。</p> 	

	<p>■建設作業の騒音・振動対策</p> <p>建設作業の騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法により届出と規制基準の遵守が求められています。届出については、手続き方法をホームページに掲載し、施工業者に届出を遵守するよう促します。また、必要に応じて、現地調査や測定、行政指導を行います。</p>	
②悪臭対策	<p>市内における悪臭の発生状況を把握するため、計画的に測定を行い、悪臭の未然防止に努めます。</p> <p>■野焼きの悪臭対策</p> <p>野焼きは、農林業や漁業でやむを得ず行うものなど一部の例外を除いて原則禁止されています。</p> <p>野焼きは、ダイオキシン類*や微小粒子状物質（PM2.5*）などの有害物質が発生するだけでなく、煙などによる悪臭問題の原因ともなっています。</p> <p>市民や事業者に対して、野焼きに関する情報提供をホームページや広報により行うとともに、野焼き発生マップにより野焼きの多発地域を把握し、野焼きが多くなる時期に重点的な啓発を行います。</p> <p>■工場・事業場の悪臭対策</p> <p>工場・事業場で発生する悪臭は、悪臭防止法により規制されています。規制基準値を超える工場・事業場に対しては、規制値を遵守するよう指導を徹底します。</p>	拡充
③光害対策	<p>住宅地に近い空地への太陽光発電*施設の設置など、無秩序な拡大が懸念される小規模太陽光発電*の設置については、発電事業者に対して香川県太陽光発電*施設の設置等に関するガイドラインを遵守し、適切な設置・管理に努めてもらうよう啓発します。</p>	

(1) 清掃・美化活動の推進

ごみのない美しいまちづくりを推進するため、自主的に清掃・美化活動を行う市民や事業者、民間団体への支援を行うとともに、ごみのポイ捨てなどマナーを改善するための啓発を行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①清掃・美化活動への支援	<p>自治会や民間団体が実施する清掃活動に対して、ゴミ袋や道具類の支給など、自主的な環境美化活動への支援を行います。</p> <p>毎年2月及び7月に市内の海岸や河川敷の一斉清掃を継続して実施するとともに、海ごみゼロウィーク期間にあわせた海岸清掃活動を新たに実施します。また、効率的な環境美化活動につなげるため、市内清掃状況（時期・場所等）について、活動団体に向けた情報発信を実施します。</p>	拡充
②ポイ捨て等未然防止対策	<p>不法投棄やポイ捨て、ペットのふん放置など生活環境の美化を損ねるおそれがあるものについては、自治会に対して必要に応じて禁止及び啓発看板を配布します。</p>	

(2) 景観資源の保全

本市の特色を活かした良好な景観を維持していくため、有明浜の海岸風景などをはじめとした豊かな自然景観や、遍路道などの歴史的、文化的景観の保全と形成を推進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①景勝地等の保全	<p>本市は景観行政団体*として、風致地区内における自然的景観の保全を図り、豊かな自然環境や歴史的、文化的景観を活かした良好な景観の保全と形成を推進します。</p>	
②歴史的景観の形成	<p>市内にある文化財の保存と活用に努め、歴史的景観の保全に取り組みます。</p>	



ちょうさ祭り



有明浜の夕日



歩き遍路



豊稔池堰堤

各主体の役割（例示）

市民の役割

日々の生活において

- ・ 食器等に付着した油汚れは拭き取ってから洗うなど、水を汚さないよう心がける
- ・ 殺虫剤や農薬等は、適切に使用し、化学物質の放出・漏出を抑える
- ・ 騒音・悪臭・振動等による近隣への影響を発生させないように心がける
- ・ ポイ捨てをしないなど、マナーの向上を心がける
- ・ 地域の美化を促進する活動へ参加する
- ・ 地域の歴史・文化などに対する理解を深め、景勝地や景観資源などの保全を心がける

事業者の役割

日々の事業活動において

- ・ 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制する
- ・ 化学物質を適正に管理し、排出削減を図る
- ・ 建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する
- ・ 公害関連の法令を遵守する

CSR*活動において

- ・ 地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する
- ・ 市内の景勝地や景観資源などの保全に協力する

基本目標5 分野横断 環境を守り育てるひとづくり、地域づくり

(1) 施策の方向性

環境保全の取組は、一人ひとりの実践から始まり、その活動を核として市民、事業者、行政など、地域に関わる全ての人が連携・協働することで、持続可能なまちづくりへとつながっていきます。

環境に配慮した行動意識が市民に定着するために、環境活動を率いる人材を育てるとともに、様々な主体が連携して環境活動に取り組むための基盤の構築を進めます。

また、環境に配慮した事業活動の促進や、地域資源を活かした環境ビジネスの導入促進などにより、市内事業者と一体となった環境づくりを進めます。

基本施策	施策
5-1 環境を守り育てるひとづくり	(1)環境学習の推進
	(2)学校における環境教育の推進
	(3)環境情報の発信
	(4)環境活動を率いる人材育成
5-2 協働の仕組みづくり	(1)各主体との連携強化
	(2)行政間連携による環境配慮
5-3 環境ビジネスの促進	(1)環境経営の促進
	(2)環境ビジネスの創出・育成

(2) 学校における環境教育の推進

本市の次代を担う児童生徒に対し、さまざまな教科や総合学習の機会を活用した環境教育を実施します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①授業を通じた環境教育	<p>小中学校において、様々な環境のテーマを扱った授業を実施します。</p> <p>①小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物をテーマにした説明文教材の学習(国) ・ ごみの分別やりサイクルに関する学習(社) ・ 水資源の活用の学習(社) など <p>②中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物の観察や地球環境を考える学習(社・理) ・ 公害問題の学習(社) ・ 生物の生態系*の学習(理) など 	
②課外活動等を通じた環境教育	<p>学校の課外活動などにおいて、環境に関する体験学習や地域の美化活動などを実施し、意識啓発を図ります。</p> <p>■児童洋上学習事業 自然環境のすばらしさを体験するため、小学4年生に伊吹島における様々な活動を行います。</p> <p>■夏季休業中の自由研究課題 夏季休業などを活用して、自然界や社会活動などについて調べ、自らの課題をもって探求する態度や自然や社会環境を守ろうとする態度を育てます。</p> <p>■ふるさと応援活動(1校1社会貢献活動) 校区内の道路や公園などの清掃活動など、地域のために役立つ活動や環境美化活動を行うことで、地域の一員としての自覚を高め、ふるさとを大切にしようとする態度を育てます。</p>	

(3) 環境情報の発信

本市の環境の現状について理解を深め、市民や事業者の環境保全活動を促進するため、環境に関する各種情報をホームページを活用して提供するとともに、環境白書（観音寺市の環境）の発行により、環境基本計画の進捗と本市の環境の現状を明らかにします。

【具体的な取組】

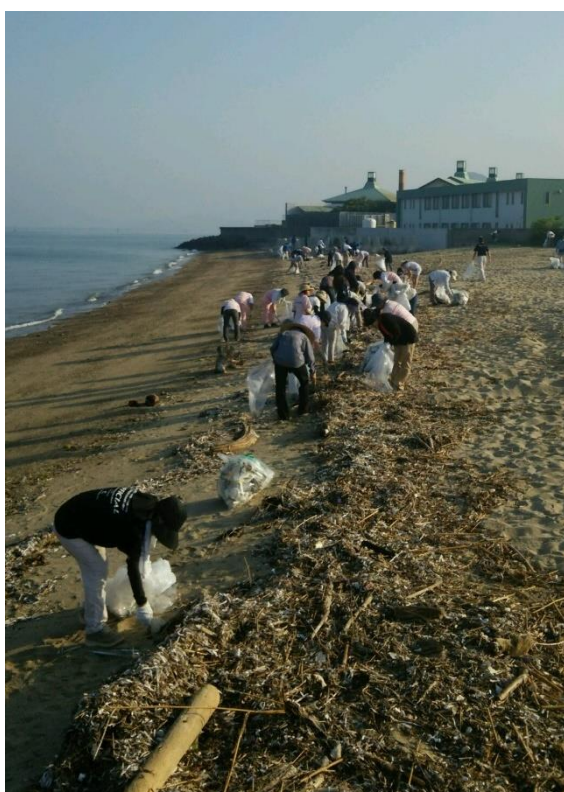
取組	内容	新規/拡充
①環境に関する情報発信	環境に配慮した暮らし方などの情報や、県・市の環境イベント・講座、助成制度など環境に関する各種情報をホームページや広報で適宜発信します。	
②環境白書の発行	市の環境に関する現状について、「観音寺市の環境」として毎年ホームページで公表します。	

(4) 環境活動を率いる人材育成

市民や事業者の環境保全活動を促進するリーダーの育成を進めるため、香川県の環境監視員制度などを活用して人材育成を促進するとともに、市独自で制度や育成方法などを検討し、人材育成に努めます。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①環境人材の育成講座の実施	市民へ県の環境監視員や地球温暖化防止活動推進員への登録をホームページなどで呼びかけるとともに、環境保全活動に熱心な市民や事業者への表彰制度を検討します。	



市民による清掃活動



エコ・アダプトロードの活動



(1) 各主体との連携強化

市全域に環境保全の取組を波及させるためには、市民や事業者が個別で行う活動が有機的に結び付き、各主体が連携する環境を構築することが重要です。各主体の連携を強化するため、市ではイベントの開催やアダプト制度*などを活用して交流する場を提供します。また、市民と観光客等の交流を促進するため、瀬戸内海の豊かな海産物の消費を通じた魚食文化の伝承や料理の紹介などを行います。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①市民・民間団体の環境保全活動の促進	清掃活動へのごみ袋や道具類の支給など、市民や団体などによる自主的な環境活動を支援します。	
②民間団体等の交流する場の提供	<p>市が主催するイベントや制度を活用し、民間団体等の交流を促進します。</p> <p>■「グリーンフェスティバル」の開催 毎年「グリーンフェスティバル」を開催し、緑化の普及活動を推進します。</p> <p>■アダプト制度*の推進 市民が市道の里親としてボランティアで清掃などの管理を行う「エコ・アダプトロード」、市民参加による身近な公園の維持管理を行う「アダプトパーク」などの制度の推進に継続的に取り組みます。</p>	
③地産地消の促進	<p>地元の魚を使用した料理(魚のさばき方)教室を通じた魚食文化や魚食の普及に努めます。また、食生活改善推進員などの料理教室により、レタスなど地元食材の活用や生産者などとの協働による地元食材を使用した新しいレシピの開発を食育の取組とも連携し、市民の地元農産物・水産物の購買意欲を高め、地元消費を促進していきます。</p> <p>さらに、市民に学校給食展や広報紙を通じて郷土料理や旬の食材を使った給食を紹介します。</p>	拡充

(2) 行政間連携による環境配慮

節水や水の循環利用などの本市を含む近隣自治体共通の課題について、香川県及び県内自治体と連携した取組を推進します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①香川県、近隣自治体等との連携による環境活動	香川県と県内8市9町で構成する節水型街づくり推進協議会に参加し、連携して水の循環利用と節水型街づくりを推進します。また、市の環境課題について、県や近隣自治体との情報交換を行い、更なる連携強化を検討します。	



(1) 環境経営の促進

環境に配慮した事業活動を促進するため、ISO*14001 やより簡便なエコアクション 21*などの環境経営に係る環境マネジメントシステム*の事業者の認証取得を促進します。また、環境に配慮した優れた取組について、事業者を認証するための表彰制度の実施などを検討します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①事業者による環境配慮型事業活動の促進	ISO*、エコアクション 21*などの環境に配慮した経営に関する認証について、事業者への情報提供を行います。ごみの減量など環境に配慮した取組を行っている事業者について、香川県が実施する環境配慮モデル認定制度への認定を勧め、市内の模範となる事業所を増やします。	

(2) 環境ビジネスの創出・育成

本市の優れた環境を活用したグリーンツーリズム*など、地域資源を活かした環境ビジネスの導入促進など、地域の産業振興にもつながる活動を支援します。

【具体的な取組】

取組	内容	新規/拡充
①地域資源を活かした環境ビジネスの促進	自然や文化、農産物などの地域資源を活かした地場産業の振興のため、グリーンツーリズム*などの取組を行う民間団体などへの助成を行います。 また、地域資源を活かした事業に関するPRを行うことで、普及を図っていきます。	

各主体の役割（例示）

市民の役割

日々の生活において

- ・ 環境に関する本や記事などを読み、環境に関する理解を深める
- ・ 「エコ・アダプトロード」、「アダプトパーク」など、地域の環境の維持管理や、清掃・美化活動などに取り組む
- ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する
- ・ 環境監視員、地球温暖化防止活動推進員として登録し、活動する
- ・ 食材などの地産地消を心がける

事業者の役割

日々の事業活動において

- ・ 環境に配慮した経営に取り組む
- ・ エコアクション 21*など、環境経営に関する認証と適切な運用に努める
- ・ 地域の農林水産物の地産地消を図り、地場産業の発展と環境保全に貢献する
- ・ 環境配慮技術・製品の開発や製造など、新たな環境ビジネスにチャレンジする

CSR*活動において

- ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する
- ・ 地域住民向けの環境講座等を実施する
- ・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する
- ・ 環境に関する情報提供を行う（環境報告書の作成・公表など）





人が輝く里山 ～五郷地区の魅力発信～

2011年に発足した「五郷里づくりの会」では、五郷の住民全員が会員という形で、「できることをできるときに」と、力を合わせて活動してきました。2013年には、地域住民が自ら材木の切り出しなどの作業に従事し、この地域で古くから使われていた水車を復元し、水車のある里山*の風景を再現することができました。

また、年間を通じて、会員がガイドなどの役割を務める「里山*歩き」や「グリーンツーリズム*」などのイベントを開催し、市内外へ地域の魅力を発信しています。



水車小屋の建設



郷土料理



竹馬づくり



これらのイベントでは、そば打ちやみかん狩りなどの体験や、郷土料理のお弁当づくりなども、全て会員が自ら企画・提供しています。

このような活動が評価され、2017年には、中国四国農政局の「ディスカバー農山漁村の宝」に選定されました。

里山*の豊かな自然資源や文化資源を活かし、住民が一体となって地域の活性化に向けた活動を続けている五郷地区の取組を発端に、市内や市外の人びととの交流が生まれ、地域資源の保全や、地域の新たな魅力発見につながっていくことが期待されます。



豊稔池ダム



内野々観音堂

地域の見どころをめぐる里山歩き・グリーンツーリズム*



孫嫡子神社



内野々三部神社



五郷水車

第5章

環境像の実現に向けた重点戦略

重点戦略1： かんおんじの水とみどりをまもりそだてる

目的

本市は瀬戸内の豊かな海に面し、市の特産物である「いりこ」や「かまぼこ」など豊富な水産資源を活用した産業が発展しています。また、瀬戸内海国立公園に指定されている海岸線や伊吹島などの島しょを有しており、市民にとってやすらぎを与える場にもなっています。このように本市と密接なかかわりがある海を健全な状態で次世代に引き継いでいくことは私たちに課せられた重要な責務です。

そのため、海浜・海域環境の保全に加え、ため池や河川などの「水」を守り育てる取組を行うとともに、里地*・里山*などの「みどり」を守り育てる取組を進めます。

【達成目標を実現するための活動目標】

指 標	現状値（2021年度）	目標値（2027年度）
水質環境基準*達成率 （河川 BOD*） （海域 COD*）	100 % 14 %	100 % 100 %
汚水処理人口普及率	63.8 %	69.8 %
海岸・河川清掃参加人数	430 人	5,000 人
学校給食における地産地消比率 ※香川県内で生産された農産物・水産物等	59.8 %	60.0 %
水道の1人1日あたり平均使用量	328 L/人・日	319 L/人・日
森林整備面積（国有林を含む）	12 ha	70 ha

森と里と海は
密接に結びつ
いてます。



出典) 京都大学フィールド科学教育研究センター

1) 豊かで美しい海をまもりそだてる

観音寺の美しい海浜環境や海洋の水質の保全、海の恵みである水産資源を守り育てる取組を推進します。

- ⊙ 自然豊かな有明浜に代表される海浜環境をまもります。希少な野生動植物の生息・生育環境の保全や海岸の清掃などの美化活動の推進により、多くの人を訪れる美しい海岸をまもります。
- ⊙ 美しい海をまもるため、工場などの排水対策や下水道整備などの生活排水対策を推進し、河川や海域の水質を保全します。
- ⊙ 恵み豊かな瀬戸内の海をまもるため、水産資源の保護を進めるとともに、多くの人にその恵みを知ってもらうため魚食文化の普及や地産地消の取組を進めます。

2) 親しみあるため池や河川をまもりそだてる

海にそそぐ河川環境の保全、本市を特徴づけるため池を守り育てる取組を推進します。

- ⊙ 市民や観光客が親しむことのできる水辺空間である豊稔池などのため池や河川などの維持管理を、市民や事業者とともに行います。親水空間を観光施設として積極的に PR し、その活用を図ります。
- ⊙ 近年の豪雨災害などの災害に強いだけでなく、生き物の生息・生育環境としてもすぐれた多自然河川の整備を推進します。
- ⊙ 降水量の少ない本市では、ため池を整備して農業用水として利用するなど水を大切に使うてきました。その伝統を大切に、水を大事に使う意識の醸成を図ります。

3) 人と自然とが共生する里地・里山*をまもりそだてる

本市のみどりは、農地や里山*など、人と自然との共生により守られてきました。農地や里山*の持つ役割を十分に理解し、本市のみどりを守り育てる取組を推進します。

- ⊙ 水を涵養し農地や河川を潤すだけでなく、多くの生き物の生息・生育の場となる森林や里山*を健全な状態で維持するための管理を推進します。
- ⊙ 市内の田園景観や街並み景観を形成する農地などの里地を保全するため、適切な土地利用の維持や農地の管理、景観の保全を推進します。
- ⊙ 雨水の貯留と活用、里地*・里山*の保全により健全な水循環を確保します。

重点戦略2： かんおんじの空をまもりそだてる

目的

本市の心地よい環境は、良好な空気が維持されることで守ることができます。加えて、現在の大気環境には地球温暖化に伴う気候変動*によって、熱中症や豪雨災害の増加、農作物の栽培への影響などさまざまな影響を私たちに与える恐れがあります。IPCC*の最新の報告（2018年10月）では、地球の気温上昇を産業革命前と比べて1.5℃に抑えるためには、全世界の二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロにする必要があるとされており、国内外ではゼロカーボンの実現に向けた様々な取組が進められています。

また、きれいな空気は私たちの健康的な暮らしに必要な不可欠です。そのため、かんおんじの良好な「空」を守り育てるために、省エネルギーやごみの発生抑制*、再生可能エネルギー*の活用や公共交通の利用促進、大気環境の保全に取り組みます。

【達成目標を実現するための活動目標】

指 標	現状値（2021年度）	目標値（2027年度）
家庭系一般廃棄物の1人1日あたりの排出量（し尿を除く）	635 g/人・日	616 g/人・日
一般廃棄物の再資源化*率	25.9 %	28.0 %
環境基準*超過時間 （光化学オキシダント*） （微小粒子状物質（PM2.5*））	503 時間 1 日	改善を図る 改善を図る
悪臭苦情件数	38 件	減少
のりあいバス*利用者数	150 人/日	250 人/日
市域のエネルギー消費量削減率 ※2013年度比	26.3 % (2018年度)	31.5 %
市域のエネルギー起源 CO ₂ 排出量削減率 ※2013年度比	35.0 % (2018年度)	43.6 %
太陽光発電*システム導入容量（累積）	67,765 kW	149,500 kW
市有施設の太陽光発電*システム導入量	144 kW	735 kW
公用車の電気自動車*導入台数	0 台	4 台

1) きれいな空気をまもりそだてる

良好な大気環境を守り育てるため、大気汚染物質の排出を抑制する取組を推進します。

- ☀️ ごみの発生抑制*や再使用*、再資源化*を推進し、大気汚染物質の排出量の低減に貢献します。
- ☀️ 心地よい空気をまもるため、ごみの適正処理を推進するとともに、工場・事業場の排出ガス対策や悪臭対策を促進するほか、野焼きの取締り強化などにより、大気環境を保全します。
- ☀️ 公共交通機関や自転車の利用環境の整備を進め、自動車からの利用転換を促進し、自動車排出ガスの発生を抑制します。

2) 身近なエネルギーを上手につかう

地球温暖化による気候変動*をできるだけ抑えるため、私たちの暮らしや活動を見直し、温室効果ガス*の排出量を大きく減らす取組を推進します。

- ☀️ 住宅や事務所、市有施設の省エネルギー化を推進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。
- ☀️ 温室効果ガス*削減と気候変動*の影響への備え、地域経済の活性化という3つの課題を解決するために、太陽光発電*など再生可能エネルギー*の導入を様々な形態で促進するとともに、電化*の促進や蓄電池など蓄エネ設備の導入によりエネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガス*の排出量を減らします。
- ☀️ 電気自動車*（EV）の普及に併せて充電設備の充実を図るほか、HEMS*・BEMS*や ZEB*・ZEH*といった建築物そのものの環境性能を高める取組の導入を促進し、加えて森林資源や緑地の保全による吸収源の確保を行うなど、低炭素*なまちづくりを推進します。

3) 気候変動*に賢く対応する

世界中が温室効果ガス*の削減に多くの努力をほらっても気温の上昇は避けられないと言われていています。近年の豪雨災害のような気候変動*による影響に十分に備えるための取組を推進します。

- ☀️ 気候変動*によって想定される豪雨による災害発生の防止や災害発生時の対応力を強化し、市民の安全・安心を確保します。
- ☀️ 農作物に対する影響に対する調査を行い、香川県と連携しつつ栽培作物の変更や品種改良などの対策を推進します。

重点戦略3： かんおんじの人をまもりそだてる

目的

本市の豊かな環境は、環境美化活動や自然保護活動、田畑の営農などの生産活動によって保全されてきました。本市が有する豊かな環境を将来へ継承していくためには、環境に配慮した行動を実践する市民や事業者の存在が欠かせません。環境に配慮した市民や事業者を育てるため、地域の環境の保全を担う人づくり、地域の環境をより良いものとするための市民や地域による協働の仕組みづくり、持続可能な社会や経済を作るための地域づくりに取り組みます。

【達成目標を実現するための活動目標】

指 標	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
環境学習参加者数	73 人/年	400 人/年
環境推進員の養成数 (累積)	13 人	17 人
エコ・アダプトロード団体数	43 団体	46 団体
香川県認定環境配慮モデル製品数 (累積)	1 製品	3 製品
地域移輸出入収支額*	-197 億円	改善を図る

※公表データが更新された場合に採用

地域の特性を活かして自然や人、経済の結びつきを深め持続可能な社会を目指していく「地域循環共生圏」の考え方が国の環境基本計画では示されています。



出典)環境省「第五次環境基本計画の概要」(2018年4月)

1) かんおんじの環境をまもり育てるひとづくり

本市の豊かな環境を守り育て、持続可能な社会をつくる基盤となる人づくりを推進します。

- ☀ 次代を担う児童生徒に対し、授業を活用した環境教育・学習に加え、地域を知り地域をまもり育てる意識を醸成するための課外活動を活用した環境体験学習などの機会やプログラムの充実を図ります。
- ☀ 市民や事業者向けの環境学習講座や環境イベントの開催などの機会をとおり、環境に配慮した活動の促進を図るとともに、環境保全活動をけん引するリーダーとなる人材の育成に取り組めます。
- ☀ 環境に配慮した活動に市自らが率先的に取り組むため、職員研修の開催などにより、職員の環境への意識向上を図り、市役所内における省エネや環境配慮の取組を促進します。

2) かんおんじの環境をまもり育てる仕組みづくり

本市の豊かな環境を守り育てるための人や組織が活動しやすい仕組みづくりを推進します。

- ☀ 市内の美化や自然保護活動など、様々な環境活動を行う市民や団体などへの支援を行い、自主的な環境保全の取組を促進します。
- ☀ 市民や事業者が実施する地域の環境保全活動を促進するため、市道や公園・ため池などの清掃や維持管理を行うアダプト制度*を推進するとともに、市民や事業者のふれあいの場としてイベントや環境学習を実施し、市民や事業者の連携を推進します。

3) かんおんじの環境をまもり育てる地域づくり

本市の社会や経済が持続可能なものとなるように、本市の環境や資源を賢く活用する地域づくりを推進します。

- ☀ 太陽光発電*や小水力など再生可能エネルギー*の地産地消を進めることで、地域経済の活性化につなげるとともに、持続可能な社会経済の形成に向けた事業活動を促進します。
- ☀ 瀬戸内の海産物を利用した新たなレシピや製品の開発など水産振興や、有機栽培や農薬使用の低減などの環境に配慮した農業の促進、水産資源や里地*・里山*管理などの地域の資源管理の充実など、本市の豊かな環境の基盤となる地域づくりを促進します。

第6章

家庭や事業所での環境配慮行動

1 家庭で実践！節約にも役立つ省エネ術と地球にやさしい行動

COOL
CHOICE

節約度・省エネ度チェック！

リビング	年間節約額	CO ₂ 削減量	チェック
テレビの使用時間を1日1時間減らす	450円	9.9kg	
テレビ画面は明るすぎないように設定する	730円	13.2kg	
冷房時のエアコンの室温は28℃を目安にする	820円	14.2kg	
暖房時のエアコンの室温は20℃を目安にする	1,430円	24.94kg	
エアコンのフィルターを月2回程度清掃する	860円	15.0kg	
エアコンの使用時間を1日1時間減らす	490円	9.2kg	
照明（白熱電球）の使用時間を1日1時間減らす	530円	11.6kg	
パソコンの使用時間を1日1時間減らす	850円	18.5kg	
こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団をあわせて使う	880円	19.1kg	
こたつの設定温度を低めにする	1,320円	28.7kg	
風呂・トイレ	年間節約額	CO ₂ 削減量	チェック
こまめにシャワーを止める	—	29.1kg	
お風呂は間隔をあけずに続けて入る	—	87.0kg	
電気便座のふたを閉める	940円	16.4kg	
電気便座の設定温度を低くする	710円	12.4kg	
温水洗浄便座の洗浄温水の温度を低くする	370円	6.5kg	

体感温度
アップ！

寒いからといって、設定温度を上げる前に
着るものを工夫しよう！

カーディガン
+2.2℃



ひざ掛け
+2.5℃



ソックス
+0.6℃



暖房時は
工夫して！



洗濯・掃除	年間節約額	CO ₂ 削減量	チェック
洗濯物はまとめて洗う	3,980 円	3.5kg	
衣類乾燥機と自然乾燥を併用する	10,650 円	231.6kg	
部屋を片づけてから掃除機をかける	150 円	3.2kg	
キッチン	年間節約額	CO ₂ 削減量	チェック
冷蔵庫の設定温度を適切に設定する（「強」から「中」に）	1,670 円	29.0kg	
冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する	1,220 円	21.2kg	
冷蔵庫にはものを詰め込まない	1,180 円	20.6kg	
冷蔵庫は無駄な開閉をしない	280 円	4.9kg	
電気ポットの保温時間を減らす	2,900 円	63.1kg	
ガスコンロの炎が鍋底からはみ出さないようにする	430 円	5.4kg	
炊飯器を使わないときはプラグを抜く	1,240 円	21.5kg	
買い替えで省エネ	年間節約額	CO ₂ 削減量	チェック
エアコンを買い換える	4,698 円	103.0kg	
冷蔵庫を買い換える	5,697 円	107.0kg	
液晶テレビを買い換える	3,618 円	79.0kg	
白熱電球から LED*ランプへ買い換える	2,430 円	42.3kg	

【出典】「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬(2017年8月)」「省エネ性能カタログ 2021年版」(資源エネルギー庁)

省エネのコツ!

省エネモードを活用しよう!

① 明るさセンサー

部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを自動調整する機能です。画面が必要以上に明るくなることを防いで、消費電力量を抑えます。

② 無信号自動 OFF

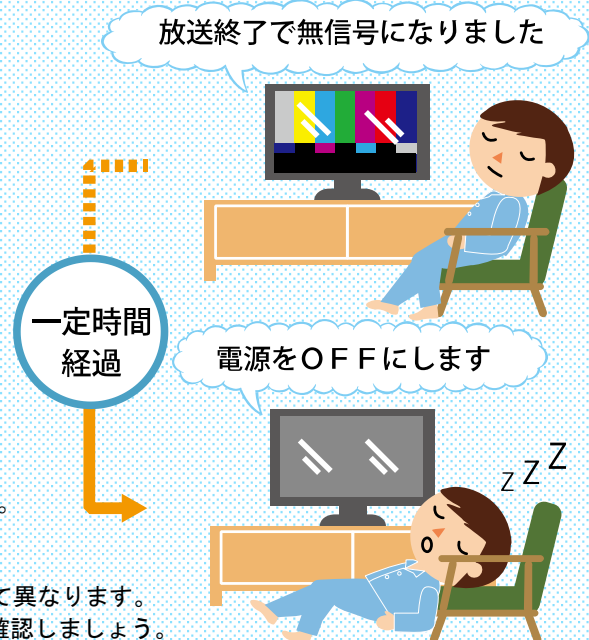
一定時間信号がないと、OFF になる機能です。

③ 無操作自動 OFF

一定時間操作をしないと、OFF になる機能です。



※節電機能の名称や機能はメーカーによって異なります。設定の仕方も様々なので、取扱説明書を確認しましょう。



🐻 未来のために！地球にやさしく賢い行動

リビング	チェック
食材は必要な量を考えて買う	
料理は食べ切れる量を作る	
調理時は、野菜や果物の皮を過剰に除去しないようにする	
冷蔵庫の整理日を決めて定期的にチェックする	
買い物	チェック
詰め替え可能な商品や長持ちする商品を選ぶ	
地元で採れた食材を買うようにする	
買い物にマイバッグを持参する	
省エネ性能の高い家電製品を選ぶ	
ごみ捨て	チェック
生ごみの水切りをする	
資源はきちんと分けて、資源回収に出す	
使用済み小型家電*は回収ボックスへ	
ルールやマナーを守って、ごみ集積所をきれいに使う	
庭・ベランダ	チェック
緑のカーテン*を育て、夏の日差しをやわらげる	
庭、ベランダ、屋上、壁面など、身近な場所でみどりを育てる	
身近な街路や公園などで、地域のみどりを育てる活動に積極的に参加する	
移動	チェック
徒歩、自転車や公共交通機関（電車・バス）などを利用する	
ふんわりアクセルのやさしい発進などエコドライブ*に努める	
電気自動車*やハイブリッド車などを利用する	

LED*で省エネ！

LED*照明の節約効果

長く使えてお得！

一般電球 60形 $2,000 \text{ 時間}^{*1} \times 27 \text{ 円/kWh}^{*2} \times 54\text{W}^{*3} = 2,920 \text{ 円}$

電球型 LED*ランプ $2,000 \text{ 時間}^{*1} \times 27 \text{ 円/kWh}^{*2} \times 9\text{W}^{*3} = 510 \text{ 円}$

1年間で 2,410 円お得！

*1) 年間点灯時間：2,000 時間（1日 5～6 時間点灯した場合）
 *2) 電気代：電力量 1kWh あたり 27 円（税込）公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会 2014 年 4 月 28 日改定による新電力料金目安単価
 *3) 消費電力：一般電球 54W、電球型 LED*ランプ 9W

電球形 LED ランプは長期交換不要で長寿命!!

白熱電球*はたびたび交換が必要

電球形 LED ランプ (購入価格) 2,000 円

白熱電球* (購入価格) 100 円

白熱電球*と電球形 LED ランプ 約 9 ヶ月 (1,500 時間) 程度でコスト逆転

トータルコストでお得!!

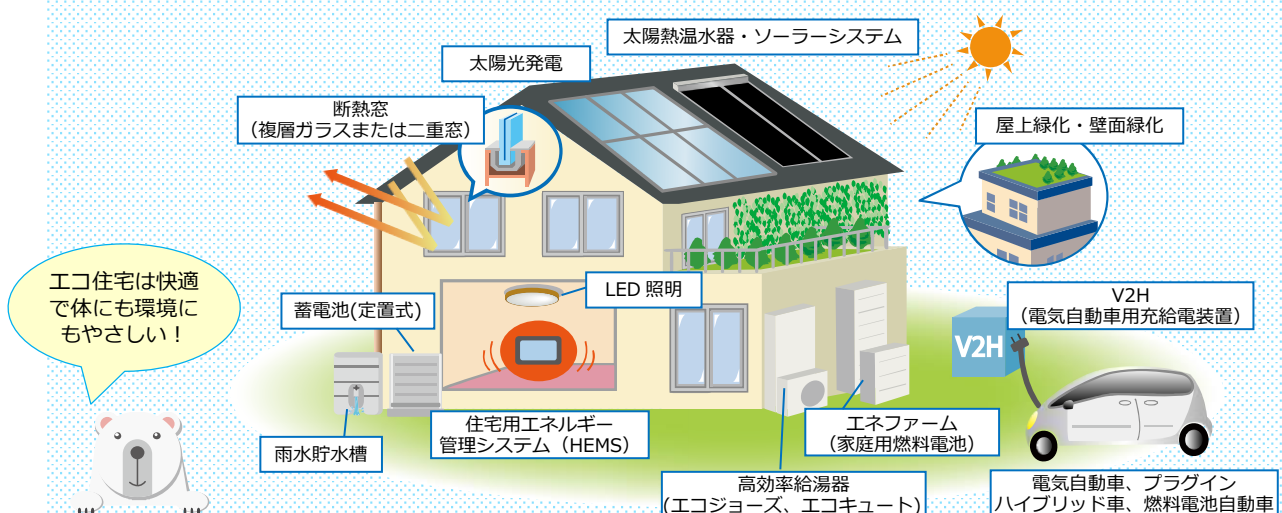
出典)「省エネ性能カタログ 2021 年版家庭用」をもとに作成

新築・増改築	チェック
太陽光発電*、太陽熱温水器を設置する	
屋上緑化・壁面緑化*を取り入れる	
雨水タンクを設置する	
屋根、外壁、床、窓ガラスなどの断熱性能を高める	
省エネ性能の高い給湯器を設置する	
節水型トイレを設置する	
高断熱浴槽を設置する	
庇を設置する	
ZEH*やHEMS*を導入する	
休日を利用して	チェック
野外や旅行先でのアクティビティをとおして自然と親しむ	
自然観察会や環境イベントなどに参加する	
地域の美化活動、環境保全活動などに参加する	
その他日常における心がけ	チェック
家庭での電気、ガス、水の使用量を把握する	
ペットは責任を持って飼う	
外来生物について理解し、外から持ち込んだり、地域へ放したりしないようにする	

**エコ住宅で
省エネ！**

エコ住宅に採用されている様々な設備

エコ住宅は、高気密高断熱、緑化、太陽光発電*、蓄電池、LED*照明、高効率給湯器*など、様々な環境配慮の工夫を取り入れた住宅で、快適性にも優れています。



2 事業所で実践！経費削減にも役立つ省エネと環境に配慮した事業活動

賢い選択は日々の事業活動から！

日々の業務の中で

- 冷房時の室温は 28℃を目安にする
- 暖房時の室温は 20℃を目安にする
- エアコンの使用時間を 1 日 1 時間減らす
- エアコンや換気口のフィルターを月 2 回程度清掃する
- 照明の使用時間を 1 日 1 時間減らす
- パソコンの使用時間を 1 日 1 時間減らす
- エレベーターの使用を控え、階段を利用する
- OA 機器を省エネモードに設定する
- 節水やペーパーレス化など、省資源化に取り組む
- 事業所内のエネルギー使用量を把握し、省エネ、節電に努める
- できるだけ再生可能エネルギー*の比率が高い電気を選択する
- 省エネ機器を導入する

移動するとき

- 徒歩、自転車や公共交通機関を利用する
- ふんわりアクセルのやさしい発進、アイドリングストップ*などエコドライブ*に努める
- 電気自動車*やハイブリッド車などを利用する

事業活動に必要な物品を購入するとき

- グリーン購入*に努める
- 梱包材・容器包装などの減量化に努める

商品サービスを製造、販売提供するとき

- 調達・調理を工夫し、食品ロスの削減に努める
- 製品の販売時は簡易な包装にする
- 買い物客のマイバッグ持参を促進する
- ばら売りや量り売りを進める
- 効率の良い配送や運送に努める
- 製品のライフサイクルをとおして、環境負荷を減らす工夫をする
- 周辺地域や地域住民の生活環境に配慮する
- 工場事業所等からの汚染物質の排出を抑制する
- 化学物質の環境中への放出漏出を防止する

廃棄物を処理するとき

製品の製造・流通・廃棄の各段階において、ごみの減量、再利用、リサイクルを推進する
産業廃棄物として適正に処理する

集積所を清潔に維持管理する

事業所の設置、増改築を行うとき

騒音・振動・悪臭を発生させない構造、配置等を採用し、周辺環境に配慮する

雨水貯留設備を設置するなど、雨水の利用を進める

太陽光発電*、太陽熱利用機器など、再生可能エネルギー*を導入する

高効率な自家発電設備の導入を進める

省エネ性能の高い空調・熱源機器・照明器具などを取り入れる

屋上緑化・壁面緑化*など、事業所内の緑化を進める

ZEB*や BEMS*を導入する

その他事業活動における環境貢献

地域の自然環境の保全活動に参加・協力する

地域の生態系*に配慮する

事業活動内容、事業に伴う環境負荷の状況、環境保全のための取組内容等について、情報を公開・発信する

環境に関する社会貢献活動（CSR*活動）を事業所の姿勢としてアピールする

行政が実施する環境講座やイベントに参加・協力する

事業所内を積極的に緑化し、適切に維持管理する

事業所内のオープンスペースを開放するなど、地域の人と一緒に楽しめるみどりづくりを行い、地域社会に貢献する

環境経営に関する認証の取得と適切な運用に努める

カーボン・オフセット*などの制度を活用し、温室効果ガス*排出量の削減を図る

地域の農林水産物の地産地消を図り、地場産業の発展と環境保全に貢献する

環境配慮技術・製品の開発や製造など、新たな環境ビジネスにチャレンジする

省エネのコツ！

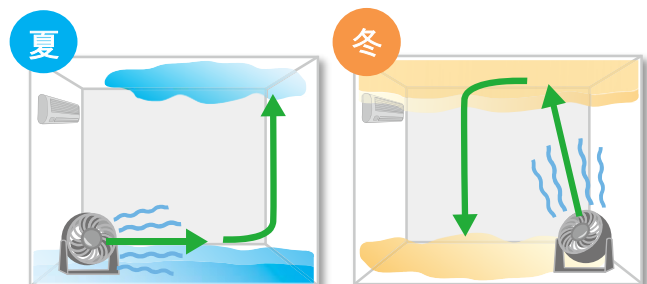
サーキュレータや扇風機を利用して、室内の温度ムラを解消しよう！



温度ムラを解消しよう。

温かい空気は上に、冷たい空気は下に溜まるため上下に温度差ができます。温度ムラは下記のような場所・場合にも発生します。

- ★窓ガラスの近く
- ★OA 機器の近く
- ★窓や出入り口のすきま
- ★空調機器の設置場所や吹き出し風向が不適切



第7章

計画の進行管理

1 推進体制

本計画は、市民・事業者・市による取組のもとで推進します。

計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、市民や事業者の取組の促進や計画の進行管理を行います。

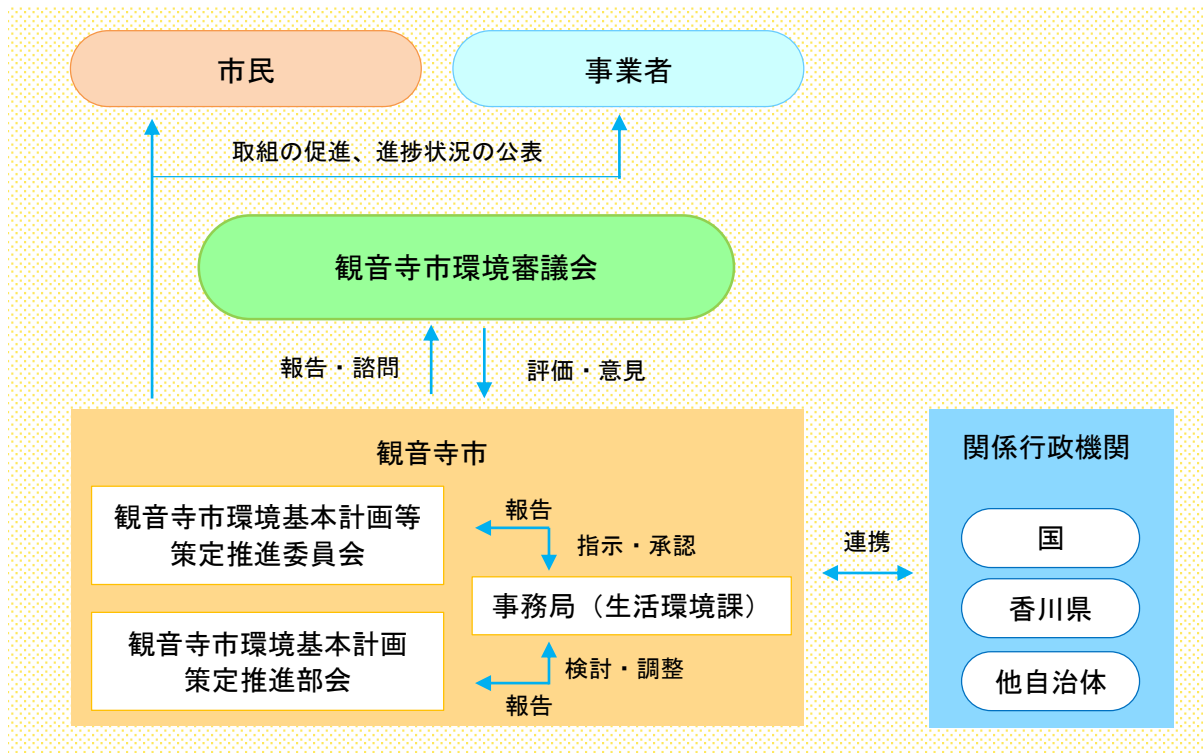


図 19 計画の推進体制図

(1) 市内推進体制による進行管理

計画の進行管理は、副市長を委員長とする「観音寺市環境基本計画等策定推進委員会」による確認・決定のもとで行います。

計画推進に際して必要な部門間調整や各種の調査・検討に関しては、観音寺市環境基本計画等策定推進委員会のもとに設置する「観音寺市環境基本計画策定推進部会」において行います。

(2) 環境審議会による進捗評価等

市長の附属機関である「観音寺市環境審議会」を定期的で開催し、計画や事業の進捗状況の評価や見直し等に関する意見を聴取します。

(3) 関係行政機関との連携

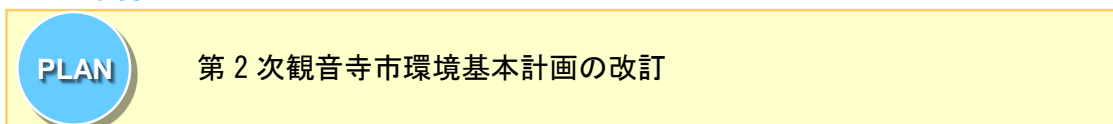
国や香川県が実施する環境施策のほか、近隣自治体をはじめとする他行政機関の動向を注視し、事業を効果的に推進するうえで必要な連携強化を図ります。

2 進行管理の方法

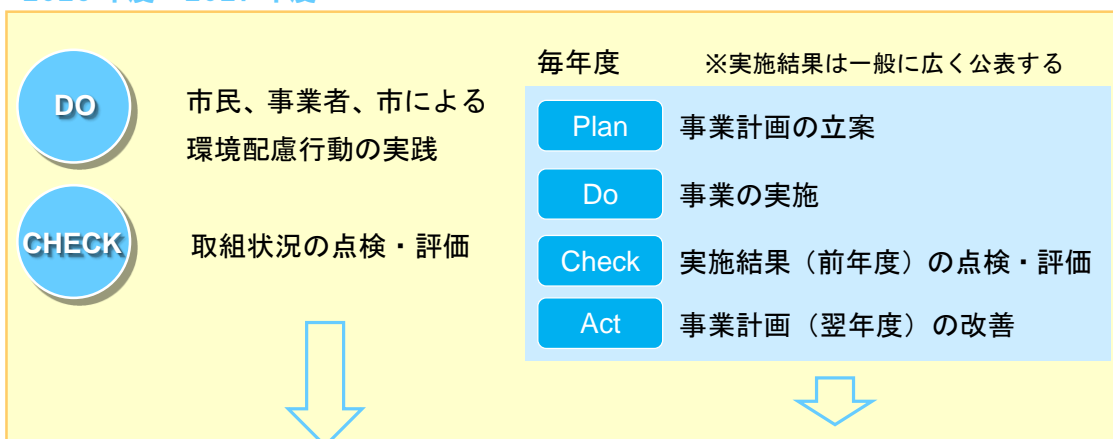
本計画の推進においては、PDCA*サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間の PDCA*と、②事業の進行管理に係る毎年度の PDCA*から成る2種類の PDCA*サイクルを多層的に運用します。前者の PDCA*サイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

2022 年度



2023 年度～2027 年度



2027 年度（予定）

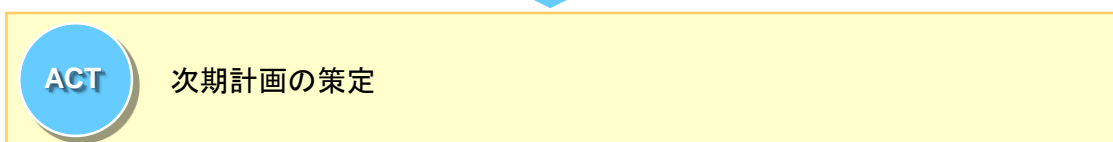


図 20 PDCA*サイクルによる計画推進

1 観音寺市環境基本条例

平成17年10月11日

条例第114号

改正

平成30年6月29日条例第38号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第19条）

第4章 環境審議会（第20条—第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が守られ、かつ、より質の高いものとして将来の世代へ継承され、及びその恵沢を市民が等しく享受することができるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、全ての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球環境の保全に資するように積極的に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び

これを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図らなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、並びに実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ること。
- (3) 歴史的文化的遺産と一体をなす環境を保全するとともに、地域の特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等の推進を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観音寺市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱並びに長期的な目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、あらかじめ第20条に規定する観音寺市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第9条 市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第 11 条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 12 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進)

第 13 条 市は、資源の循環的な利用を積極的に推進し、廃棄物の減量と環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に努めるものとする。

(教育、学習等の振興)

第 14 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育学習等の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、第 14 条の環境の保全及び創造に関する教育学習等の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(施策の調整等)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第 20 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、観音寺市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議する。

(組織及び任期)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者

3 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員(第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者につき委嘱された委員を除く。)が委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 22 条 審議会上に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 23 条 審議会は、必要があるときは、特定事項を調査審議するため専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 前条第 3 項の規定は部会長に、同条第 4 項の規定は副部会長に準用する。

(議事)

第 24 条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、議長となる。

2 審議会は委員の半数以上の、部会はその部会に属する委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は委員として議決に加わる権利を有しない。

(幹事及び庶務)

第 25 条 審議会上に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の会務を処理する。

4 審議会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附則(平成 30 年 6 月 29 日条例第 38 号)

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

2 策定の経緯

(1) 観音寺市環境審議会

1) 観音寺市環境審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	備考
1号委員	森 俊文	香川県農業協同組合観音寺統括店 店長
	曾根 浩二	香川県農業協同組合豊南地区営農センター センター長
	山路 博文	観音寺漁業協同組合代表理事組合長
	尾崎 貴視	三豊・観音寺市医師会（観音寺部会 部長）
	藤田 尚靖	観音寺商工会議所副会頭
	石井 清満○	観音寺市自治会連合会長
	小西 武利	識見を有する者
	篠原 武廣	識見を有する者
	田中 正二	識見を有する者
2号委員	河田 勝美	香川県西讃保健福祉事務所長
	大倉 幸一	観音寺労働基準監督署長
3号委員	小野 一孝◎	東洋炭素株式会社 生産技術センター長
	杉本 有一郎	一般財団法人 阪大微生物病研究会 観音寺研究所 総務人事部長
幹事	多田 享史	生活環境課長

※1 ◎：会長、○：副会長

※2 1号委員：識見を有する者、2号委員：関係行政機関の職員、3号委員：事業者

2) 観音寺市環境審議会 開催日程

開催日	会議
2022年9月5日	令和4年度第1回環境審議会 ・諮問
2023年1月25日	第2回環境審議会
2023年3月20日	第3回環境審議会 ・答申

(2) 観音寺市環境基本計画等策定推進委員会、部会

1) 観音寺市環境基本計画等策定推進委員会名簿

委員	
副市長◎	健康福祉部長
市民部長○	建設部長
政策部長	経済部長
総務部長	教育部長

◎:委員長 ○:副委員長

2) 観音寺市環境基本計画等策定推進委員会、部会 開催日程

開催日	会議
2022年8月19日	第1回観音寺市環境基本計画等策定推進委員会
2023年1月12日	第2回観音寺市環境基本計画等策定推進委員会
2023年3月15日	第3回観音寺市環境基本計画等策定推進委員会

(3) 市民及び事業者からの意見の聴取等の経過

1) 市民等の意識調査

2021年9月10日 ～2021年9月30日	市民等の意識調査
---------------------------	----------

2) 市民意見の募集(パブリックコメント)

2023年2月～3月	パブリックコメント
------------	-----------

3 市民等の意識調査結果

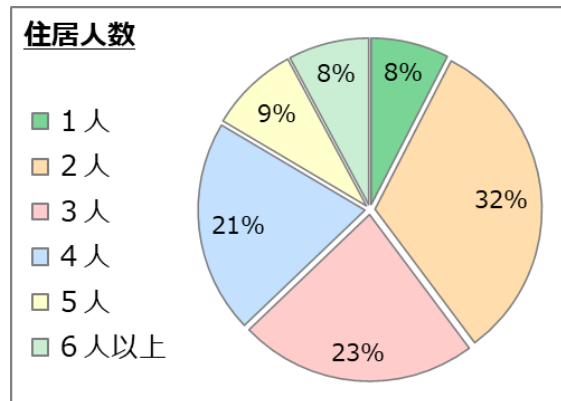
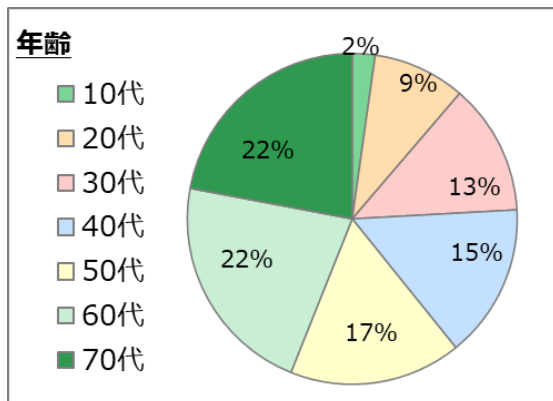
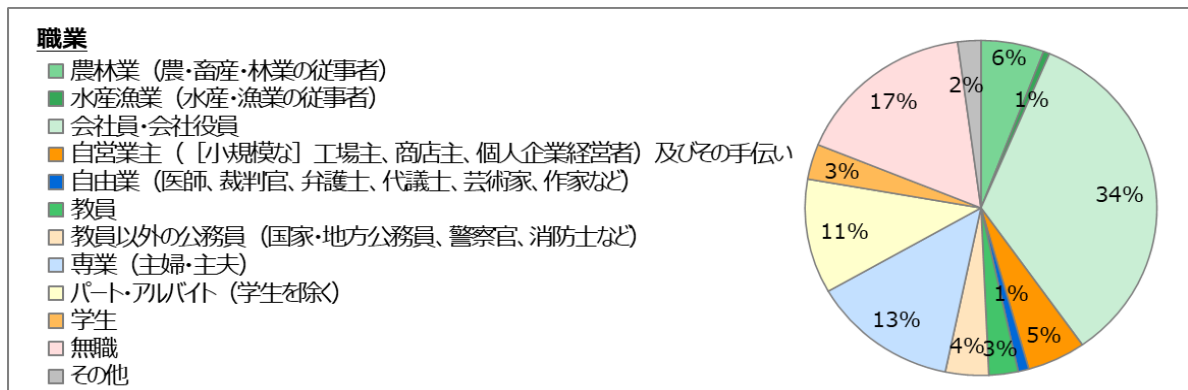
(1) 調査の概要

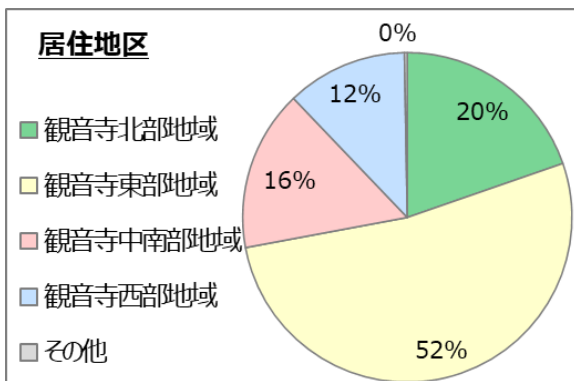
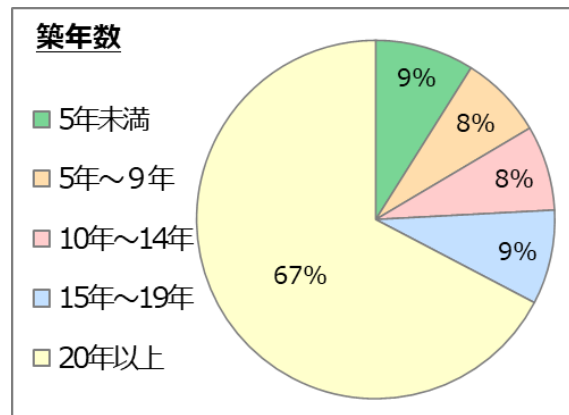
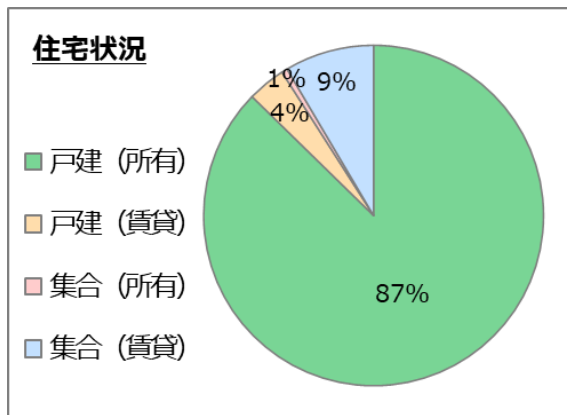
対 象	市民	事業者
母 集 団	市内全世帯	市内の全事業所
サンプル数	2,000	100
抽出方法	住民基本台帳から年齢、男女の比率を考慮して無作為抽出	従業員 10 人以上の事業所から従業員数階級別に同数程度を無作為抽出
対 象 者	住民基本台帳登録者 (18 歳以上～80 歳未満)	事業所の総務担当者等
調査方法	郵送、Web 併用	郵送、Web 併用
調査項目	1 属性（性別・職業・年齢・居住人数・住宅状況・居住地など） 2 ご家庭における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について 3 ご自宅の太陽光発電設備について 4 太陽光発電設備の新たな導入策（PPA）について 5 再生可能エネルギーの利用について 6 観音寺市が取り組むべき施策について 7 ご家庭におけるエコ活動の取組状況について	1 属性（社名・住所・連絡先・業種・従業員規模など） 2 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の利用状況について 3 事業所の太陽光発電設備について 4 太陽光発電設備の新たな導入策（PPA）について 5 再生可能エネルギーの利用について 6 観音寺市が取り組むべき施策について 7 地球温暖化対策の実施状況について
実施時期	2021 年 9 月 10 日～9 月 30 日	2021 年 9 月 10 日～9 月 30 日
回 収 率	回答合計：719/2,000 (郵送：605、Web：114) 回収率：36.0%	回答合計：53/100 (郵送：41、Web：12) 回収率：53.0%

(2) 調査結果

1) 市民

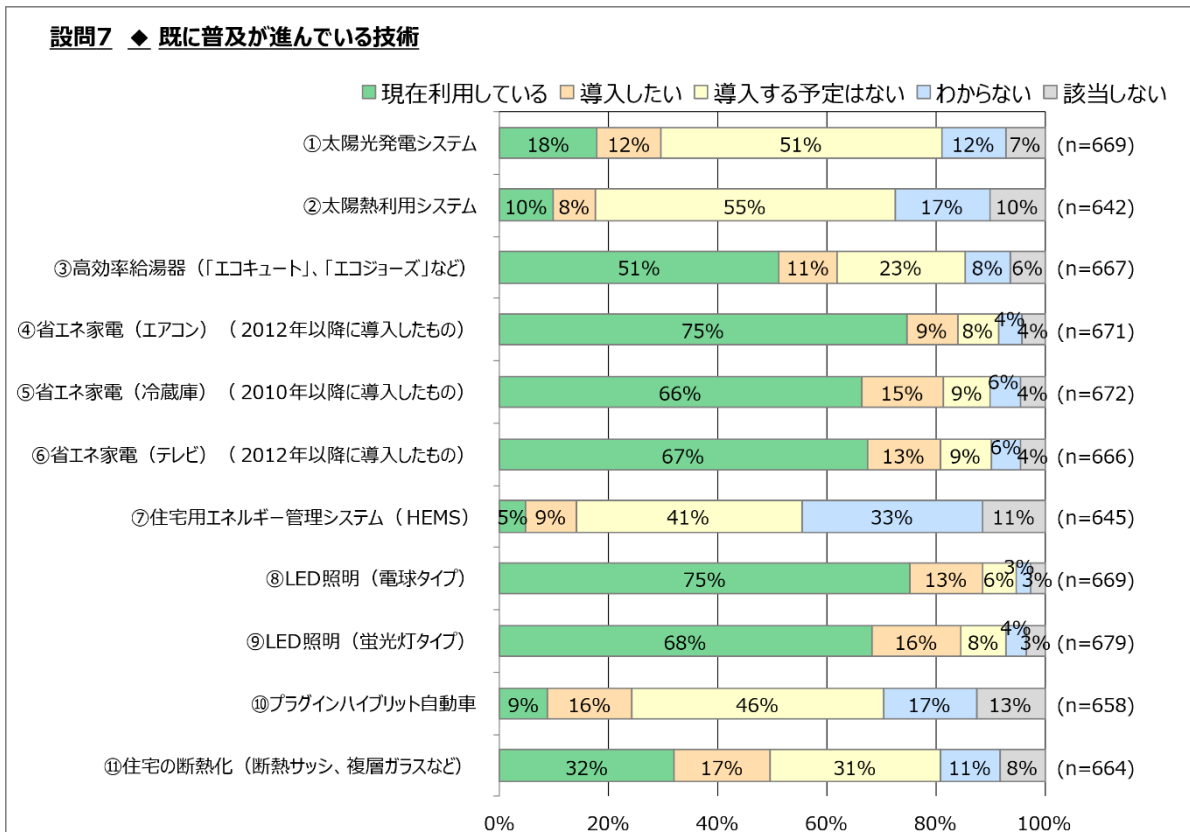
[問 1～6] 属性



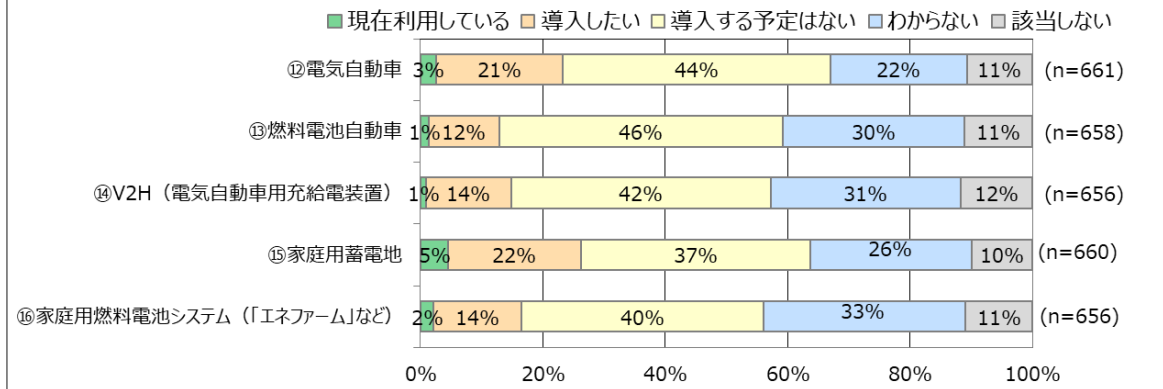


[問7] 省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の利用状況について

a) 省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の設置・利用状況

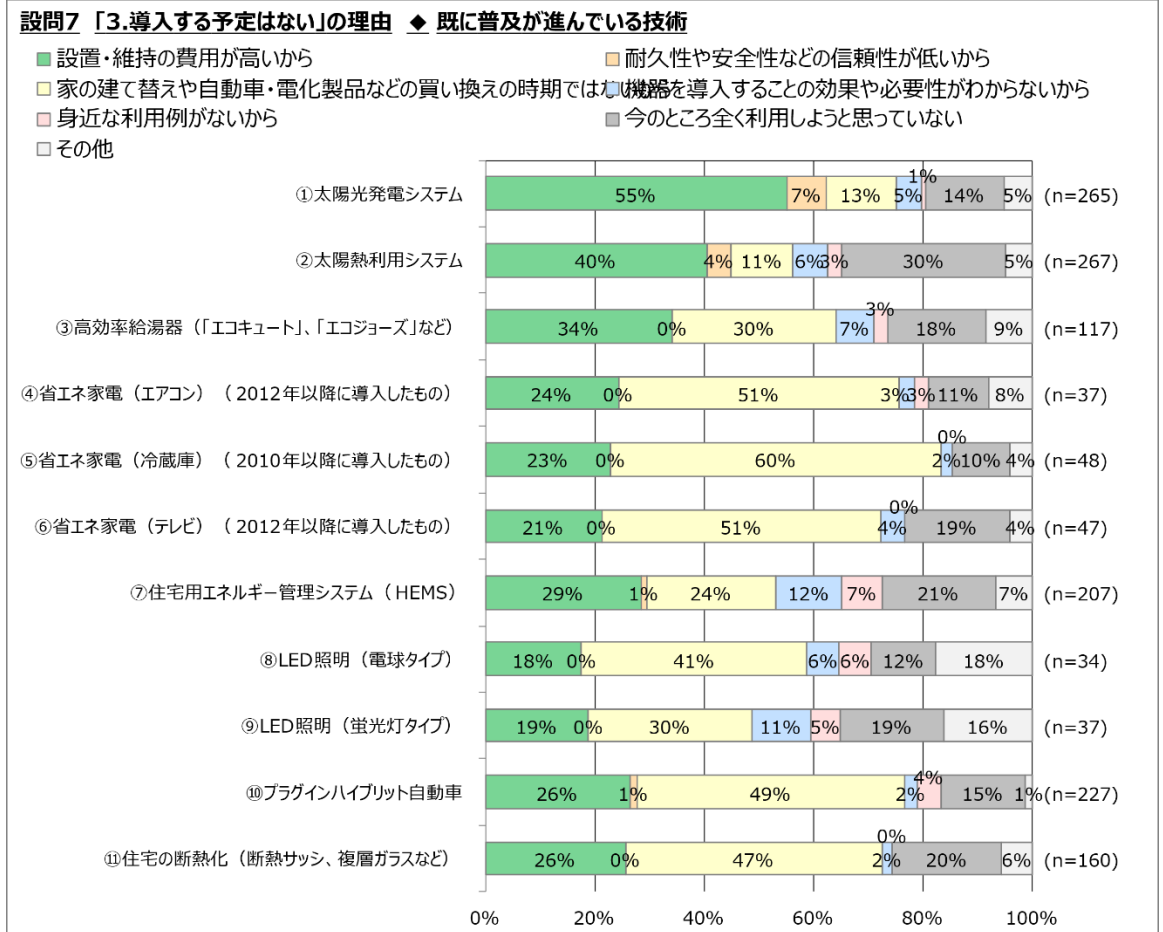


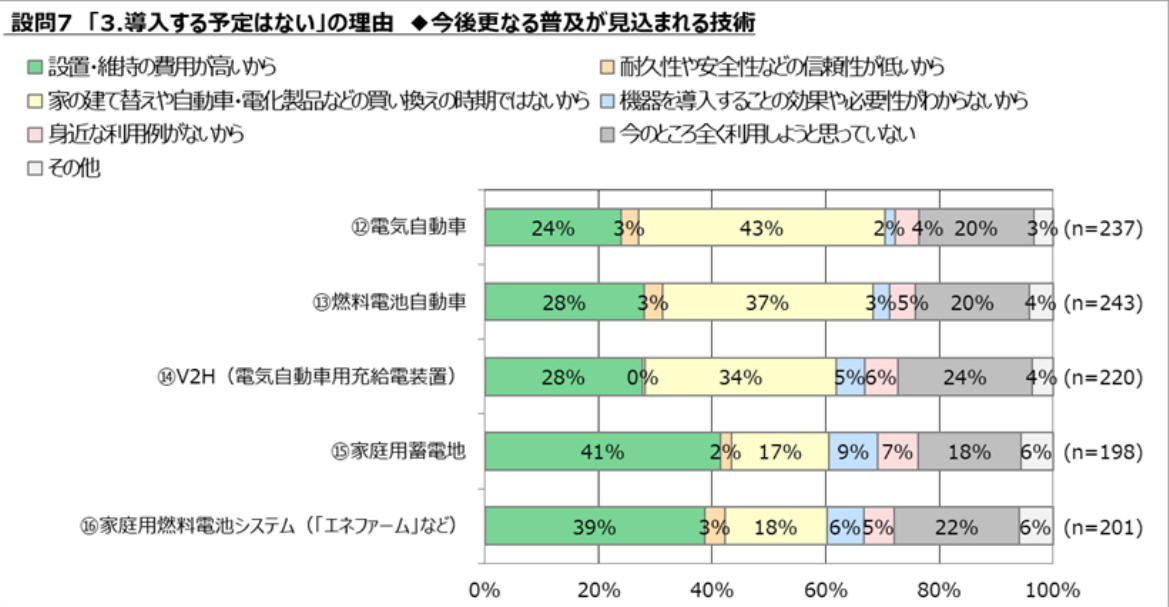
設問7 ◆今後更なる普及が見込まれる技術



- 既に普及が進んでいる技術について、省エネ家電 (④~⑥)、LED*照明 (⑧、⑨) は、70%前後の導入が進んでいます。「⑦住宅用エネルギー管理システム*」の導入率が5%と最も低くなっています。また、「①太陽光発電*」は、18%の導入率となっています。
- 今後更なる普及が見込まれる技術について、全体的に導入率は低く、10%を下回っています。「⑫電気自動車*」、「⑮家庭用蓄電池*」は「導入したい」が20%を超えています。

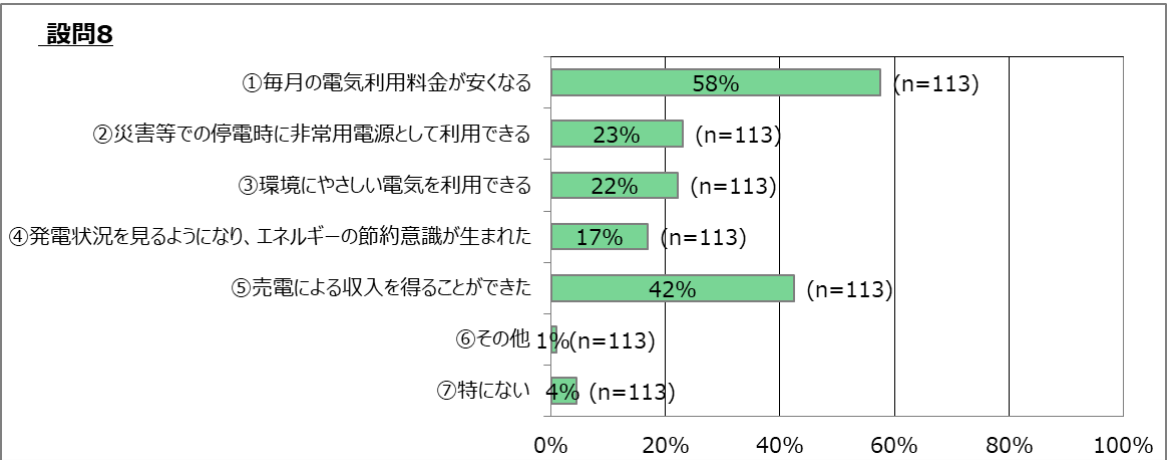
b) 省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の設置・利用状況【導入しない理由】





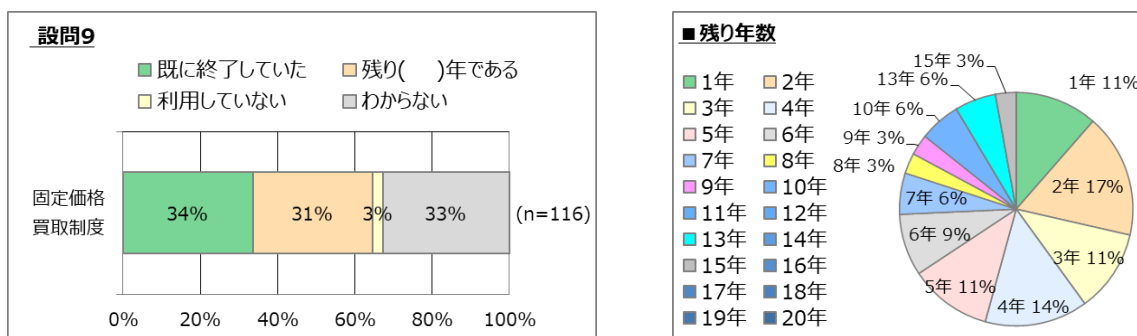
- ・既に普及が進んでいる技術について、導入しない理由は「設置・維持の費用が高いから」、「家の建て替えや自動車・電化製品などの買い換えの時期ではないから」が多くなっています。
- ・今後更なる普及が見込まれる技術についても同様に、導入しない理由は「設置・維持の費用が高いから」、「家の建て替えや自動車・電化製品などの買い換えの時期ではないから」が多くなっています。

[問8] 太陽光発電*を設置して良かったと感じる点



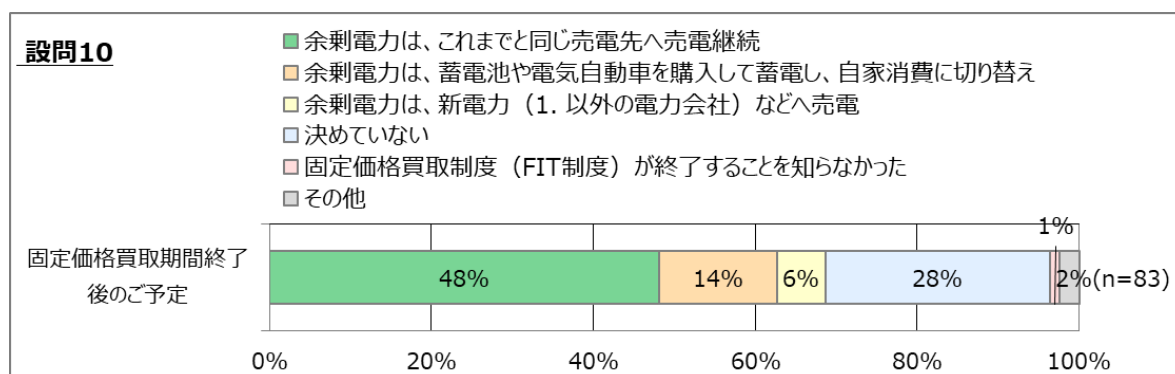
- ・良かった点として、「①毎月の電気利用料金が安くなる」が58%と最も高く、次いで、「⑤売電による収入を得ることができた」が42%と高く、経済面でのメリットを感じている人が多くなっています。
- ・「④発電状況を見るようになり、エネルギーの節約意識が生まれた」が17%と最も低い結果となっています。

[問9] 固定価格買取制度（FIT 制度）の買取終了期間について



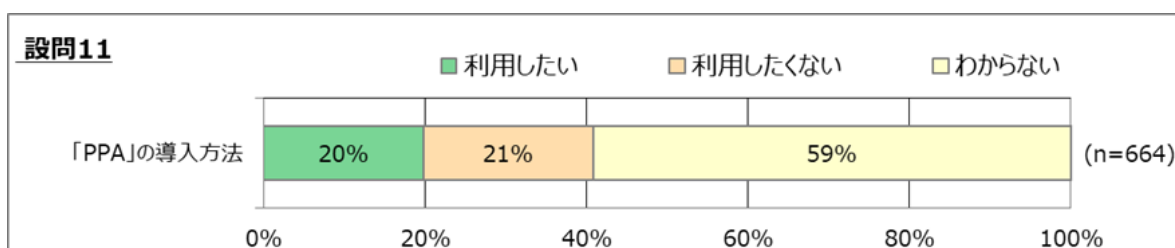
- ・ 固定価格買取制度の買取終了期間は、「既に終了していた」が34%と最も高い。また、「わからない」が33%となっています。
- ・ 残り期間は平均して8.9年で、5年以下が64%となっています。

[問10] 固定価格買取制度（FIT 制度）の買取終了期間終了後の予定について



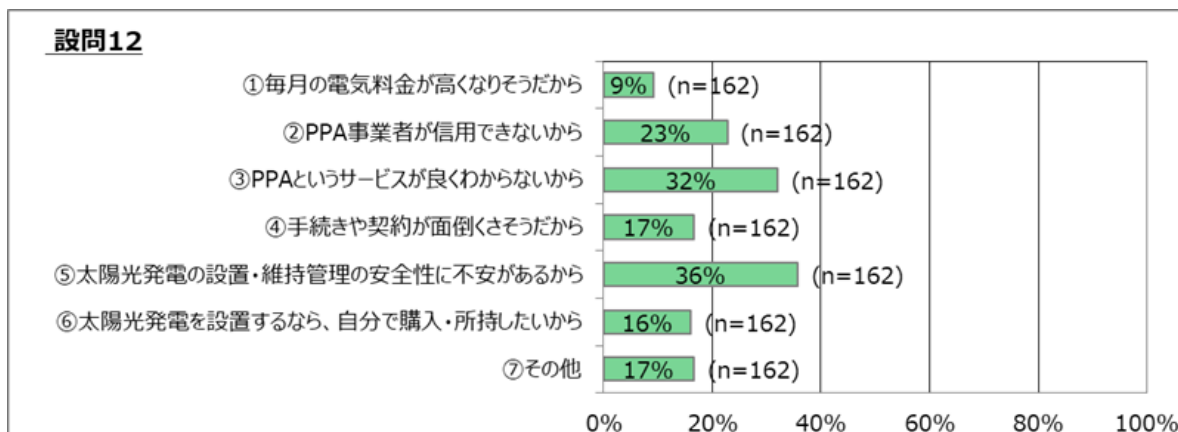
- ・ 買取期間終了後の対応については、「余剰電力は、これまでと同じ売電先へ売電継続」が48%と最も高く、次いで、「余剰電力は、蓄電池や電気自動車*を購入して蓄電し、自家消費に切り替え」が14%と高くなっています。
- ・ 一方で、「余剰電力は、新電力（1. 以外の電力会社）などへ売電」は6%と低くなっています。

[問11] 太陽光発電*設備の新たな導入策（PPA）について



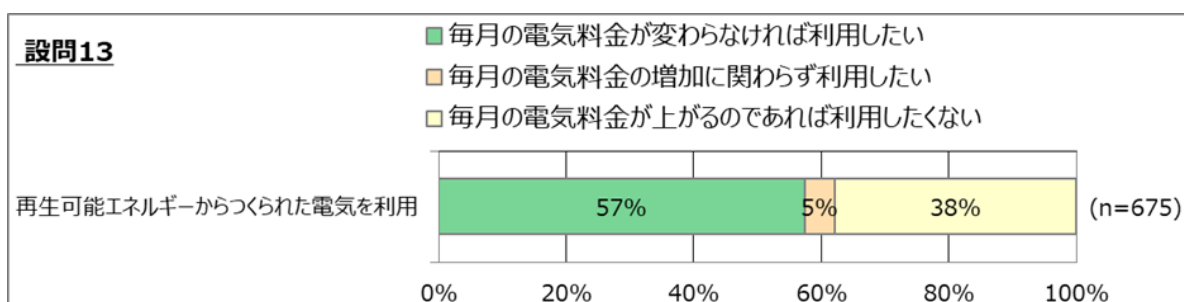
- ・ 「PPA」の利用意向については、「わからない」が59%と最も高くなっています。「利用したい」が20%、「利用したくない」が21%となっており、意向としては同程度となっています。

[問 12] 太陽光発電*設備の新たな導入策（PPA）を利用したくない理由について



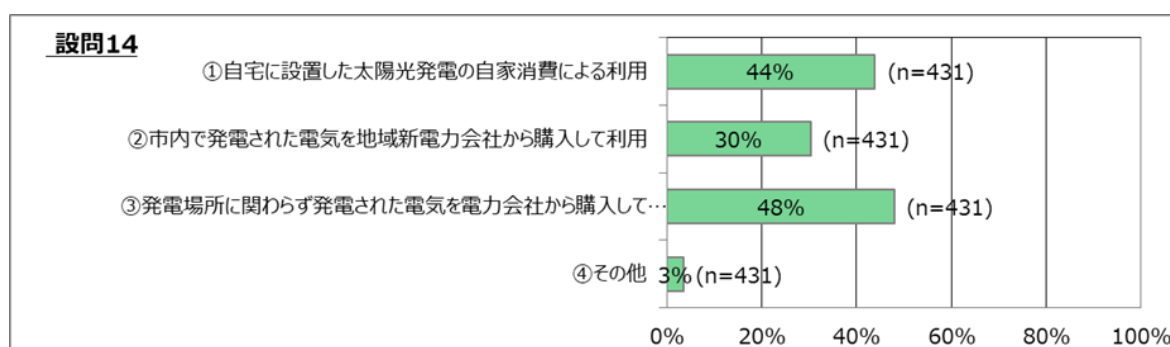
- ・「PPA」を利用したくない理由として、「⑤太陽光発電*の設置・維持管理の安全性に不安があるから」が36%と最も高く、太陽光発電*そのものへの安全性への懸念が利用を妨げる要因となっています。
- ・また、「③PPAというサービスが良くわからないから」が32%と2番目に高く、「②PPA事業者が信用できないから」が23%と3番目に高くなっており、「PPA」の事業理解が進んでいないことが利用を妨げる要因となっています。

[問 13] 再生可能エネルギー*由来の電気の利用について



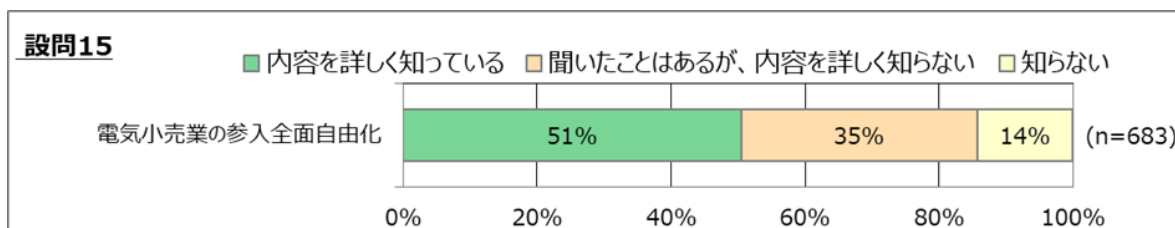
- ・「毎月の電気料金が変わらなければ利用したい」が57%と最も高い一方で、「毎月の電気料金の増加に関わらず利用したい」が5%と電気代を増加させて再生可能エネルギー*由来の電気を利用したいという人は少なくなっています。

[問 14] 再生可能エネルギー*由来の電気の利用方法について



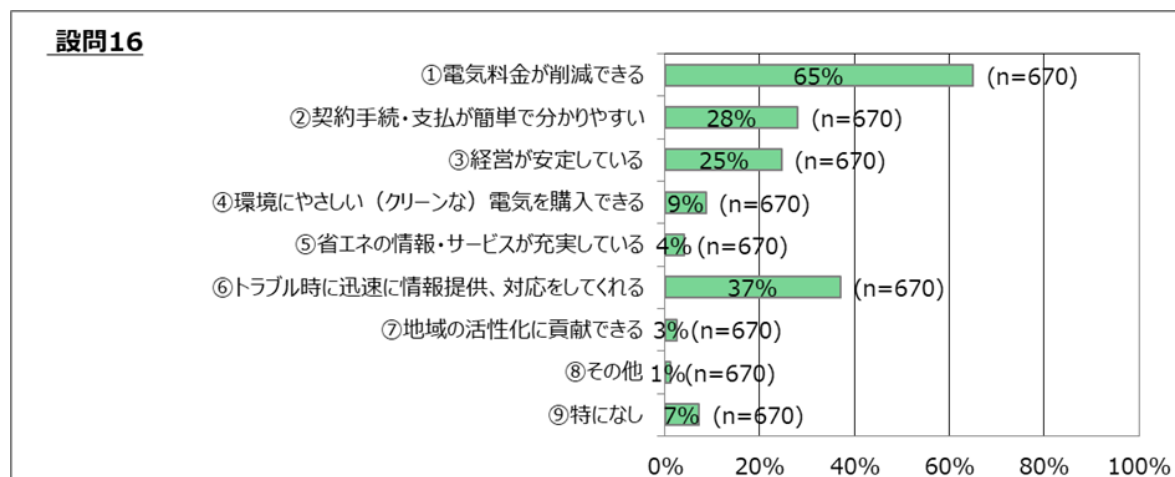
- ・電力の利用方法として、「③発電場所に関わらず発電された電気を電力会社から購入して利用」が48%、「①自宅に設置した太陽光発電*の自家消費による利用」が44%と同程度の回答となっています。

[問 15] 電気小売業の参入全面自由化について



・「内容を詳しく知っている」、「聞いたことはあるが、内容を詳しく知らない」の合計が86%と電力の自由化という用語の認知度は高くなっています。

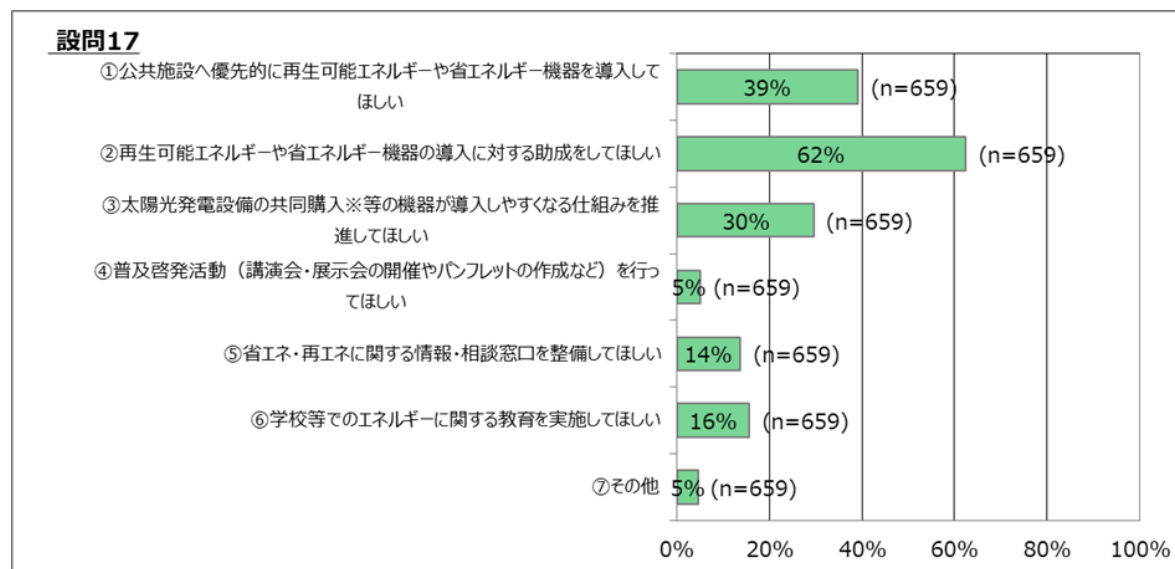
[問 16] 電力会社の乗り換えの際に重要となる点について



・「①電気料金が削減できる」が65%と最も高く、コスト面が電力会社切り替えの際に重要となっている。次いで、「⑥トラブル時に迅速に情報提供、対応をしてくれる」が37%、「②契約手続・支払が簡単で分かりやすい」が28%と利用のしやすさ・安心感が重要となっています。

・一方で、「⑦地域の活性化に貢献できる」が3%、「⑤省エネの情報・サービスが充実している」が4%と低くなっています。

[問 17] 観音寺市が取り組むべき施策について



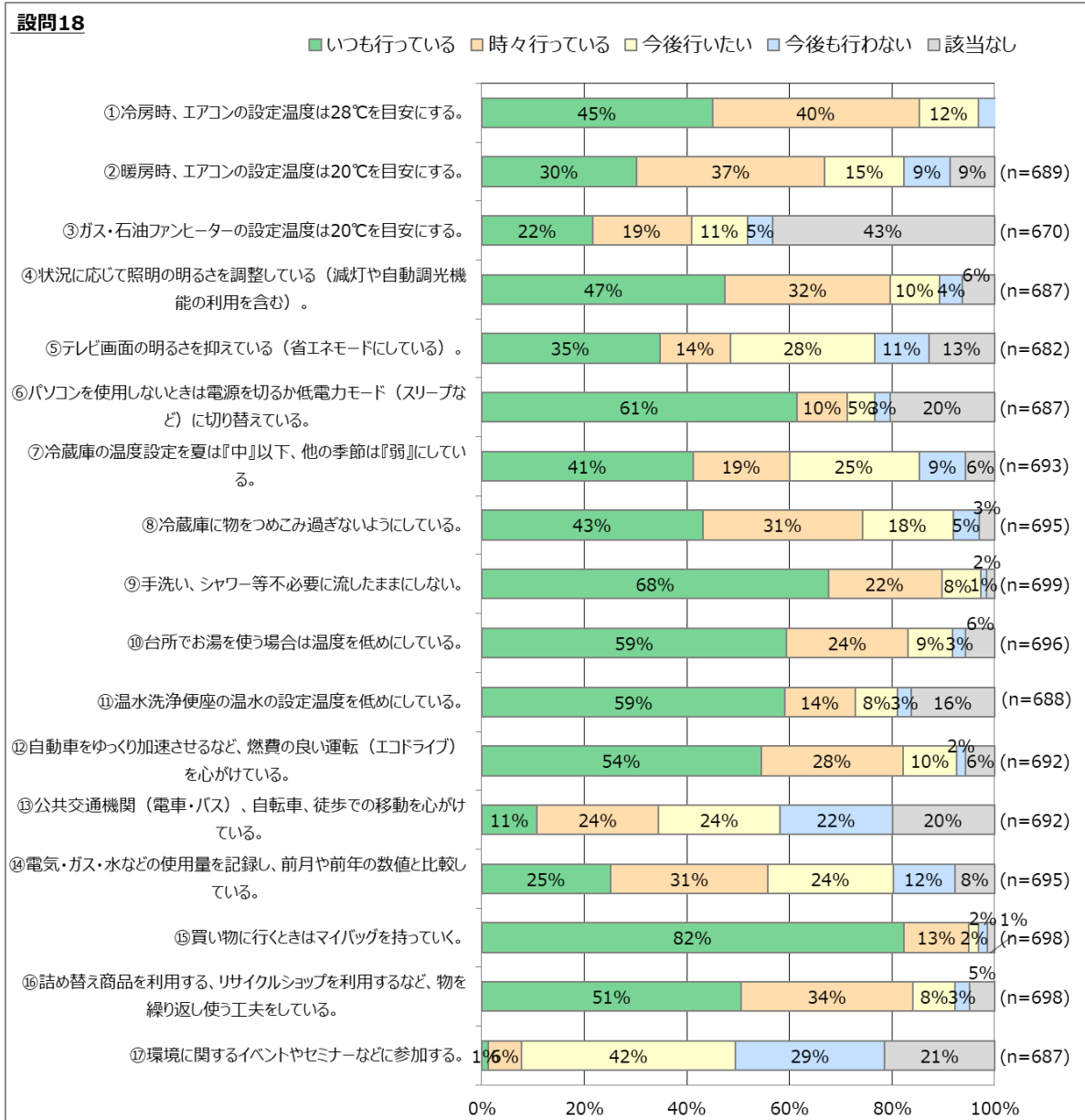
・「②再生可能エネルギー*や省エネルギー機器の導入に対する助成をしてほしい」が62%と最も高く、次いで、「①公共施設へ優先的に再生可能エネルギー*や省エネルギー機器を導入してほしい」

が39%とハードに関する対策への回答が多くなっています。

- 一方で、「④普及啓発活動（講演会・展示会の開催やパンフレットの作成など）を行ってほしい」が5%、「⑤省エネ・再エネに関する情報・相談窓口を整備してほしい」が14%と低くなっています。

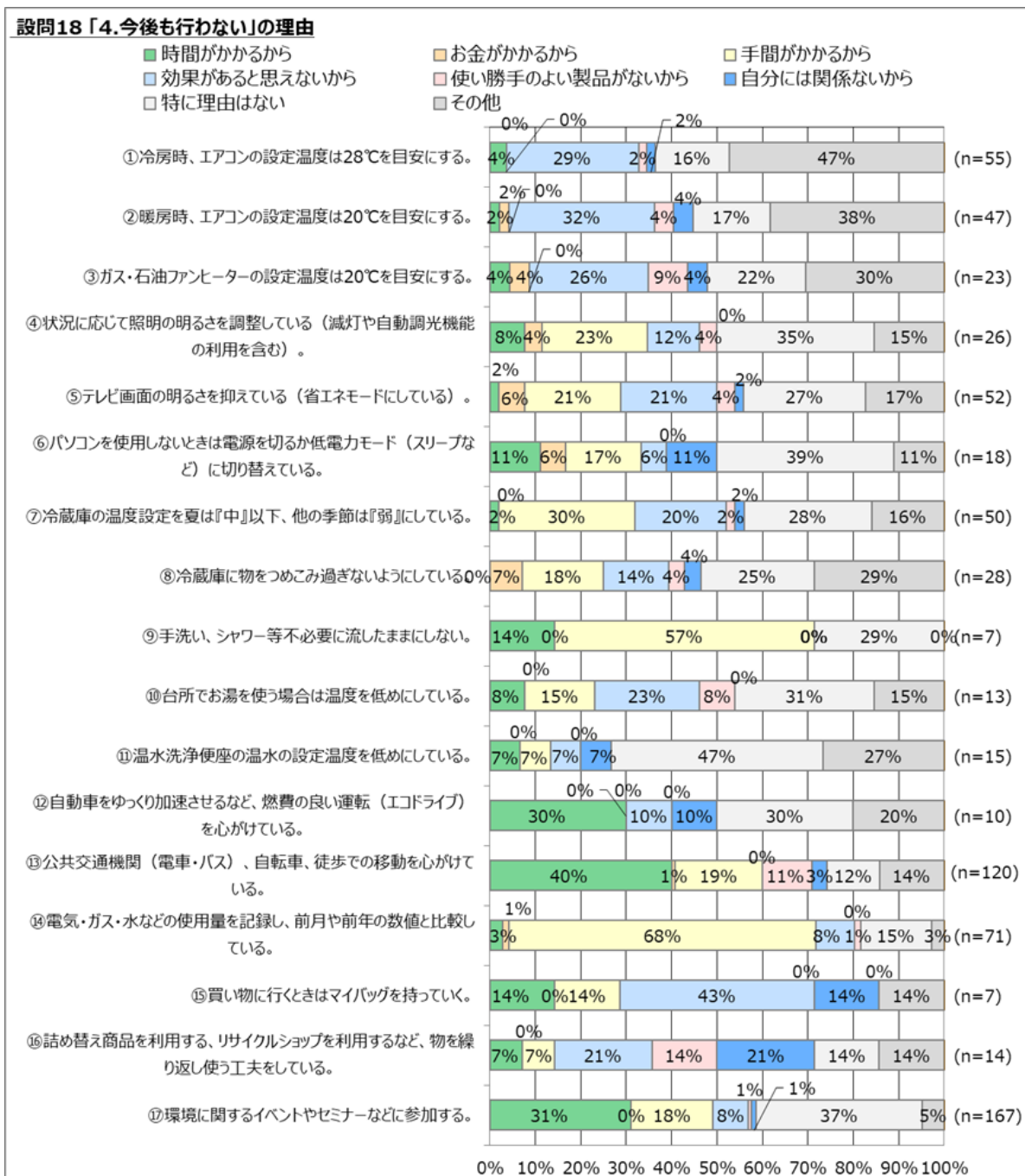
[問 18] 家庭におけるエコ活動の取組状況について

a) 家庭で行っているエコ活動の取組状況



- 「いつも行っている」、「時々行っている」を合計した値が70%を超える項目が多く、最も実施率が高い項目は、「⑮買い物に行くときはマイバッグを持っていく。」の95%となっています。
- 「⑤テレビ画面の明るさを抑えている（省エネモードにしている）。」や「⑦冷蔵庫の温度設定を夏は『中』以下、他の季節は『弱』にしている。」の普段からこまめに行わない行動の実施率は50%～60%程度となっています。
- 「⑰環境に関するイベントやセミナーなどに参加する」は実施率が7%と最も低く、次いで「⑬公共交通機関（電車・バス）、自転車、徒歩での移動を心がけている。」は実施率が35%と低くなっています。

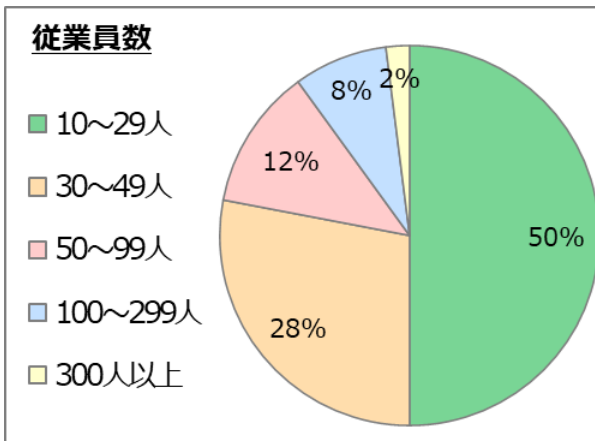
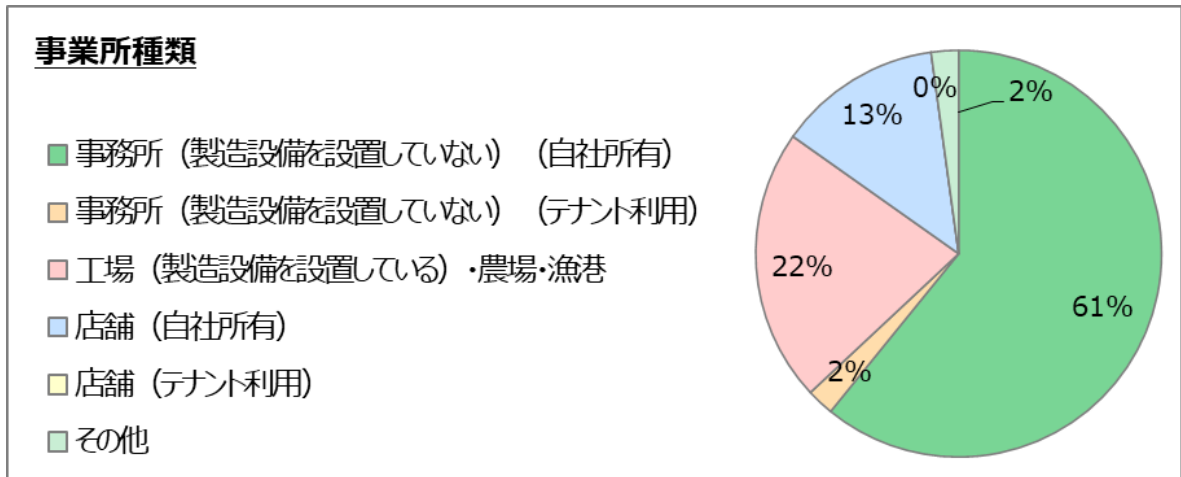
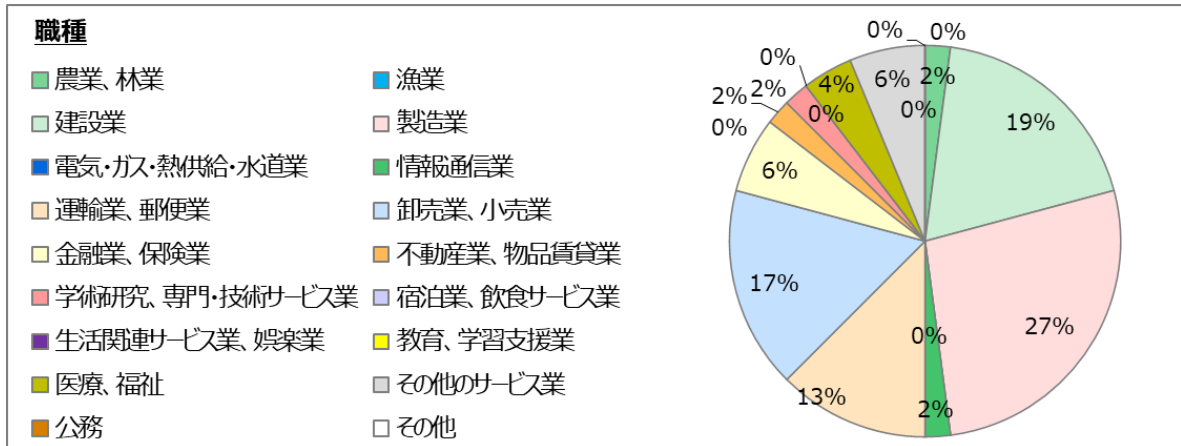
b) 家庭で行っているエコ活動の取組状況【取り組まない理由】



- ・取り組まない理由については、項目ごとにばらつきがみられます。
- ・実施率の低い「⑰環境に関するイベントやセミナーなどに参加する」の取り組まない理由は、「特に理由はない」が最も多く、次いで、「時間がかかるから」が多くなっています。

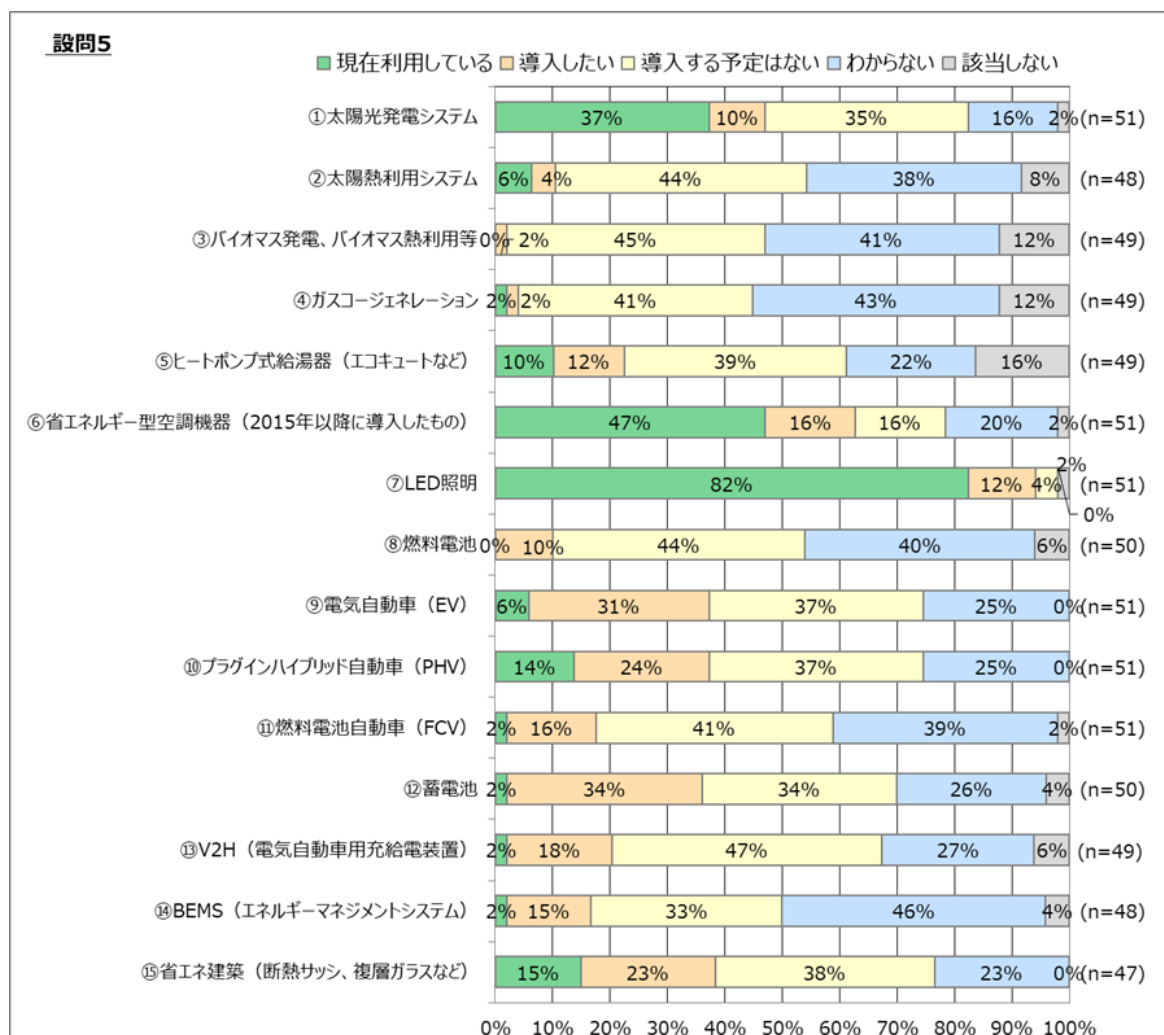
2) 事業者

[問2～4]属性



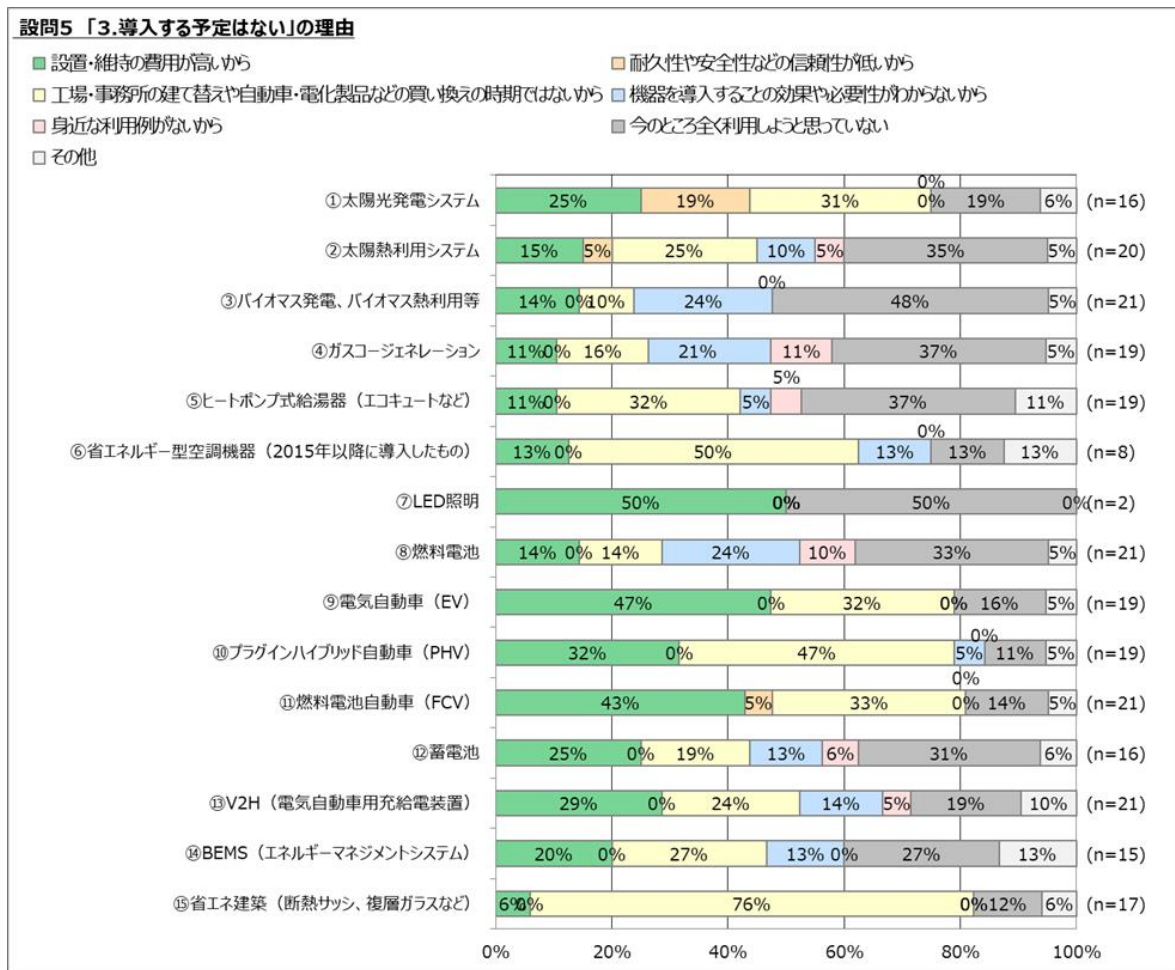
[問5]省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の利用状況について

a) 省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の設置・利用状況



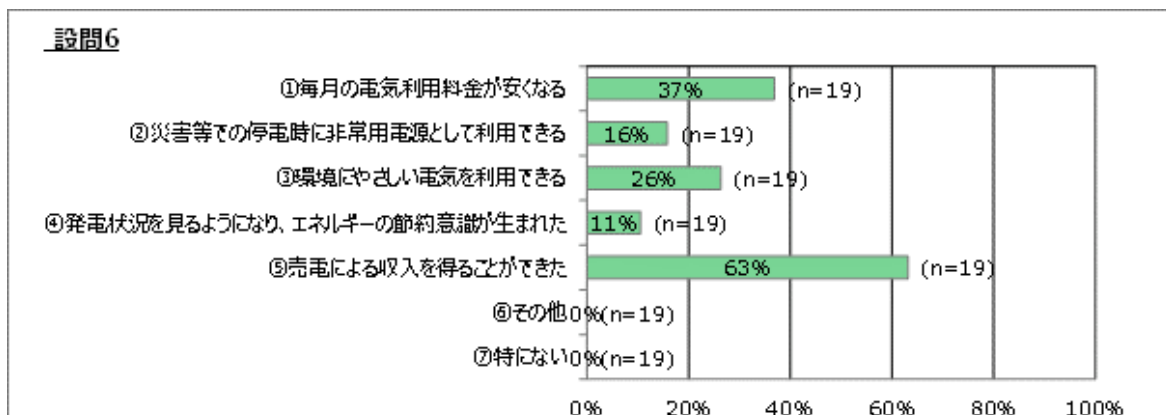
- ・ 「⑦LED*照明」は利用率が82%と高く、「⑥省エネルギー型空調機器」が47%、「①太陽光発電*システム」が37%と導入が進んでいます。
- ・ 「⑨電気自動車*」、「⑫蓄電池」は導入が進んでいないが、導入したいと回答した事業所が30%を超えています。
- ・ 「⑪燃料電池*自動車」、「⑬V2H*」、「⑭BEMS*」については導入が進んでおらず、導入したいと回答した事業所も20%以下となっています。

b) 省エネルギー・再生可能エネルギー*設備の設置・利用状況【導入しない理由】



・機器を導入しない理由として、「設置・維持の費用が高いから」、「工場・事務所の建て替えや自動車・電化製品などの買い換えの時期ではないから」が多くなっています。

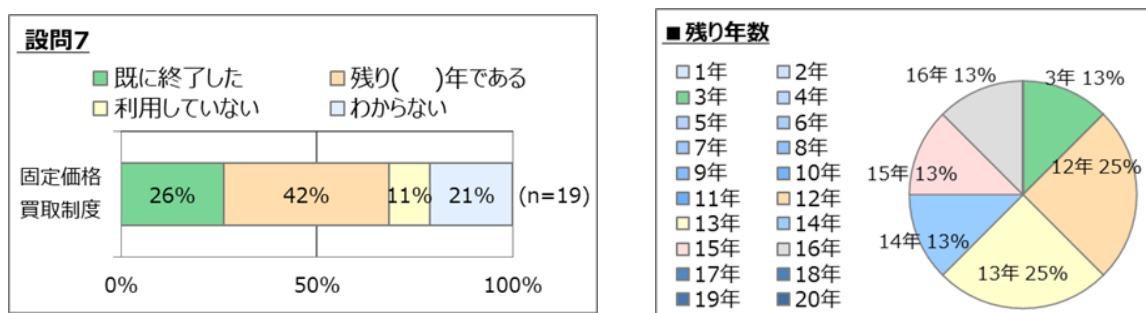
[問6]太陽光発電*を設置して良かったと感じる点



・良かった点として、「⑤売電による収入を得ることができた」が63%と最も高く、次いで、「①毎月の電気利用料金が安くなる」が37%と高く、経済面でのメリットを感じている人が多くなっています。

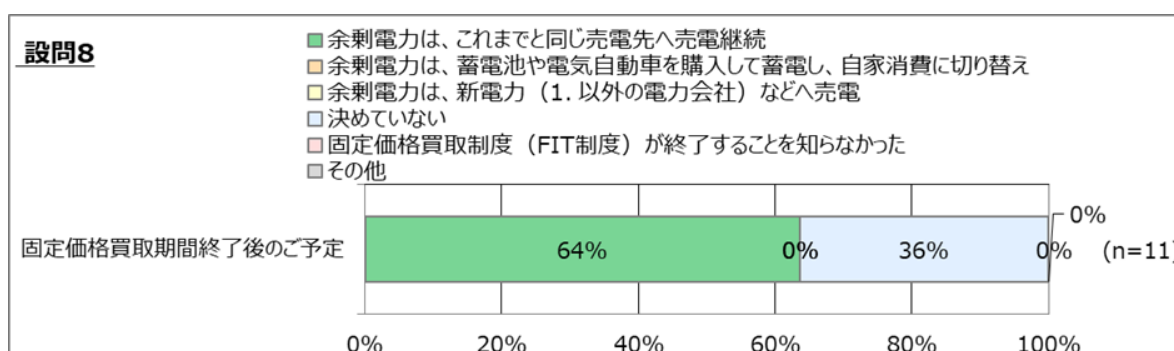
・「④発電状況を見るようになり、エネルギーの節約意識が生まれた」が11%と最も低い結果となっています。

[問7] 固定価格買取制度（FIT 制度）の買取終了期間について



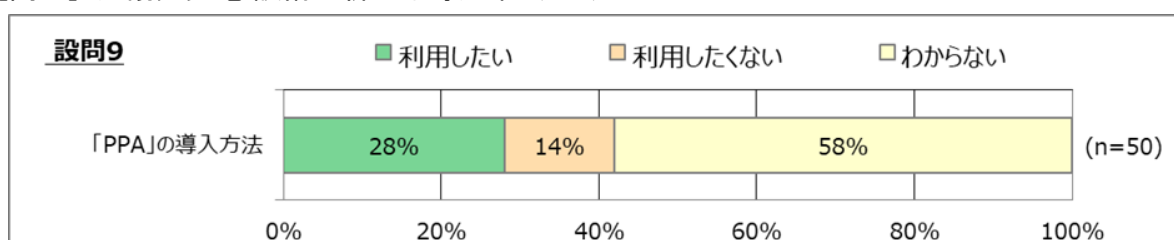
- ・ 固定価格買取制度の買取終了期間は、「既に終了した」が26%と最も高い。また、「わからない」が21%となっています。
- ・ 残り期間は平均して12.3年で、10年以下が13%となっています。

[問8] 固定価格買取制度（FIT 制度）の買取終了期間終了後の予定について



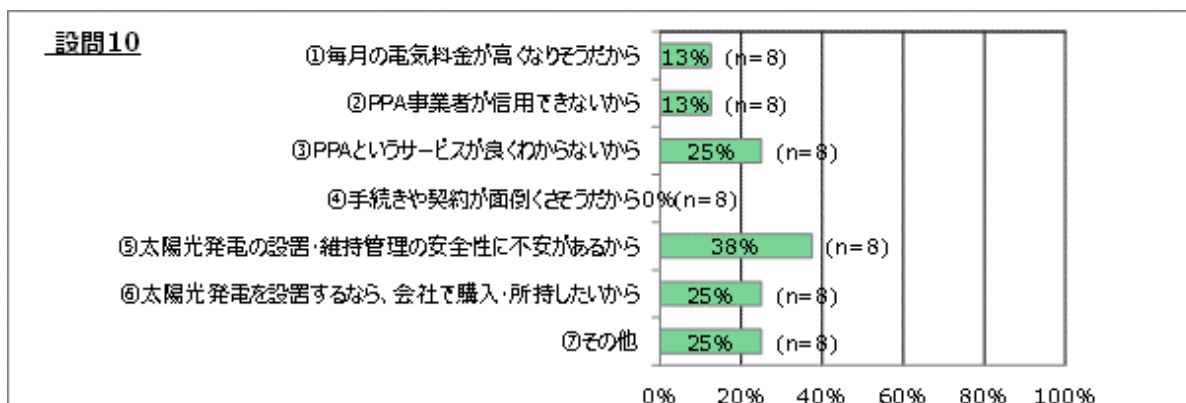
- ・ 買取期間終了後の対応については、「余剰電力は、これまでと同じ売電先へ売電継続」が64%、それ以外の回答として「決めていない」が36%となっています。

[問9] 太陽光発電*設備の新たな導入策（PPA）について



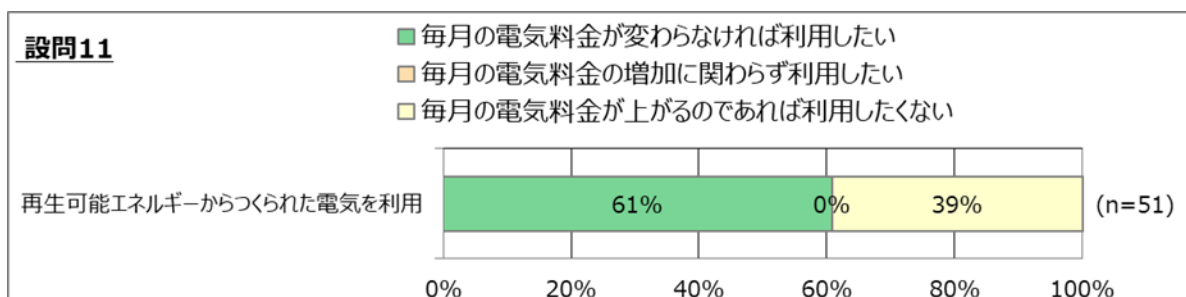
- ・ 「PPA」の利用意向については、「わからない」が58%と最も高くなっています。「利用したい」が28%と次いで高く、「利用したくない」は14%となっています。

[問 10] 太陽光発電*設備の新たな導入策（PPA）を利用したくない理由について



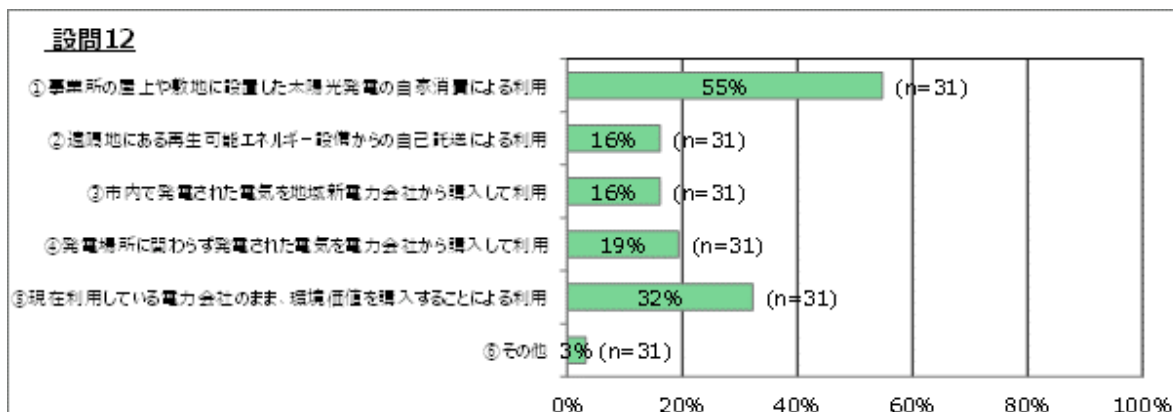
- ・「PPA」を利用したくない理由として、「⑤太陽光発電*の設置・維持管理の安全性に不安があるから」が38%と最も高く、太陽光発電*そのものへの安全性への懸念が利用を妨げる要因となっています。
- ・また、「③PPAというサービスが良くわからないから」、「⑥太陽光発電*を設置するなら、会社で購入・所持したいから」が25%と2番目に高くなっています。

[問 11] 再生可能エネルギー*由来の電気の利用について



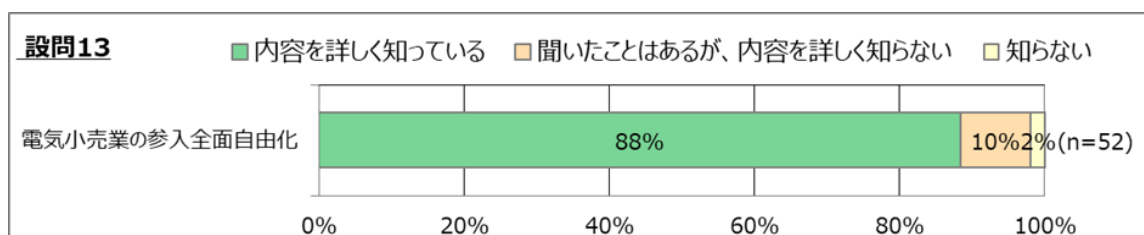
- ・「毎月の電気料金が変わらなければ利用したい」が61%と最も高い一方で、「毎月の電気料金の増加に関わらず利用したい」と回答した事業所はなく、再生可能エネルギー*の利用に伴い電気料金を増加させてもよいという事業者はいないという結果になっています。

[問 12] 再生可能エネルギー*由来の電気の利用方法について



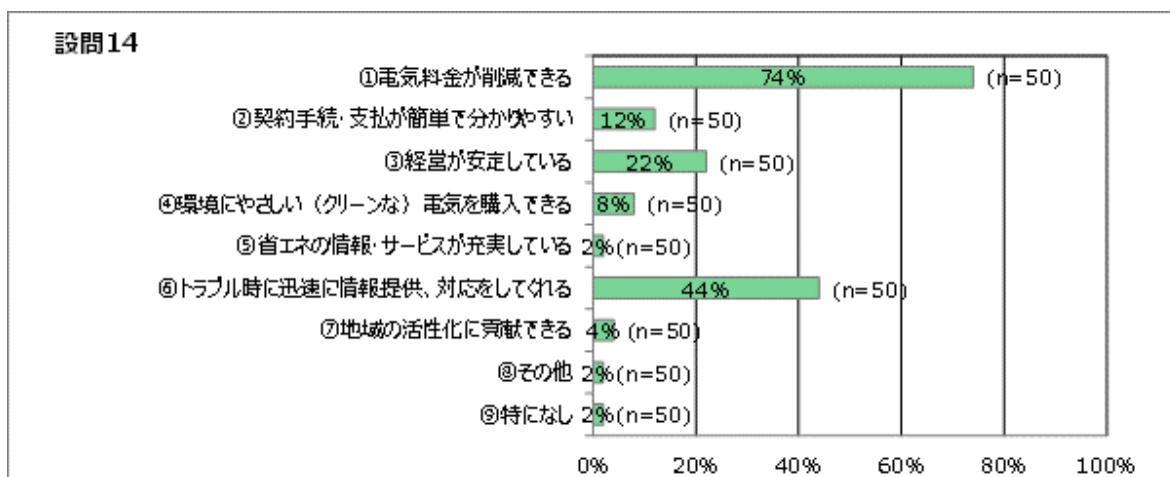
- ・電力の利用方法として、「①事業所の屋上や敷地に設置した太陽光発電*の自家消費による利用」が55%と最も高くなっており、次いで、「⑤現在利用している電力会社のまま、環境価値を購入することによる利用」が32%と高くなっています。

[問 13] 電気小売業の参入全面自由化について



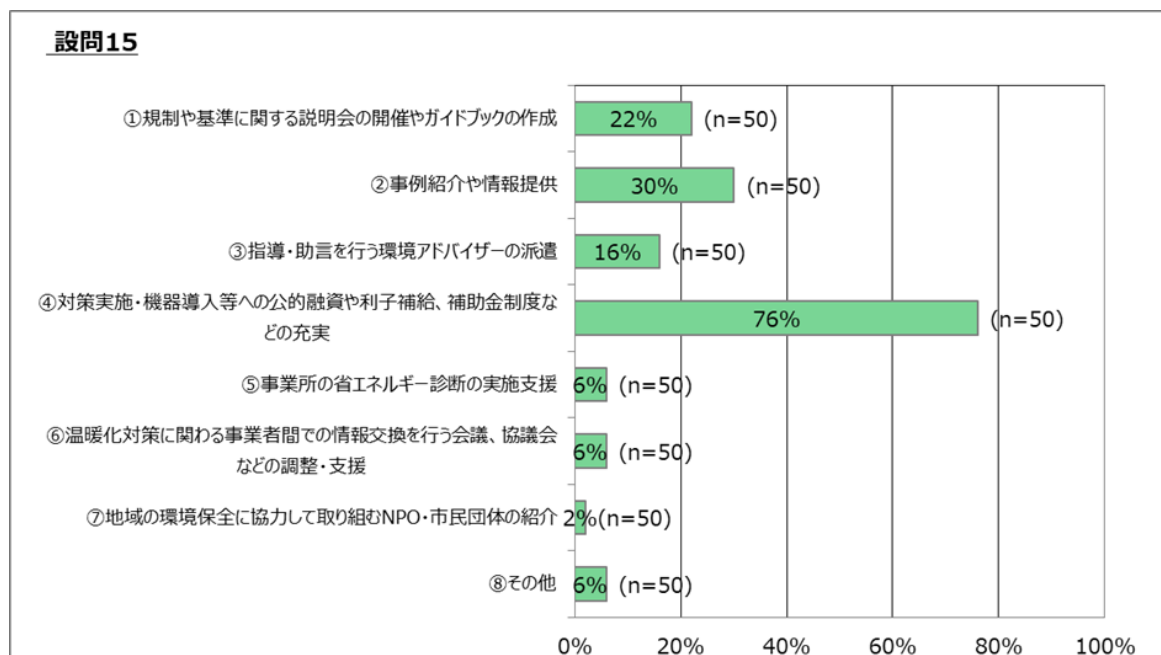
- ・「内容を詳しく知っている」、「聞いたことはあるが、内容を詳しく知らない」の合計が98%と電力の自由化という用語の認知度は高くなっています。

[問 14] 電力会社の乗り換えの際に重要となる点について



- ・「①電気料金が削減できる」が74%と最も高く、コスト面が電力会社切り替えの際に重要となっています。次いで、「⑥トラブル時に迅速に情報提供、対応をしてくれる」が44%、「③経営が安定している」が22%となっています。
- ・一方で、「⑤省エネの情報・サービスが充実している」が2%、「⑦地域の活性化に貢献できる」が4%と低くなっています。

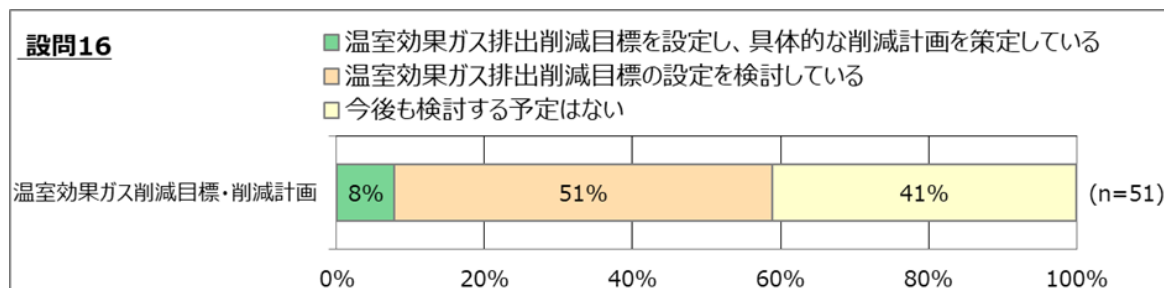
[問 15] 観音寺市が取り組むべき施策について



・「④対策実施・機器導入等への公的融資や利子補給、補助金制度などの充実」が76%と最も高く、金銭面での支援を望んでいる事業者が多くなっています。次いで、「②事例紹介や情報提供」が30%と高くなっています。

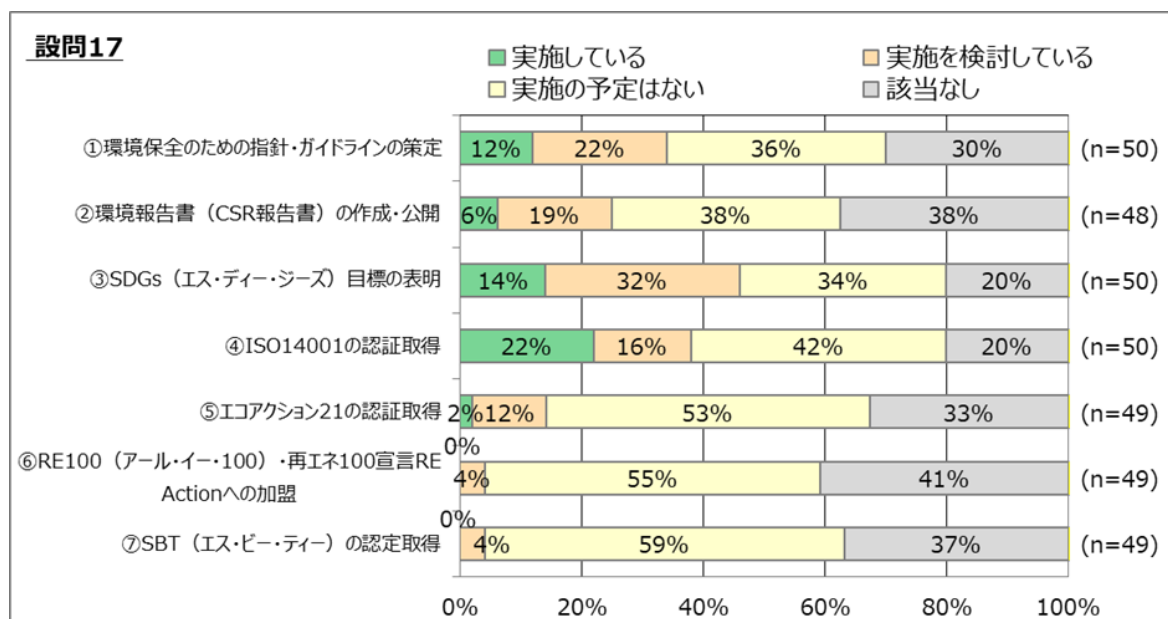
「⑦地域の環境保全に協力して取り組むNPO・市民団体の紹介」は2%と最も低くなっています。

[問 16] 事業所の温室効果ガス*削減目標・削減計画について



・「温室効果ガス*排出削減目標を設定し、具体的な削減計画を策定している」は8%と現時点で計画を策定している事業者は少ないですが、「温室効果ガス*排出削減目標の設定を検討している」は51%と半数近くの事業者が目標設定を検討しています。

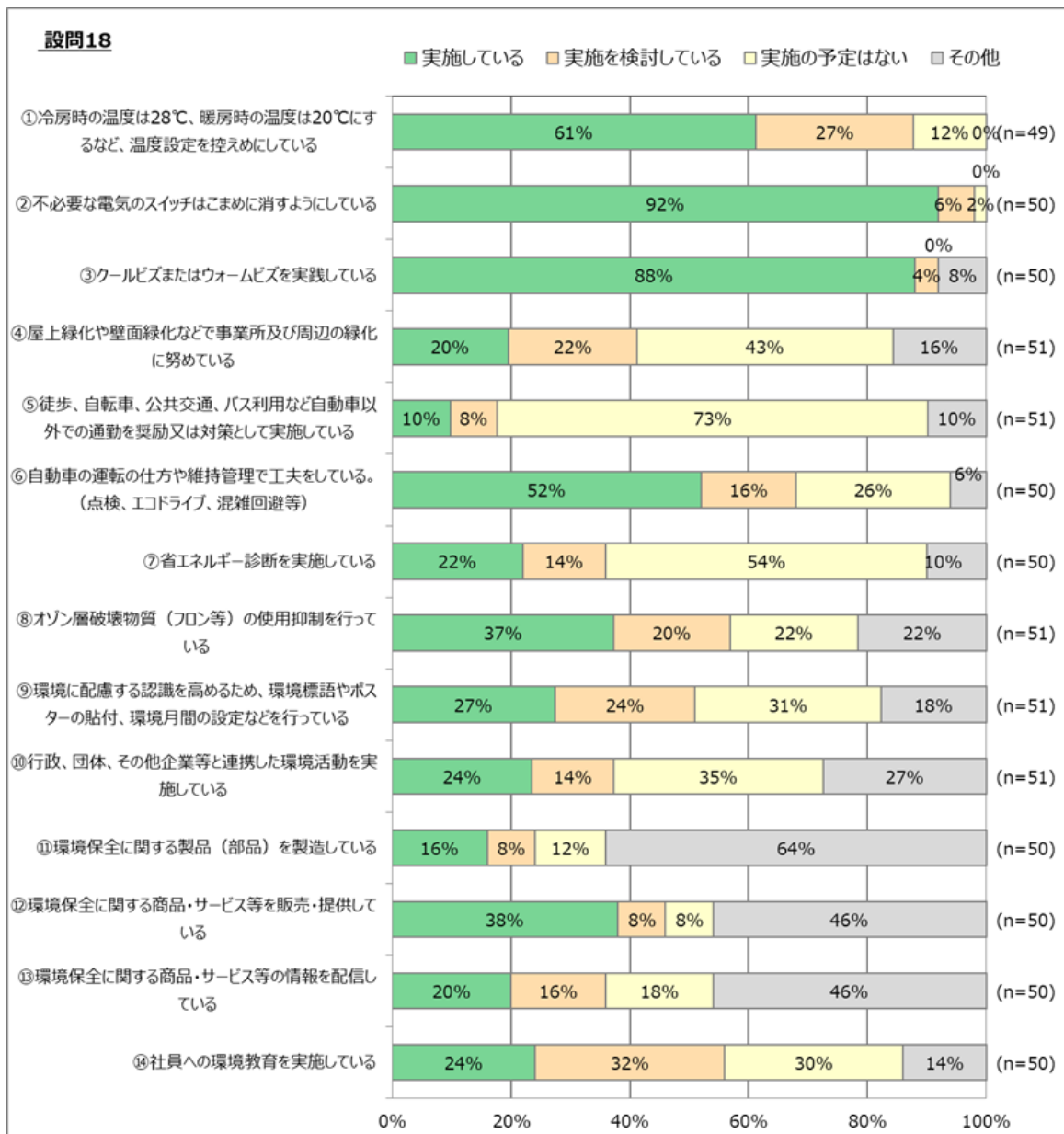
[問 17] 事業所の環境認証制度等の取組状況について



- ・ 「④ISO*14001 の認証取得」が22%と実施率が最も高く、次いで、「③SDGs*（エス・ディー・ジーズ）目標の表明」が14%と高くなっています。また、「③SDGs*（エス・ディー・ジーズ）目標の表明」は実施を検討している事業所も32%と多くなっています。
- ・ 「⑥RE100（アール・イー・100）・再エネ100宣言REActionへの加盟」、「⑦SBT（エス・ピー・ティー）の認定取得」を実施している事業者はいないことが分かります。また、実施を検討している事業所もそれぞれ4%と低くなっています。

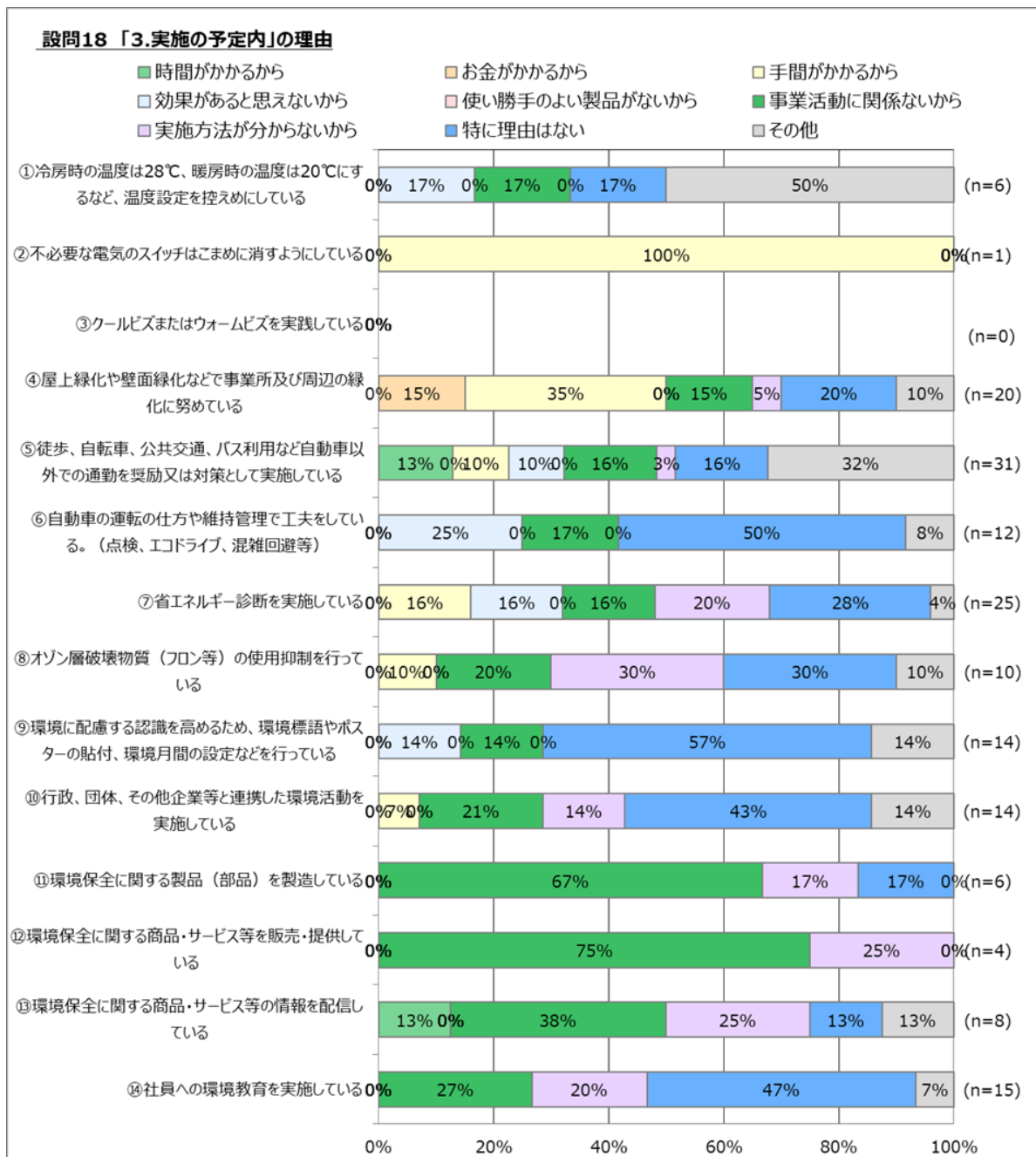
[問 18] 地球温暖化対策の取組状況について

a) 地球温暖化対策の取組状況



- ・ 日常的に実施可能な省エネ行動(①～③)は60%を超える事業所が実施していることが分かります。
- ・ 一方で、「④屋上緑化や壁面緑化*などで事業所及び周辺の緑化に努めている」、「⑤徒歩、自転車、公共交通、バス利用など自動車以外での通勤を奨励又は対策として実施している」の実施率は20%以下となっています。
- ・ また、環境保全に関する製品製造・販売等(⑪～⑬)については、半数程度の事業所が該当なしとなっています。

b) 地球温暖化対策の取組状況【取り組まない理由】



- ・実施しない理由としては、「事業活動に関係ないから」、「実施方法が分からないから」、「特に理由はない」が全体的に多い傾向にあることがわかります。
- ・実施率の低い「④屋上緑化や壁面緑化*などで事業所及び周辺の緑化に努めている」、「⑤徒歩、自転車、公共交通、バス利用など自動車以外での通勤を奨励又は対策として実施している」については、「時間がかかるから」、「手間がかかるから」という理由が多い傾向にあります。

4 用語集

アルファベット/数字

■BEMS

ビルエネルギー管理システム(Building Energy Management System)の略で、ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るためのシステムのことで、

■BOD (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で水の汚れを示した水質の指標です。数値が大きいほど水は汚れています。

■CSR

企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)を意味し、企業は社会的な存在であり、自社の利益や経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者(ステークホルダー)全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方を指します。

■COD (Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量)

過マンガン酸カリウムや重クロム酸カリウム等の酸化剤で酸化される有機物等の物質が、水中にどのくらい含まれるかを、消費される酸化剤の量を酸素の量に換算して示した水の汚れを表す水質の指標です。数値が大きいほど水は汚れています。

■HEMS (住宅用エネルギー管理システム)

住宅用エネルギー管理システム(Home Energy Management System)を意味し、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するための住宅用エネルギー管理システムを指します。

■IPCC

国連環境計画(UNEP)及び世界気象機関(WMO)により1988年に設立された政府間機関です。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を政策決定者等に提供しています。

■ISO

国際標準化機構(International Organization for Standardization)のことで、ISO14001は、1996年に制定された環境マネジメントシステム規格のことで、PDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることを目指すものです。

■L2-Tech 認証

エネルギー起源CO₂の排出削減に最大の効果をもたらす先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)のことで、国では、2019年度から、認証制度として、最高効率を有する設備・機器等について「L2-Tech 認証製品一覧」としてまとめ、情報発信、普及を推進しています。

■LED

発光ダイオード(Light Emitting Diode)と呼ばれる半導体素子のことを指します。発光ダイオードを使用した照明器具は、白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命で電力消費も少ないことが特徴です。

■PDCA

計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返しながら、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法を指します。

■PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊している粒径2.5μm以下の非常に小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10μm以下の粒子)よりも小さな粒子のことで、PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が心配されています。

発生源は、ボイラー、焼却炉等のばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等の人の活動に伴うもののほか、自然界由来(土壌、海洋、火山等)のものがあります。

■SDGs

「持続可能な開発目標」と訳されています。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・

169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

■V2H

Vehicle to Homeの略で、充・放電可能な機器を設置し、車から施設等に電力を供給する形態を指します。停電時の施設等への電力供給や平常時の施設等での電力の有効活用が可能となります。

■ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）の略で、ビルにおける1次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した1次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにするビルを指します。

■ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略で、住宅における1次エネルギー消費量を、省エネ機能の向上や再生可能エネルギーの活用などの創エネにより削減し、年間を通した1次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにする住宅を指します。

■3R

「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再生利用）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「1度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。

ア行

■アイドリングストップ

自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようということです。不必要なアイドリングをやめることで、車の燃料が節約でき、排出ガスも減らすことができます。

■アダプト制度

市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」のことであり、道路や河川など一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって養子の美化（清掃）を行い、行政がこれを支援することです。

■ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのことです。

■雨水浸透枡

雨水を地下に浸透しやすくする施設のことで、底面に碎石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる「ます」のことです。

■エコアクション21

環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつです。ISO14001の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築がISO14001より容易なものとなっています。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素（CO₂）や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念です。関係するさまざまな機関がドライバーに呼び掛けています。

主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。

■屋上緑化・壁面緑化

建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。同じように、建築物等の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

緑化により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

■温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称です。対流圏オゾン、二酸化炭素、メタン等が該当します。地球温暖化の主な原因とされています。

■カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる方法を指します。

■外来種

過去あるいは現在の自然分布域外に人為的（意図的又は非意図的）に導入された生物種を指します。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼びます。

■家庭用蓄電池

電気を貯めたり、必要なときに電気機器などに電気を供給したりすることができる設備のことです。家庭用蓄電池は、電気を貯める蓄電ユニット、パワーコンディショナー、リモコンなどによって構成されています。

■環境基準

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて基準が定められています。

■環境マネジメントシステム

事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に改善していくための仕組みのことです。EMS（Environmental Management System）ともいい、ISO14001 やエコアクション 21 等があります。

■気候変動

気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されています。

■クールシェア

夏の暑い時期に、1人1台のエアコンをやめ、涼しい場所をみんなでシェア（共有）することです。家族で1つの部屋で過ごす、図書館や商業施設で涼む、あるいは自然が多い涼しいところに行くことで夏を快適に乗り切り、エネルギー消費を減らす取組です。

■クールチョイス

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことです。

■クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのことです。

■クリーンエネルギー自動車

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の、二酸化炭素（CO₂）排出量の少ない車両のこと。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

■グリーンツーリズム

グリーンツーリズムとは、「農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅」という意味です。長期バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した旅のスタイルで、日本でも最近“新しい旅のカタチ”として関心を集めています。ひとつの場所に長く滞在し、様々な田舎暮らし体験をする。当然、単なる観光旅行とは異なり、手に入れる感動もより深く、大きなものになるのがグリーンツーリズムの大きな魅力です。

■景観行政団体

景観行政団体とは、景観計画の策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、政令指定都市、中核市は自動的に、その他の市町村は、県と協議し、その同意を得れば景観行政団体とな

ることができます。

■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。

■高効率給湯器

高効率給湯器とは、エネルギーの消費効率に優れた給湯器のことです。これらを利用することで、省エネや地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素（CO₂）を減らすことができ、地球環境保全への貢献に役立ちます。

■降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂の推積に伴い発生し、又は飛散する物質）等のうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するもののことです。

■小型家電

デジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器等のことです。

サ行

■再資源化（リサイクル）

ごみを原料として再利用することです。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことを指します。

■再使用

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことです。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合があります。

■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーを指します。石油、石炭などの化石燃料と異なり、発電時や熱利用時に二酸化炭素（CO₂）をほとんど排出しません。

■里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のことです。里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域です。高い生物生産性と生物多様性が求められるとともに、人と自然の領域の中間点にあるエリアでもあり、陸地という里山と同じく人と自然が共生する場所でもあります。

■里地・里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域で、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。里地・里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

■持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする 2016 年から 2030 年までの国際社会共通の目標で、2015 年の国連総会で採択されました。ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals : MDGs) とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

■遮熱性舗装

太陽エネルギーの約 50%を占めるといわれる近赤外線を効率的に反射する舗装を指します。路面温度の上昇を抑制し、舗装体への蓄熱を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に資するものです。

■集団回収

自治会や PTA、集合住宅などのグループで、回収の場所・日時を決めて、家庭から出る資源を持ち寄り、資源回収業者に引き渡す自主的なリサイクル活動のことです。

■循環型社会

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底により実現される、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会を指します。

■水質環境基準

環境基本法に基づくもので、人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準として定められたものです。人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）が別々に定められており、健康項目では、26項目にわたり基準値及び測定方法が決められています。生活環境項目では、利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに基準値を定めるにとどめ、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定する仕組みを取っています

■ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することです。

■生態系

ある地域に生息・生育する全ての生物とこれに相互に作用し合う非生物的環境をひとまとめにし、一つの機能系（システム）とみなしたものです。地球上の生物は全てこのシステムの構成員であり、太陽光を使って無機物から有機物をつくる生産者（植物）、それを食べる消費者、死体や排泄物を分解する分解者が食物連鎖（食物網）を構成し、エネルギーの流れ、物質循環が起こっています。さらに気象、地形などもシステムの構成要素であり、自然界のバランスが維持されています。

タ行

■ダイオキシン類

塩素化合物の一種で、主に塩素を含んだものが燃えるとき、特に不完全燃焼のときや、化学物質の製造過程における副生物や不純物として非意図的に生成される有害な化合物のことです。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対策が進められています。

■太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のことです。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったとき発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたものです。

太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがあります。

■太陽熱利用システム

再生可能エネルギーのひとつであり、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムを指します。

■地域移輸出入収支額

地域経済分析において用いられる指標で、域外へ販売している額（輸出額）と域外から購入している金額（輸入額）との差のことです。農業、製造業、観光業等のように、域外に主な市場を持ち域外に対し財・サービスを販売できる基盤産業を持つ地域は、移輸出入収支額（＝移輸出－移輸入）がプラスとなります。

■地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された法律のことです。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るものです。

■低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のことを言います。

■適応策

「緩和策」と呼ばれる、温室効果ガスの排出量を減らす努力などに加えて、緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくための対策を指します。

具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、

伝染病の予防などがあげられます。

■電化

電気を動力源とする製品等の導入を進めることを指します。

■電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車のことです。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ないことが特徴です。

■特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、外来生物（国外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

■土壌汚染

土壌中に重金属、有機溶剤、農薬、油等の物質が、自然環境や人の健康・生活へ影響がある程度に含まれている状態のことです。土壌へ混入した原因は、人為・自然を問いません。典型七公害の一つです。

■トップランナー基準

電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定することをトップランナー方式と呼び、日本では1998年に改正された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」の中で、特に民生・運輸部門の省エネルギー対策として導入されました。機器等の省エネルギー性能の向上を促すための目標基準をトップランナー基準と言います。

十行

■二酸化硫黄

不純物として石炭中に最大2.5%程度、原油中に最大3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油等の燃焼時に発生します。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出されます。

■二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林のことです。

溶岩など土壌のない地盤に森林が成立していく過程と違って、土壌が存在する場合には、初めからカンバ類やマツ類などの陽性の樹木が成長し、長い年月をかけて、やがて陰性の樹木に置き換わり安定した森林（極相）となります。このような遷移を二次遷移と呼び、二次遷移の途中にある森林を主に二次林と呼びます。

■燃料電池

電気化学反応によって燃料の化学エネルギーから電力を取り出す（＝発電する）電池のことをいいます。燃料には方式によって、水素、炭化水素、アルコールなどが用いられています。

■のりあいバス（コミュニティバス）

市などの自治体が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのことです。観音寺市では、のりあいバスという名称で6路線（1市内循環線、2外循環線、3粟井姫浜線、4五郷高室線、5箕浦観音寺線、6伊吹線）を運行しています。

八行

■排出係数

電力やガスなどのエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のことです。

■ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所等の情報が既存の地図上に図示されています。

■発生抑制

ごみになるものを「作らない」「売らない」「買わない」などによりごみの発生そのものを抑制するこ

とを指します。

■パリ協定

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、2020 年以降の新しい地球温暖化対策の国際的枠組みのことで、2016 年 11 月に発効しました。「世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が打ち出されています。

■ヒートポンプ式給湯器

室外の空気から熱を汲みあげてお湯を沸かす仕組みを指します。吸い込んだ熱を圧縮して温度を高める作用が水を低いところから高いところに運ぶ「ポンプ」に煮えているため「ヒートポンプ」と呼びます。

■浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質（PM）のことで、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。日本の環境基準の測定の対象になるものの定義としては、粒径 10 μ m 以下のものとされています。発生源は工場のばい煙、自動車排気ガス等の人の活動に伴うもののほか、自然界由来（海塩の飛散、火山森林火災等）のものがあります。

■プラグインハイブリッド自動車

家庭の外部コンセントから充電できるハイブリッド車自動車のこと。夜間電力などを利用して効率的に充電し、短距離を電気自動車として、長距離をガソリン車として利用できる他、災害時には家庭内の電気使用に非常用バッテリーとして利用することができます。

マ行

■緑のカーテン

アサガオやヘチマなどツル性の植物で建物の窓や壁を覆うものです。夏季の強い日差しを和らげることなどにより、冷房費の削減等の効果があります。

第2次観音寺市環境基本計画（改訂版）

2023年3月

発行

観音寺市 市民部 生活環境課

香川県観音寺市南町四丁目2番10号

TEL 0875-25-2698

観音寺市ホームページ

<https://www.city.kanonji.kagawa.jp/>



発行 観音寺市
編集 観音寺市市民部生活環境課
住所 香川県観音寺市南町四丁目2番10号
TEL 0875-25-2698
FAX 0875-25-2867

表紙の写真は、延喜式内社高屋神社本宮の鳥居です。
高屋神社は、標高404メートルの稲積山の頂上に本宮があり、「稲積神社（いなづみじんじゃ）」、「稲積さん」ともよばれています。
本宮の鳥居からは、観音寺市内と美しい瀬戸内海が一望できるため、「天空の鳥居」として知られています。
2018年には四国八十八景にも選出され、市民や観光客に人気のフォトスポットとして親しまれています。